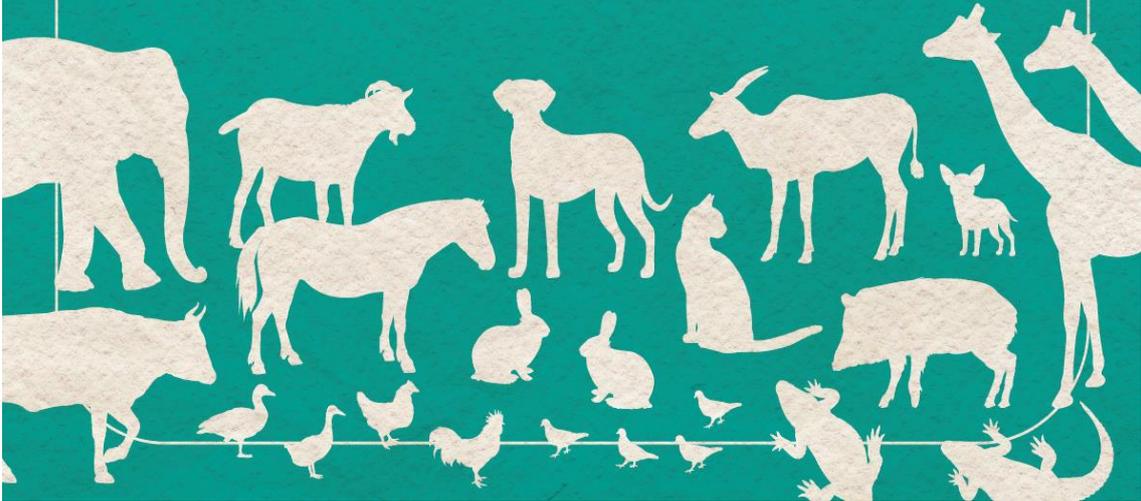


動物虐待等に関する 対応ガイドライン

令和4年3月



内容

はじめに	2
ガイドラインの使い方	3
第1章 動物虐待等に関する基本事項	5
1. 法の目的における動物虐待等に関する対応の位置付け	5
2. 対象となる動物	8
3. 虐待を受けるおそれがある事態とは	13
4. 動物虐待等事案とは	16
5. 動物虐待等に関するその他の罰則	26
第2章 動物虐待等に関する対応	27
1. 対応の流れ	27
2. 関係主体の役割	30
3. 相談・通報	33
4. 虐待を受けるおそれがある事態への対応	44
5. 刑事告発等	61
6. 動物虐待等事案の対応	62
7. ひな形	64
参考 動物虐待に対する獣医学的評価	72
巻末資料	84
1. 参考資料	
2. 引用文献	
3. 参考文献	
4. 主な関連条文	

はじめに

「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、「動物愛護管理法」又は「法」という。）は、「動物の保護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号。以下、「動物保護管理法」という。）が昭和 48 年に議員立法により制定されたことに始まり、現在までに平成 11 年、平成 17 年、平成 24 年、令和元年に改正が行われている。平成 11 年の改正において、動物保護管理法から動物愛護管理法に名称が変更された。

法の目的は第 1 条に、動物の虐待及び遺棄の防止等による動物愛護と、動物による人の生命・身体・財産への侵害や生活環境への支障の防止等による動物管理の二本柱により人と動物の共生する社会の実現を図ることと規定されており、動物の虐待及び遺棄の防止は動物愛護管理法の大きな目的となっている。

動物は民法（明治 29 年法律第 89 号）上は、「物」として分類され、動物愛護管理法においても動物の生命・身体の安全そのものを保護法益とするものではなく、動物愛護の良俗を保護するものであり、動物は権利主体ではなく、あくまでも権利客体であるとされている。その一方で、平成 24 年の法改正では、法第 2 条の基本原則に動物が命あるものであること、人と動物の共生に配慮した取扱いをすることなどが盛り込まれたことから、動物は単なる「物」でなく、「命あるもの」であることを前提とし、国民には法の趣旨を踏まえた動物の取扱いが求められる。

令和元年の法改正では、愛護動物虐待等罪（愛護動物殺傷罪、愛護動物虐待罪及び愛護動物遺棄罪をいう。以下同じ。）の法定刑が大幅に引き上げられた。その趣旨については、愛護動物を虐待する行為に対する社会的非難が強くなっていること、また、昨今の残虐な事例を踏まえ、愛護動物虐待等罪の保護法益である動物を愛護する気風を害する程度は以前より格段に大きくなっていると評価できることを踏まえ、法定刑を大幅に引き上げることにより一定の抑止効果が期待できるものと説明されている。¹

動物虐待事犯の検挙数は年々増加しており、地方自治体が動物虐待事案の発生の兆しを早期に把握し、適切な対処を通じて虐待の発生を未然に防止すること、また、実際に動物虐待が発生した場合には警察と連携しつつ、問題を総合的に解決していくことの重要性は高まっている。しかし、実際に地方自治体が動物虐待に関する通報を受けた場合、通報に係る行為が動物虐待に該当するか否かを判断することは難しく、また、通報を受けた後に行政がとるべき対応等についても体系的な整理はなされてこなかった。そこで、令和元年改正を契機に、改めて動物虐待等に関する対応について整理し、ガイドラインとして取りまとめた。

本ガイドラインの策定のため御協力いただいた全ての方に深く感謝を申し上げますとともに、本ガイドラインが動物虐待の未然防止や動物虐待事案が発生した際の円滑かつ毅然とした対応に際して関係者に広く活用され、動物愛護管理行政の更なる推進の一助となることを期待する。

¹ 第 198 回国会 衆議院 環境委員会 第 7 号 令和元年 5 月 31 日 議事録

ガイドラインの使い方

本ガイドラインは、主に地方自治体の動物愛護管理担当職員が、動物虐待に至る可能性のある不適正飼養に適切に対応することにより、動物虐待を防止するため、また、動物虐待の該当性を判断し、円滑に対応するための考え方について解説するものであり、「動物虐待等に関する基本事項」、「動物虐待等に関する対応」という2つのパートで構成されている。加えて、動物虐待に対する獣医学的評価についても解説する。なお、本ガイドラインで「都道府県」と記載している場合、都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を指す。

なお、本ガイドラインにおける動物愛護管理法の条項は、「法第47条の3」のみ令和4年6月施行の新条項で記載している。本条項は令和4年5月までは「法第47条の2」である点についてご留意いただきたい。

■ガイドラインの構成

「第1章 動物虐待等に関する基本事項」では、動物愛護管理法における動物虐待等の位置づけや虐待を受けるおそれがある事態及び動物虐待等事案とは何か、また、それらの対象となる動物等について解説している。

「第2章 動物虐待等に関する対応」では、虐待を受けるおそれがある事態及び動物虐待等事案に係る対応をフロー図として示し、行政職員としての具体的な対応及び対応に当たっての留意事項等も含め整理した。

また、虐待を受けるおそれがある事態及び動物虐待等事案への該当性を判断し、適切に対応するためには、動物の苦痛の程度等を判断するための獣医学的知見が非常に重要になることから、「動物虐待に対する獣医学的評価」に関しては、日本獣医生命科学大学の田中亜紀先生に参考資料として、動物虐待が疑われる際に確認すべき動物の状態等について御執筆いただき掲載している。警察等の捜査機関から、動物愛護管理担当職員として動物の状態についての所見を求められる機会もあることから、積極的に活用いただきたい。また、令和元年法改正において、動物虐待をいち早く探知するため、虐待が疑われる際の獣医師による通報が義務化されたことから、行政獣医師以外の民間獣医師におかれても御参照いただければ幸いである。

■ガイドラインが対象とする動物

本ガイドラインでは、「愛護動物虐待等罪」（法第44条）については人との関わりがある家庭動物等、展示動物、産業動物、実験動物を、また、「（動物が）虐待を受けるおそれがある事態」（法第25条）については哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものであって、産業動物及び実験動物以外の動物を対象動物としている。また、双方共通して純粋な野生状態の下にある動物は対象外となる。詳細は第1章5.において後述する。

■ ガイドラインを用いる関係者

動物愛護管理担当職員のみならず、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の畜産、公衆衛生などの動物関係部局、社会福祉部局、生活環境等所管部局の行政職員、また、その他関係機関（警察、獣医師会等）や動物病院、動物愛護団体等においても参考にしていきたいと考える。

■ 用語解説

用語	解説
愛護動物	動物愛護管理法第 44 条第 4 項に規定される愛護動物虐待等罪の客体となる動物。
愛護動物遺棄罪	動物愛護管理法第 44 条第 3 項に規定される罪。
愛護動物虐待罪	動物愛護管理法第 44 条第 2 項に規定される罪。
愛護動物虐待等罪	動物愛護管理法第 44 条第 1 項～第 3 項（愛護動物殺傷罪・愛護動物虐待罪・愛護動物遺棄罪）の 3 罪の総称。
愛護動物殺傷罪	動物愛護管理法第 44 条第 1 項に規定される罪。
虐待を受けるおそれがある事態	動物愛護管理法施行規則第 12 条の 2 に規定されている事態。動物愛護管理法第 25 条第 4 項の対応を要する。
行政獣医師	国家公務員、地方公務員の獣医師。動物愛護管理行政、農林水産行政、公衆衛生行政等に携わり、検疫所等の国の機関のほか、都道府県庁、保健所、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所等と活躍の場は幅広い。
行為者	動物虐待等を行った者及び虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者。一般の飼い主だけでなく、動物取扱業者等も含む。
動物虐待	愛護動物虐待罪（法第 44 条第 2 項）が問われる行為。
動物虐待事案	愛護動物虐待罪として問題になっている事柄、また、問題となるべき事柄・案件。
動物虐待等	愛護動物虐待等罪が問われる行為。
動物虐待等事案	愛護動物虐待等罪として問題になっている事柄、また、問題となるべき事柄・案件。
保護法益	法によって保護される国家的・社会的又は個人的な利益。
民間獣医師	行政獣医師以外の獣医師。動物病院に勤める臨床獣医師だけでなく、研究機関や民間企業等に勤務する獣医師を含む。

第1章 動物虐待等に関する基本事項

動物虐待等に関する対応については、動物虐待等が発生した後の対応と、発生を未然に防ぐための2つの対応が必要となる。ただし、動物虐待を未然に防ぐための「虐待を受けるおそれがある事態」や虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる飼育改善指導が必要である事態と、刑罰が科される動物虐待等事案は、それぞれの段階について境界が明確ではない。この理由として、当該行為の目的、手段、態様及び苦痛の程度等を総合してその該当性を判断しなくてはならず、かつ、時代等によって変化する社会通念にも左右されることが挙げられる。

本章では、動物愛護管理法の目的や動物虐待等事案に円滑に対応するための基本となる「虐待を受けるおそれがある事態」、「愛護動物虐待等罪」に関する条文の解釈、それに関連する用語や概念等について解説する。

1. 法の目的における動物虐待等に関する対応の位置付け

動物愛護管理法

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待*及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵かん養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

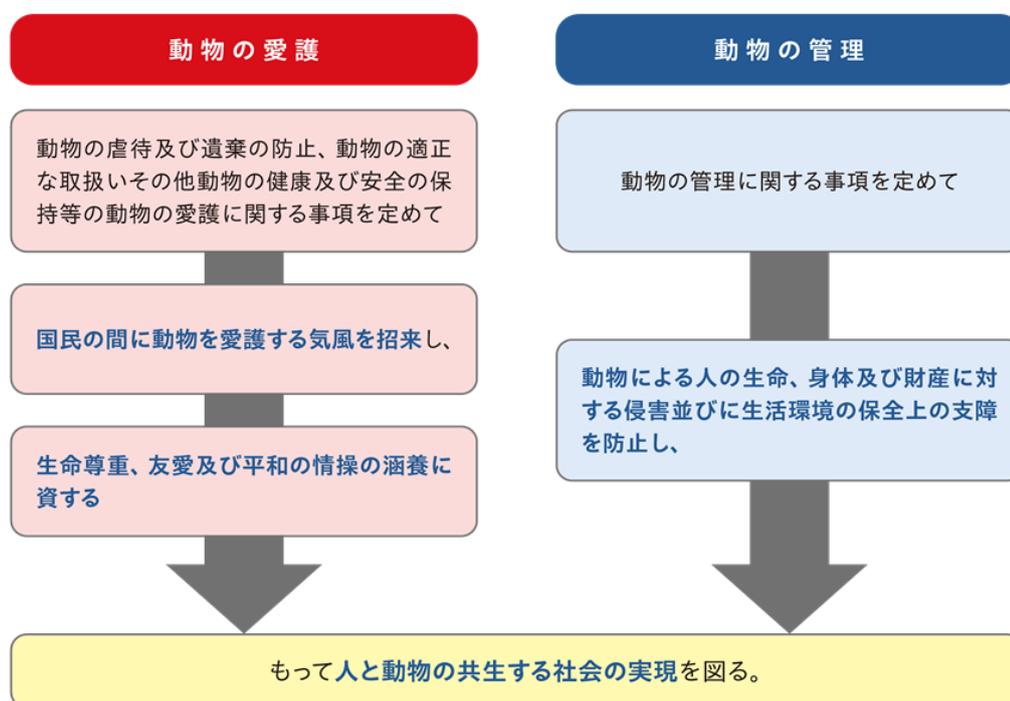
2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

*第一条の「虐待」には「みだりな殺傷」が含まれる。

動物愛護管理法の究極目的は、「動物の愛護」と「動物の管理」の2本柱を通じ、人と動物の共生する社会の実現を図ることである。

「動物の愛護」については、「動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵かん養に資する」とことと規定されている。

図表 1 動物愛護管理法の目的

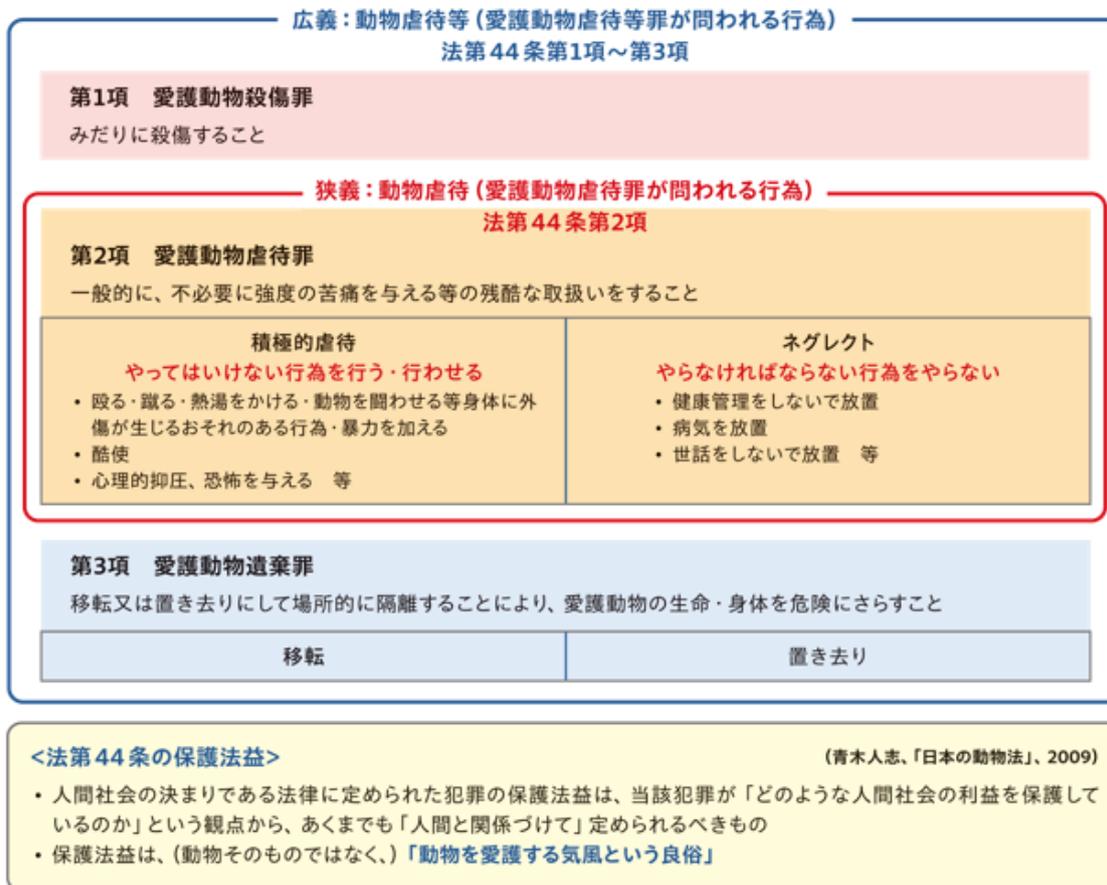


また、基本原則として、「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。」と規定されており、その実効性確保のために、動物の愛護の精神に反する動物の虐待や遺棄を禁止し、それらの行為に対する罰則を定めている。

虐待を受けるおそれがある事態（法第 25 条）及び愛護動物虐待等罪（法第 44 条）に係る対応は動物愛護管理法の「動物の愛護」の根幹を担保する非常に重要なものと言える。

本ガイドラインでは、虐待を受けるおそれがある事態（法第 25 条）と動物虐待等事案（愛護動物虐待等罪（法第 44 条））を対象とする。なお、動物愛護管理法における動物虐待には、概念上、広義の動物虐待と狭義の動物虐待が存在し、広義の動物虐待とは愛護動物殺傷罪（法第 44 条第 1 項）・愛護動物虐待罪（法第 44 条第 2 項）・愛護動物遺棄罪（法第 44 条第 3 項）を包括した動物虐待等罪が問われる行為を、狭義の動物虐待とは愛護動物虐待罪（法第 44 条第 2 項）が問われる行為を指す。本ガイドラインにおいて「動物虐待等」という用語を用いる場合は広義の動物虐待を、「動物虐待」を用いる場合は狭義の動物虐待を指し、それぞれに係る事案を「動物虐待等事案」、「動物虐待事案」という。

図表2 動物虐待等（広義の動物虐待）と動物虐待（狭義の動物虐待）の概念図



2. 対象となる動物

哺乳類、鳥類、爬虫類のうち、いずれも動物虐待等事案が生じた時点で生きているものが対象となる。また、人間との関わりという観点から、家庭動物等、展示動物、実験動物及び産業動物に大別される。

- ・家庭動物等：愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管（以下、「飼養等」という。）されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。
- ・展示動物：動物園、水族館、植物園、公園等における常設又は仮設の施設において飼養等する動物園動物、人との触れ合いの機会の提供、興行又は客よせを目的として飼養等する触れ合い動物、販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養等する販売動物、商業的な撮影に使用し、又は提供するために飼養等する撮影動物をいう。
- ・産業動物：産業等の利用に供するため、飼養等する動物をいう。
- ・実験動物：実験等の利用に供するため、施設で飼養等する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。

「愛護動物虐待等罪」（法第 44 条）及び「虐待を受けるおそれがある事態」（法第 25 条）では、対象となる動物が異なっている。なお、純粋な野生状態の下にある動物（以下、「野生動物」という。）は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（大正 7 年法律第 32 号。以下、「鳥獣保護管理法」という。）の対象となっている。

（1）虐待を受けるおそれがある事態の対象となる動物

動物愛護管理法

（第一種動物取扱業の登録）

第十条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項及び第二十一条の四において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。第二十二条の五を除き、以下同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節、第三十七条の二第二項第一号及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節から第五節まで（第二十五条第七項を除く。）において同じ。）の登録を受けなければならない。

法第 10 条第 1 項に定義されているものと同一であり、哺乳類・鳥類・爬虫類（畜産、実験用を除く）のうち、自然環境の下で自活する純粋な野生動物を除いた動物を指す。占有は要件となっていない。

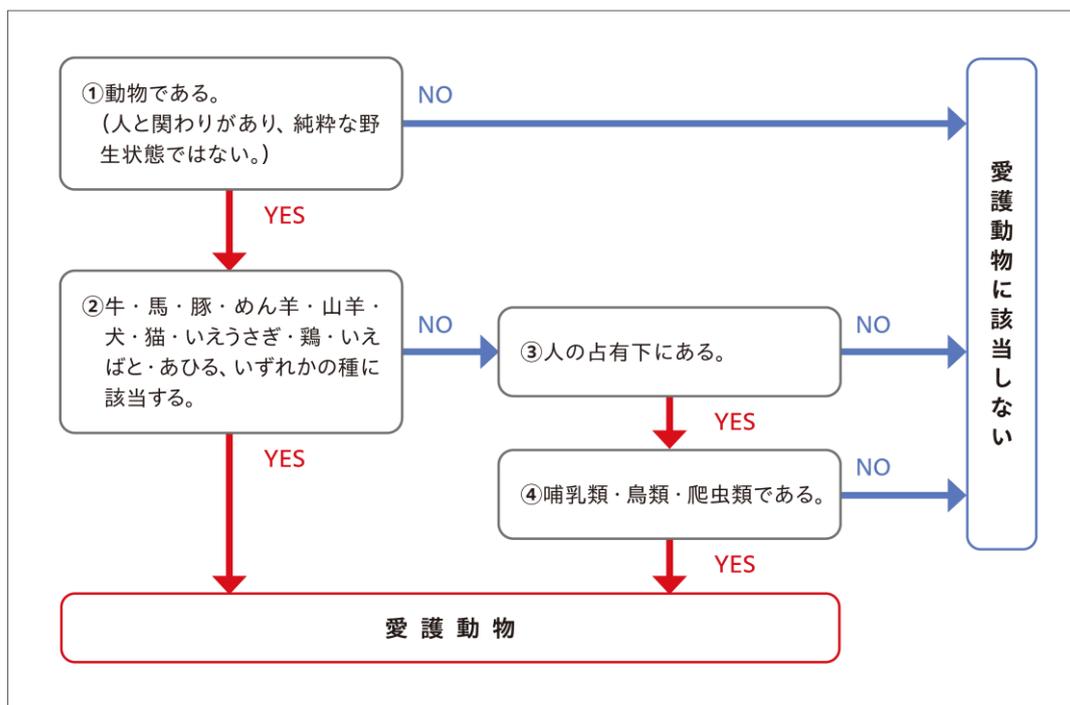
(2) 愛護動物：動物虐待等事案の対象となる動物

動物愛護管理法 第六章 罰則
 第四十四条
 4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。
 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

動物虐待等事案の対象となる動物は法第 44 条第 4 項で「愛護動物」として規定されている。

第 1 号では、「類型的にみて人間の生活に役立ち、人間によって飼育されることが予定されている家畜であり、かつ偶々人の占有を離れていても、人類の一員として親近感をもたれるものであって保護の対象とすべきであろう²⁾」動物が示されている（以下、「一号動物」という。）。第 2 号では、一号動物以外の「人が占有している」哺乳類、鳥類、爬虫類が対象となっている（以下、「二号動物」という。）。

図表 3 愛護動物の判断フロー



- ①第 44 条第 4 項柱書
- ②第 44 条第 4 項 1 号
- ③第 44 条第 4 項 2 号前段
- ④第 44 条第 4 項 2 号後段

参考文献

動物愛護管理法令研究会『改訂版 動物愛護管理業務必携』
 三上正隆「愛護動物虐待等罪の概説」
 (作成・提供：宮崎大学地域資源創成学部 箕輪さくら講師)

²⁾ 伊藤榮樹、小野慶二、莊子邦雄編 注釈特別刑法第五卷経済法編Ⅱ 立花書房

① 一号動物

牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひるのことであり、一般的に人間に飼養されている動物とされる。

市街地や村落に生息する無主の野良犬、野良猫³やドバト⁴は愛護動物に含まれるが、常時山野にて、野生の鳥獣等を捕食し生息している野生化したノイヌ⁵、ノネコ⁶等は、鳥獣保護管理法第2条第7項の規定に基づく狩猟鳥獣に位置付けられており、愛護動物には含まれない。ただし、犬、猫とノイヌ、ノネコを明確に判別することは難しく、市街地や村落以外の山野で発見された犬、猫であっても、その行動圏に人が居住等している場合は、原則として愛護動物の犬、猫として考えるべきである。なお、ノウサギ、キジバトはいえうさぎ、いえばとは異なり鳥獣保護管理法の対象となる野生動物であることから、一号動物には該当しないが、人が占有している場合には二号動物に該当する。

³ 平成元年10月24日付総管第473号 内閣総理大臣官房管理室長回答「動物の保護及び管理に関する法律第13条に規定する「保護動物」の解釈について（回答）」（巻末資料参照）

⁴ 昭和57年1月7日付警察庁丁寧防発第5号警察庁保安部防犯課長照会「動物の保護及び管理に関する法律の解釈について（照会）」（巻末資料参照）

昭和57年2月9日総管第42号 内閣総理大臣官房管理室長回答「動物の保護及び管理に関する法律の解釈について（回答）」（巻末資料参照）

⁵ 昭和25年12月11日付獣第835号愛知県知事照会「狩猟法に関する疑義について（照会）」

昭和25年12月25日付25林野第16999号林野庁長官回答「狩猟法に関する疑義について（照会）」に対する回答通知

⁶ 昭和39年5月28日付姫路簡易裁判所裁判官照会「ノネコについて」

昭和39年8月31日39林野造第716号「ノネコについて（照会）」に対する回答通知

図表4 一号動物の考え方

一号動物	考え方
牛	鯨偶蹄目ウシ科ウシ亜科ウシ亜属ウシ (<i>Bos primigenius taurus</i>)。
馬	奇蹄目ウマ科ウマ亜科ウマ亜属ウマ (<i>Equus ferus caballus</i>)。
豚	鯨偶蹄目イノシシ科ブタ (<i>Sus scrofa domesticus</i>)。
めん羊	鯨偶蹄目ウシ科ヤギ亜科ヒツジ (<i>Ovis aries</i>)。
やぎ	鯨偶蹄目ウシ科ヤギ亜科ヤギ属ヤギ (<i>Capra hircus</i>)。鳥獣保護管理法第2条第7項の狩猟鳥獣にいうノヤギは、山野に常棲するヤギをいい、一号動物には含まれず、野生生物とみなされる。
犬	食肉目イヌ科イヌ属イエヌ (<i>Canis lupus familiaris</i>)。市街地又は村落に棲息する野良犬(無主の犬)は一号動物に含まれる。鳥獣保護管理法第2条第7項の狩猟鳥獣にいうノイヌは、山野に常棲する犬をいい、一号動物には含まれず、野生生物とみなされる。
ねこ	食肉目ネコ科ネコ属イエネコ (<i>Felis silvestris catus</i>)。市街地又は村落に棲息する野良猫(無主の猫。地域猫含む)は一号動物に含まれる。鳥獣保護管理法第2条第7項の狩猟鳥獣にいうノネコは、山野に常棲するネコをいい、一号動物には含まれず、野生生物とみなされる。 また、ヤマネコはイエネコと全く異なる種類のもので、広くアジア諸国に分布している生来の野生生物である。
いえうさぎ	ウサギ目ウサギ科イエウサギ (<i>Oryctolagus cuniculus var. domesticus</i>)。日本の山野に見られるニホンノウサギ (<i>Lepus brachyurus</i>) は一号動物に該当せず、人の占有下にある場合に限り二号動物に該当する。
鶏	キジ目キジ科ニワトリ (<i>Gallus gallus domesticus</i>)。
いえばと	ハト目ハト科イエバト(ドバト) (<i>Columbalivia var. domesticus</i>)。市街地又は村落に棲息するドバトは一号動物に含まれるが、山野に常棲するドバトは一号動物には含まれず、野生生物とみなされる。 キジバト (<i>Streptopelia orientalis orientalis</i>) は野生動物であり、一号動物に該当せず、人の占有下にある場合に限り二号動物に該当する。
あひる	カモ目カモ科アヒル (<i>Anas platyrhynchos var. domesticus</i>)。

※ IBO 生物系統分類リストより目を決定した。

② 二号動物

一号動物以外の動物は、そのままでは飼養されている動物とはいえ、占有を伴って始めて飼養関係が肯定されるものである。

「占有」の解釈に当たっては、現実に飼養関係があるか否かが重要なポイントとなるとともに、ある程度継続的な飼養関係を要することになると考えられる。飼育禁止のマンションで飼育しているか否かが争点となった民事裁判例で、飼育の概念として「被告専用庭等に段ボール箱等を用意してすみかを提供している」と表現したものがある（東京地方裁判所立川支部平成 22 年 5 月 13 日判決）。また、条例上飼い主の定義を「所有し、占有し、又は管理する者」としている地域で、管理の概念として「保護に必要な食物又は起臥^{きご}の場所などを与え」と表現した刑事裁判例がある（長崎簡易裁判所昭和 45 年 2 月 18 日判決）。これらは、事実上自己の支配内において、すみか（寝床）を提供している者に対して飼養の域に達しているという判断を示したと考えられる。

野生動物であっても占有が認められた場合は、動物愛護管理法における愛護動物に該当することから、事案によっては鳥獣保護管理部局と調整を諮る必要がある。例えば、高崎山のサルは野生のものであり、餌だけは人間が与えるので食料の点での依存性は認められるが、その他の点については自然に委ねているので事実上の支配はなく占有関係は認められないものであると考えられている。

3. 虐待を受けるおそれがある事態とは

動物愛護管理法 第三章第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置

第二十五条

- 4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係る場所に入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

動物愛護管理法施行規則

(虐待を受けるおそれがある事態)

第十二条の二 法第二十五条第四項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であつて、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

- 一 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
- 三 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
- 四 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。
- 五 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。
- 六 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

法第 25 条では、「周辺の生活環境の保全等に係る措置」として、都道府県知事（政令指定都市の長を含む。以下同じ。）が動物虐待を含めた不適正な動物の飼養を行っている者等に対して介入し、こうした事態を是正していくための各種措置が設けられている。このうち、同条第 4 項、第 5 項では、動物が虐待を受けるおそれがある事態に対して、勧告・命令やそれらの施行のために必要な報告徴収、立入検査が規定されている。

法第 25 条における虐待を受けるおそれがある事態とは、同条第 4 項に定める「動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれのある事態として環境省令で定める事態」のことであり、具体的な内容は動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号。以下、「規則」という。）第 12 条の 2 に規定されている。同条各号に規定する事態に該当し、かつ、当該事態を生じさせている行為者が、都道府県の職員の指導に従わない、又は立入検査等による状況把握を拒むことにより、事態の改善が見込まれないとき、都道府県知事は行政指導や行政処分を行うことができることとなっている。

適正な飼養—不適正な飼養—虐待を受けるおそれがある事態—動物虐待事案は、明確な線引きがなく状況が刻々と変化するものであり、不適正な飼養及び虐待を受けるおそれが

ある事態の段階において適切に行政指導等を行うことにより、動物虐待事案への発展を未然に防止することは、非常に重要な行政の役割である。

また、飼養状況や動物の状態によっては、虐待を受けるおそれがある事態に該当せずとも、飼育改善指導が必要な場合があることから、「飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について」⁷（通知）等を参考に対応の必要性を判断されたい。

動物虐待の該当性を判断するに際し、法的解釈に疑義がある場合は、環境省動物愛護管理室に相談することが可能であるほか、獣医学的観点からの助言が必要な場合は、獣医師会や獣医学部等獣医師養成教育を実施している大学、日本法獣医学研究会等に相談することも検討されたい。

なお、動物虐待等事例に係る報道例、裁判事例概要等を取りまとめた報告書も参考となる。

【参考】

平成 19 年度 動物の遺棄・虐待事例等調査業務報告書

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h1903.html



平成 21 年度 動物の遺棄・虐待事例等調査報告書

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2203.html



平成 25 年度 動物の遺棄・虐待事例等調査報告書

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2603.html



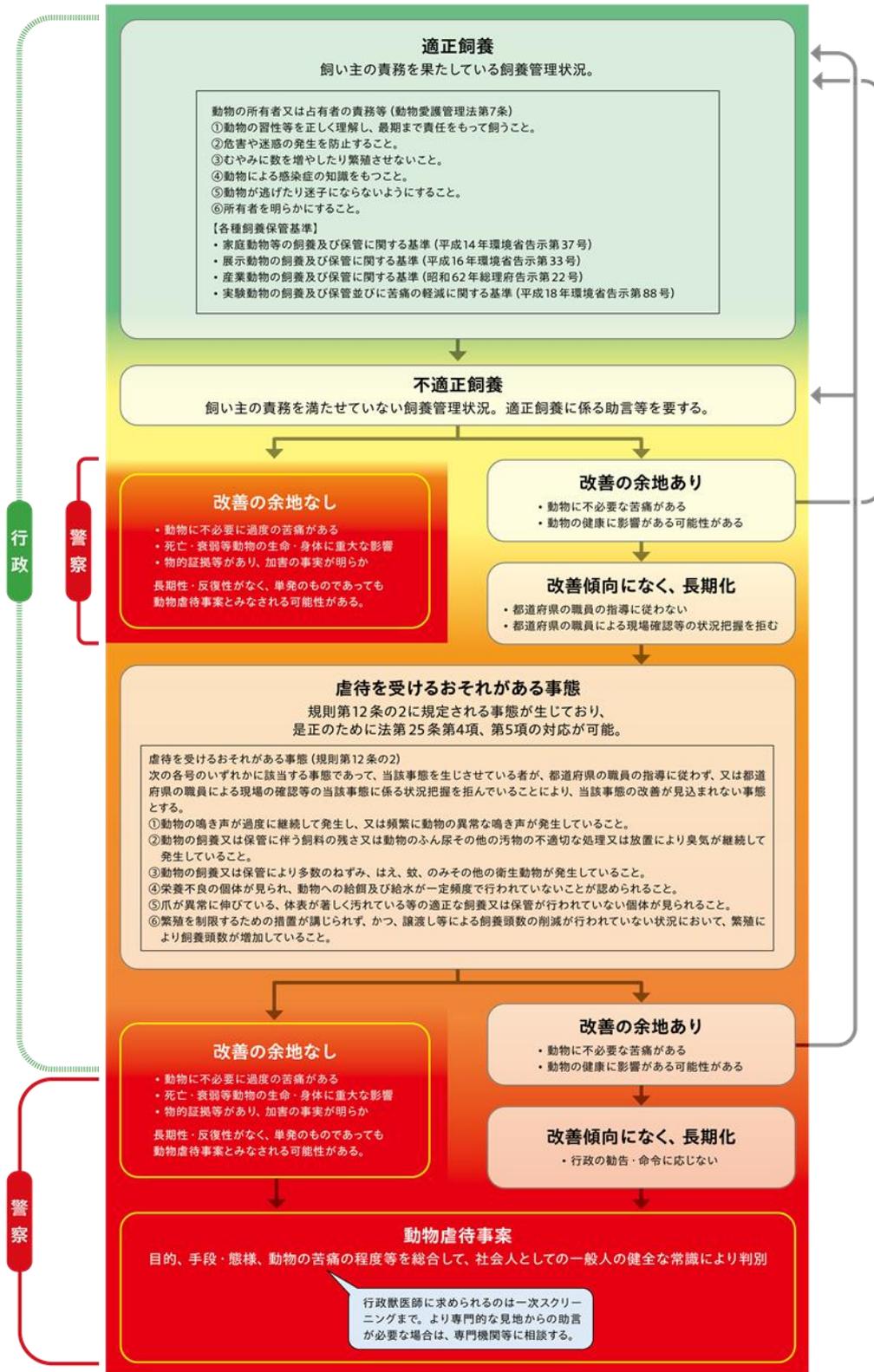
平成 30 年度 動物の遺棄・虐待事例等調査報告書

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3103b.html



⁷ 平成 22 年 2 月 5 日付環自総発第 100205002 号環境省自然環境局総務課長通知「飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について」https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/n_07.pdf

図表5 動物虐待事案に至る概念図



4. 動物虐待等事案とは

動物愛護管理法 第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(1) 総論

法第6章罰則の第44条では、刑罰が科されるもの(犯罪類型)が規定されている。本ガイドラインでは下記の3罪をあわせて愛護動物虐待等罪といい、これら3罪に係る事案を動物虐待等事案という。

法第44条(愛護動物虐待等罪)

・第1項 みだりな殺傷(愛護動物殺傷罪)

動物愛護管理法の趣旨から、愛護動物の殺傷は原則違法であるが、正当な理由のある場合、即ち社会通念上多くの人が納得し得る目的のために、相当な手段を以て行われる殺傷については、その目的の範囲内でのみ容認され得るものである。そのため、愛護動物を「みだりに」殺傷する行為を禁じたものである。当該罪に係る罰則は、5年以下の懲役又は5百万円以下の罰金である。

・第2項 虐待(愛護動物虐待罪)

愛護動物に対しては、不必要に強度の苦痛を与えるなどの残酷な取り扱いをしてはならないこととされている。動物の虐待の類型には、積極的虐待(暴力を加える、酷使、恐怖を与える等)とネグレクト(健康管理をしないで放置、病気を放置、世話をしないで放置等)がある。当該罪に係る罰則は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金である。

・第3項 遺棄(愛護動物遺棄罪)

愛護動物を移転又は置き去りにして場所的に隔離することにより、当該愛護動物の生命・身体を危険にさらす行為をしてはならないこととされている。当該罪に係る罰則は、愛護動物虐待罪同様に1年以下の懲役又は百万円以下の罰金である。

なお、上記いずれの犯罪についても未遂犯処罰規定は置かれていない。

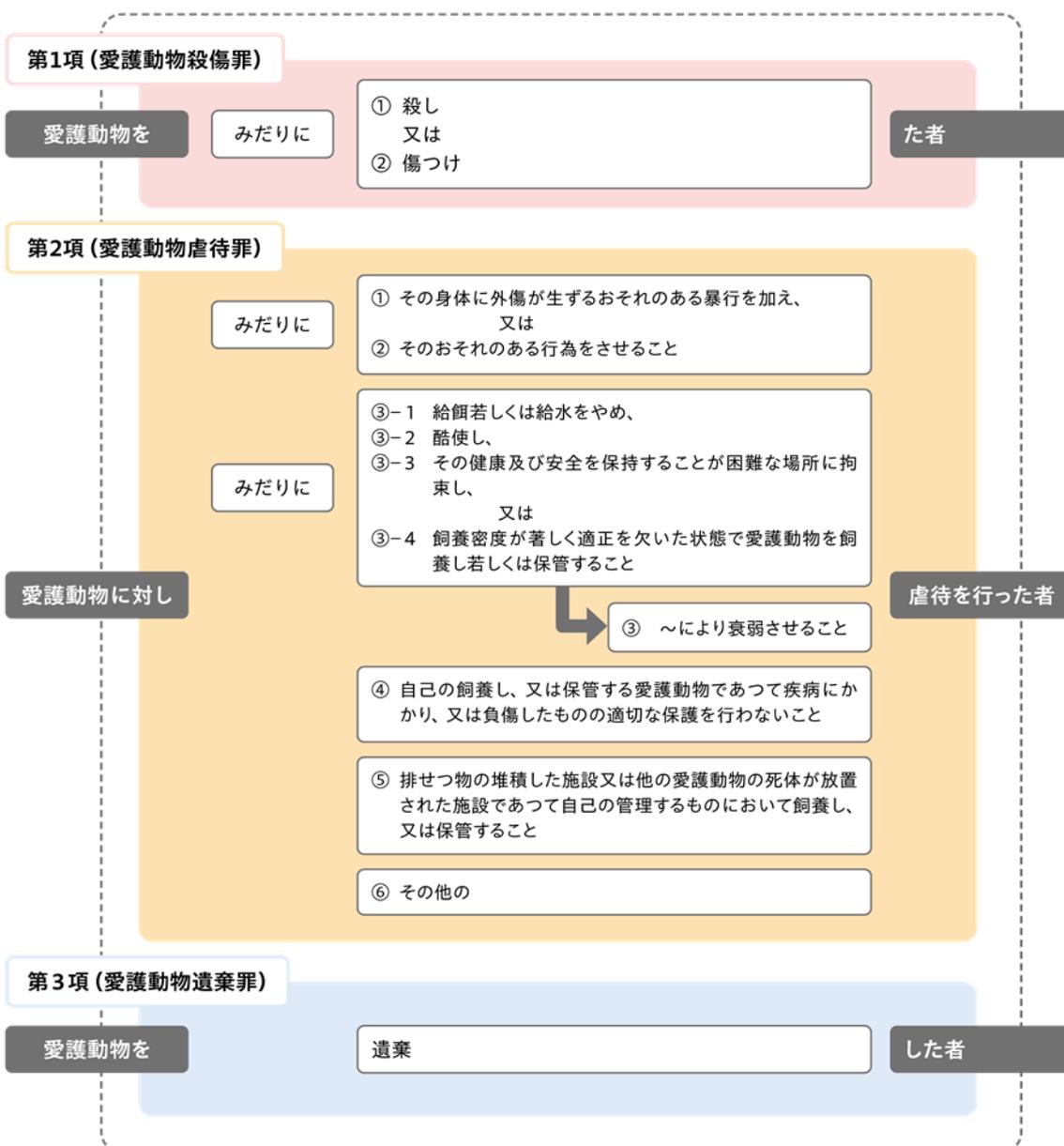
愛護動物虐待等罪については、これまでの法改正ごと、4回に渡り罰則が強化されてきたが、依然として悪質な事例が後を絶たず、令和元年法改正では、愛護動物殺傷罪の法定刑で

ある懲役刑の長期が2年から5年に引き上げられるとともに、罰金刑の多額も200万円から500万円に引き上げられた。愛護動物虐待罪、愛護動物遺棄罪については法定刑に懲役刑が設けられるなど、大幅に強化された。近年では、社会的な関心も高まっており、動物虐待等事案が発生すると、報道やインターネットで取り上げられることなどを通じて大きな社会問題になることも少なくない。行政として適切に行政指導等を行うことにより、動物虐待等事案に至らぬよう未然に防止すること、また、動物虐待等事案が発生した際には警察等の関係機関と協力し、解決に当たることが重要である。

図表 6 愛護動物虐待等罪（保護動物虐待等罪を含む）に係る条文の変遷

条文の変遷	
改正履歴	内容
動物の保護及び管理に関する法律 (昭和49年4月1日法律第105号)	<p>第13条 保護動物を虐待し、又は遺棄した者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>2 前項において「保護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。</p> <p>一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる</p> <p>二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類又は鳥類に属するもの</p>
動物の愛護及び管理に関する法律 (平成12年12月1日改正)	<p>第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 愛護動物を遺棄した者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。</p> <p>一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる</p> <p>二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの</p>
動物の愛護及び管理に関する法律 (平成18年6月1日改正)	<p>第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 愛護動物を遺棄した者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。</p> <p>一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる</p> <p>二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの</p>
動物の愛護及び管理に関する法律 (平成25年9月1日改正)	<p>第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。</p> <p>一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる</p> <p>二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの</p>
動物の愛護及び管理に関する法律 (令和2年6月1日改正)	<p>第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適性を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。</p> <p>一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる</p> <p>二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの</p>

図表 7 愛護動物虐待等罪の条文構成



(2) 愛護動物殺傷罪

動物愛護管理法 第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

愛護動物殺傷罪は、「愛護動物」を「みだりに」「殺し、又は傷つける」ことにより成立する。「みだりに」とは、具体的には正当な目的がない、又は正当な目的があったとしても手段として社会的に相当ではないことである。

例えば、産業動物のとさつ行為、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）や狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づく殺処分、獣医療行為、動物実験、安楽死処置などは、法令等により社会的に正当なものとして認められる行為であるから、一般的にみだりな殺傷とは言えない。

このような社会的に相当な行為以外の殺傷行為については、一般には、目的の正当性は認められ難いのであって、このような目的なく動物を殺傷した場合には、手段・態様等の如何を問わず、基本的には本罪が成立する。また、当該行為の目的に正当性が認められる場合であっても、そのための手段・態様等が社会通念上相当でなく、これにより動物を殺傷した場合にも同罪が成立し得る。

例えば、獣医師が愛護動物に手術を行う場合は愛護動物を傷つけるものではあるものの治療目的という正当な目的に基づくものであることから、一般的には愛護動物殺傷罪は成立しないということになるが、司法の場において、その手術方法が手術を行う時点の獣医療水準においてどのように評価されるかといったことも判断に当たっての一要素となる。

また、産業動物の殺処分やとさつといった目的であっても、必要以上に愛護動物に強度の苦痛を与える手段によりとさつ処分等を行った場合や、保管の際に社会通念上容認され得る範囲を超えて愛護動物を不相当に乱暴に取り扱い、死傷させた場合は愛護動物殺傷罪が成立する可能性があるといえる。⁸もともと、こういった判断においては、行為者の心理的負担、周囲の状況等その他の要素も加味し、社会通念上容認され得る行為かを総合的に判断する必要がある。

⁸ 令和 3 年 1 月 21 日付け環自総発第 2101214 号農林水産省・環境省連名通知「農場における産業動物の適切な方法による殺処分の実施について」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/n_58.pdf

(3) 第2項：愛護動物虐待罪

動物愛護管理法 第六章 罰則

第四十四条

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

虐待に当たる行為全てを網羅的に例示することは困難であるが、愛護動物虐待罪の適用の可否の判断に資するよう、法第44条第2項においては、具体的な虐待行為の例が明記されている。

- ① 「みだりに」身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加えること
- ② 「みだりに」身体に外傷が生ずるおそれのある行為をさせること
- ③ 「みだりに」給餌若しくは給水をやめ、衰弱させること
- ④ 「みだりに」酷使し、衰弱させること
- ⑤ 「みだりに」その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、衰弱させること
- ⑥ 「みだりに」飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養又は保管することにより、衰弱させること
- ⑦ 自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと
- ⑧ 排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管すること
- ⑨ その他

①は1項との区別から殺傷に至らないものの、そのおそれがある不法な有形力の行使、例えば、殴る、蹴る及び熱湯をかけるなどを行うこと、②は、自ら外傷を負わせずとも、動物を闘わせる等、愛護動物に外傷を負わせる可能性が生じるなんらかの行為をさせることである。

また、③、④、⑤、⑥については、構成要件に「衰弱させること」があることから、行為の結果として動物が衰弱するという結果が伴う場合に限定される。ここにいう「衰弱」とは行為の結果としての動物の状態を意味し、獣医学的所見を踏まえ判断することになる。なお、⑥は近年問題となっている一部の犬猫の繁殖業者（ブリーダー）による過密飼育や多頭飼育等による劣悪な状態での飼養等が想定される。

③、⑦については、具体的な事例として、平成元年の総理府の通達⁹では、「動物が疾病

⁹ 平成元年4月13日総管第147号「動物の保護及び管理に関する法律第13条第1項に規定する『虐

にかかり、いずれ病死するかも知れないことを承知で何ら治療行為等を施さなかったことにより、それが起因して当該動物を死に至らしめた場合」の判断について、また、「動物にエサや水を与えなかったことにより、それが起因して当該動物を死に至らしめた場合」の「動物の態様、餌や水を与えなかった理由等の点について」の判断について、いずれも「一般に疾病にかかった動物について飼い主に治療義務があるとの社会通念が成立しているかどうか、治療等を施さない正当な理由があるかどうか等の点について、十分検討を加えた上で、虐待に当たるか否か判断すべきもの」¹⁰という見解が示されている。なお、⑦については、行為者自身の飼養し、又は保管する愛護動物の場合に限定されていることから、例えば道路上において負傷した動物を発見した者が適切な保護を行わなかった場合など、「飼養」あるいは「保管」といえない場合には、この要件に該当しないものと解される。

⑧については、自己が管理する愛護動物の排せつ物が堆積していたり、他の愛護動物の死体が放置された施設で生きている動物を飼養等することが要件とされており、この施設には自宅も含まれ得るが、自己が管理する同一の施設内に上記のような不衛生な区域があったとしても、生きている動物をそことは隔離した環境で飼育していたといえる場合、本要件に該当しないものと解される。また、愛護動物の死体の放置については、他の動物の死体が存在することにより生きている動物が心理的抑制、恐怖を感じさせるような環境で飼養する行為を虐待として捉えているものであるから当該死体は放置者の故意あるいは管理懈怠等の過失により死亡したものかどうかは問わない。また、「排せつ物」にはふん尿や吐瀉物が含まれるが、「堆積」していることが要件であり、尿は悪臭の大きな要因になるものの、一般的には、気化蒸発するものであって「堆積」しているとの要件は満たさないと考えられるが、例えば、容器等の中のためにためおかれて大量に放置されているような場合には、本罪に該当し得る。

⑨に含まれる例としては心理的抑制、恐怖を与える行為などと考えられている。

(4) 第3項：愛護動物遺棄罪

動物愛護管理法 第六章 罰則

第四十四条

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

① 「遺棄」の意義について

「遺棄」とは、法第44条第4項に掲げる愛護動物を移転又は置き去りにして場所的に隔離することにより、当該愛護動物の「生命・身体を危険にさらす行為」のことをいい、移転という作為形態の行為と、置き去りという不作為形態の行為が含まれる。

この点に関し、置き去りという不作為形態による遺棄罪が成立するためには、行為者に

待』の解釈について（回答）」

¹⁰ 平成元年4月13日総管第147号「動物の保護及び管理に関する法律第13条第1項に規定する『虐待』の解釈について（回答）」

作為義務があることが必要となるところ、法第7条第1項は、動物の所有者又は占有者に動物の適正飼養及び保管の義務を課していることから、動物の所有者又は占有者については、移転のほか、置き去りが遺棄したと評価できる状態である場合にも遺棄罪が成立し得るものと解される。

他方で、例えば、人間が所有又は占有をしていない愛護動物については、もともと当該動物が所在した安全な場所から殊更に当該動物の生命・身体に危険のおそれがある場所に積極的に移した場合には、本罪が成立し得るが、例えば、事前の引き受け行為があるなどの作為義務を基礎付けるような特段の事情がない限りは、積極的な場所的隔離を伴わず、必要な保護をせずに立ち去っただけでは、一般的には、本罪は成立し難いものと思われる。

②環境省通知（平成26年12月12日付け環自総発第141212号環境省自然環境局総務課長通知「動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について」）の内容

ア 離隔された場所の状況

・飼養されている愛護動物

一般的には生存のために人間の保護を必要としていることから、移転又は置き去りにされて場所的に離隔された時点では健康な状態であっても、離隔された場所の状況に関わらず、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

・人による保護を受けずに生存できる愛護動物（野良犬、野良猫、飼養されている野生生物種等）

離隔された場所の状況によっては、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。例えば、生存に必要な餌や水を得ることが難しい場合、厳しい気象（寒暖、風雨等）にさらされるおそれがある場合、事故（交通事故、転落事故等）に遭うおそれがある場合等はその状況から遺棄と判断される可能性がある。

なお、仮に第三者による保護が期待される場所に離隔された場合であっても、必ずしも第三者に保護されるとは限らないことから、離隔された場所が上記の例のような状況の場合は、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考え得る。

イ 動物の状態

自由に行動できない状態にあったり、老齢や幼齢であったり、障害や疾病がある等、動物が自ら生命、身体に対する危険を回避できない又は回避する能力が低いと考えられる状態である場合は、離隔された場所の状況に関わらず、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

ウ 目的

法令に基づいた業務又は正当な業務として、以下の例のような目的で愛護動物を生息適地に放つ行為は、遺棄に該当しないとされている。

- ・法第 36 条第 2 項の規定に基づいて収容した負傷動物等を治療後に放つこと
- ・治療した傷病鳥獣を野生復帰のために放つこと
- ・養殖したキジ・ヤマドリ等を放鳥すること
- ・保護増殖のために希少野生生物を放つこと

③留意点

前記環境省通知に示された判断方法は、「遺棄」の判断方法について 1 つの考え方を示したに過ぎず、個々の案件について「遺棄」に該当するかどうかは、前記①を踏まえて、隔離された場所の状況、動物の状態、目的等の諸要素を総合的に判断する必要がある。

【コラム 1】ネグレクトと遺棄の違い

ネグレクトとは必要な保護を行わない行為であり、虐待の一種である。虐待（ネグレクト）、遺棄ともに共通するメルクマールは「愛護動物に対する残虐な処遇の禁止」であり、実質的な基準は動物に対して不必要な危害を与えるか否かである。虐待罪においては、不必要な苦痛を与える処遇が虐待であり、遺棄罪においては、場所的に隔離することによって不必要に動物を危険にさらす行為が遺棄である。

ネグレクトは場所的な隔離を伴わないで必要な保護を与えない行為であり、遺棄は主に場所的隔離を伴った保護の拒絶であると考えられている。

【コラム2】 社会通念の変化

実際に「虐待」該当性が問題となった事案としては、例えば、闘犬・闘牛・馬力大会がある。動物保護管理法下でのこれらについての疑義照会に対して、内閣総理大臣官房管理室長は「伝統行事として社会的に認容されている闘犬、馬力大会等を実施する行為は、当該行事を行うために必要な限度を超えて動物に苦痛を与えるような手段、方法を用いた場合を除き、動物の保護及び管理に関する法律第13条（保護動物虐待罪）の規定に該当しないものと解する」と回答している*。また、警察庁保安部防犯少年課長は「伝統行事として行われるものであっても、残虐であれば同法第13条（保護動物虐待罪）に該当する」とした上で、「闘犬・闘牛について残虐かどうかは、当該闘犬・闘牛が動物を死に至らせ又は以後の生存に重大な影響を及ぼすような傷を負わせる性質を有するかどうかを基準として判断している」、「馬力大会については、馬に荷を引かせて競争させる行為自体は、一般的には虐待にあたらないが、殴打するなどによって馬を死に至らせ、又は著しい傷を負わせた場合には、虐待にあたるものと解する」と回答している**。

なお、動物虐待に相当する闘牛であるとして、中央環境審議会において、「メキシコ闘牛の公開は、好奇的な娯楽として行われることに正当化理由はなく、闘牛場において牛を追い回し、刀槍をもって刺し、最後に殺す行為は法第10条（動物を殺す場合の方法）の主旨に反する」と、その開催に反対した例がある***。

同様に、東京2020オリンピック競技大会においても、選手が馬を殴った行為に対し激しく批判されたという背景があり、国際近代5種連合（UIPM）は、オリンピックにおいては近代5種から馬術を除外する方針を示した。また、SNSでは闘犬や闘鶏の廃止を求めるアクションが行われるだけでなく、近年は犬猫の外飼いの是非についても問われている。地域性、時代性により社会的通念は常に変化しており、一つ一つの事案について、これらを踏まえた慎重な判断が求められる。

（愛知学院大学法学部三上正隆著「愛護動物虐待等罪の概説」警察學論集令和2年12月10日発行第73巻第12号を参考に環境省で作成）

*昭和49年11月11日総管第523号内閣総理大臣官房管理室長「動物の保護及び管理に関する法律第13条の取り扱いについて（回答）」

**昭和49年10月23日付警察庁防発第187号警察庁保安部防犯少年課長「動物の保護及び管理に関する法律第13条の取り扱いについて（回答）」

***昭和50年4月4日付動物保護審議会会長から内閣総理大臣あて「動物の虐待防止に関する意見」

5. 動物虐待等に関するその他の罰則

動物愛護管理法 第六章 罰則

第四十六条の二 第二十五条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条の二 第二十五条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十五条 五千万円以下の罰金刑

二 第四十四条又は第四十六条から前条まで 各本条の罰金刑

(1) 命令違反（法第 46 条の 2）

虐待を受けるおそれがある事態に係る改善命令に違反した者は、50 万円以下の罰金が科される。

(2) 虚偽の報告・立入検査の拒否等（法第 47 条の 3）

法第 25 条第 5 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20 万円以下の罰金が科される。

(3) 両罰規定（法第 48 条）¹¹

愛護動物虐待等罪には両罰規定が設けられており、法人（個人事業主を含む。）等の従業者等が、業務において愛護動物を虐待等したときは、行為者のみならず、その法人又は法人の代表者等も罰せられることになる。例えば、法人である犬猫等販売業者の従業員が、販売できなくなった犬猫等を殺傷又は遺棄した場合には、同従業員だけでなく、法人としての犬猫等販売業者も処罰の対象となる。

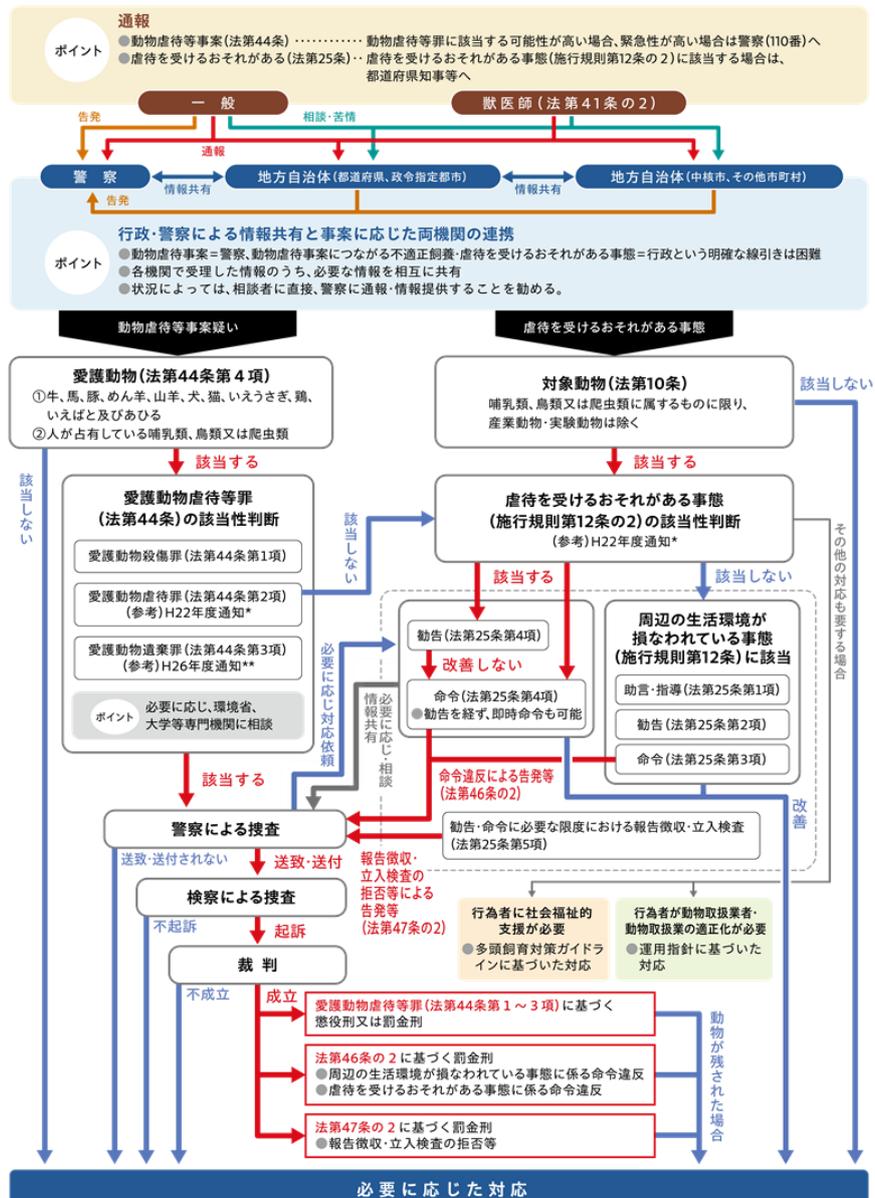
¹¹ 愛知学院大学法学部三上正隆著「愛護動物虐待等罪の概説」警察學論集令和 2 年 12 月 10 日発行第 73 卷第 12 号より引用。また、両罰規定の解説については、参議院法制局法人企業の処罰 (<https://houseikyoku.sangiin.go.jp/column/column034.htm>) に詳しい。

第2章 動物虐待等に関する対応

本章では、関係機関との円滑な情報共有や対応に資するため、動物虐待等事案が疑われる相談・通報を受けた場合の該当性判断に必要な情報を整理している。また、「虐待を受けるおそれがある事態」から「動物虐待等事案」への一連の対応についてフロー図で整理するとともに、対応に当たって留意すべき事項について解説する。

1. 対応の流れ

図表8 動物虐待等に関する対応フロー図



* 平成22年2月5日付環自総発第100205002号環境省自然環境局総務課長通知「飼育改善指導が必要な例(虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例)について」

** 平成26年12月12日付環自総発第141212号環境省自然環境局総務課長通知「動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について」

(1) 対象となる動物の判断 ⇒ **第1章2. 参照**

対象となる動物か否かを判断する。

(2) 虐待を受けるおそれがある事態における対応 ⇒ **第2章4. 参照**

① 動物虐待のおそれがある事態等の該当性判断とそのための情報収集

飼養又は保管が適正ではないことに起因して、動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態の該当性について判断を行う。

② 命令又は勧告に必要な情報収集

任意の現場確認や聞き取り、必要に応じて法第25条第5項に基づく報告徴収、立入検査を行い、同条第4項に基づく命令又は勧告に必要な情報を収集する。

③ 命令又は勧告

法第25条第4項に基づき、必要に応じて虐待のおそれがある事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、事態を改善するための命令又は勧告を行う。この際、命令に違反した場合に法第46条の2による罰則の適用があり得るため、勧告を行った上で、勧告に係る措置をとらなかった場合に必要な措置をとるべきことを命ずるとするのが通常の手順となる。なお、命令を課す場合には、行政手続法に基づく弁明の機会の付与又は聴聞を実施する必要がある。

④ 刑事告発 ⇒ **第2章5. 参照**

- ・法第25条第5項に基づく報告徴収、立入検査を拒んだり、忌避したり、虚偽の報告を行った場合は、法第47条の3違反として捜査機関に告発する。
- ・法第25条第4項に基づく命令に違反した場合は、法46条の2違反として捜査機関に告発する。

(3) 動物虐待等事案における対応

① 愛護動物虐待等罪の該当性判断 ⇒ **第1章4. 参照**

構成要件等に該当するか否かの確認と社会通念に照らして、総合的に判断する。法第44条に該当する可能性が高ければ、7. 動物虐待等事案の対応へ進み、警察に相談・通報し、迅速に情報を共有する。また、法第25条に該当する可能性が高ければ、5. 虐待を受けるおそれがある事態への対応(2)を行う。なお、該当性判断において、判断に迷う場合は、環境省や大学等の専門機関に相談・疑義照会等を行う。

② 刑事告発 ⇒ **第2章5. 参照**

③ 捜査機関による捜査 ⇒ **第2章6. 参照**

一般的に犯罪が発生した場合、警察が第一次的に捜査を行い、被疑者を逮捕したり、証拠を収集したり、取調べ等を行う。検察官は、警察から送致された事件について、警察を指揮し、あるいは自ら捜査を行い、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、被疑者を公訴提起(起訴)するかしない(不起訴)かの処分を決定する。

起訴処分には、公開した法廷における審理を求める公判請求と、被疑者の同意を得て、公判を開かず、簡易裁判所が書面審理で刑を言い渡す略式命令請求があり、略式命令請

求については、一定額以下の罰金等を科す場合に限られることとなる。

④ 裁判

裁判所は、検察官の起訴状に記載された事実の有無につき、証拠に基づいて判断し、被告人を有罪と認めたときは、どういう刑罰を科するかを決める。我が国の刑事裁判制度は、三審制を採っており、第一審の判決に不服がある当事者（検察官、被告人及び弁護人）は、高等裁判所に控訴を申し立てることができ、高等裁判所の判決に対しても、最高裁判所に上告することができる。有罪判決が確定すると、検察官は裁判の執行をする。

（４）その他の対応

① 周辺の生活環境の改善が必要な場合

動物の管理の観点から、動物の飼養等によって悪臭、騒音、ねずみや害虫等の衛生動物の発生などにより周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態においては、法第 25 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき、行為者に対し、指導、助言、勧告、命令により生活環境と動物の飼育環境を適切な状態にし、周辺の生活環境への影響をなくしていくことができることとなっている。

令和元年法改正により、飼養又は保管の対象となる動物の数を問わず、1 頭の動物の飼養又は保管であっても周辺の生活環境が損なわれている事態が生じている場合には法第 25 条に基づく対応が可能となった。

また、従来の措置は勧告、命令のみであったが、同改正により、勧告の前の段階として、指導及び助言を行うことができるよう規定が追加された。このような対応は、勧告や命令のみならず、行為者に対する社会福祉的な支援を行ったり、周辺の生活環境の悪化に伴う地域住民間の対立を調整したりする等、助成的又は調整的な行政指導が求められるという側面を反映したものと考えられる。

さらに、勧告、命令を行うために必要な限度において、都道府県知事は動物の行為者に対して報告徴収、飼養施設等の立入検査を行うことが可能となっている。

② 行為者が動物取扱業者の場合

動物取扱業者による不適正な飼養が確認された場合は、動物虐待等事案としての対応だけでなく、適切な行政指導や行政処分を通して業の適正化を図る必要があることから、「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」（以下、「運用指針」という。）等を参照されたい。

【参考】動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針

～守るべき基準のポイント～

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a.html



③ 行為者に社会福祉的支援が必要な多頭飼育問題の場合

多数の動物を飼育するに至り、適切な動物の管理ができないことにより、3つの影響

(①飼い主の生活状況の悪化、②動物の状態の悪化、③周辺の生活環境の悪化)が生じている状況を多頭飼育問題といい、行為者が社会福祉的な支援を必要としている場合がある。この場合、動物虐待として「動物の問題」からのアプローチのみでは問題の本質は解決せず、「人の問題」も含めて、社会福祉部局や社会福祉事業者、動物愛護ボランティア、自治体、地域住民等の多様な主体と連携し、飼い主の生活支援、動物の飼育状況の改善、周辺の生活環境の改善という3つの観点を踏まえた対応が肝要となる。動物の問題については、主体的に動物愛護管理部局が対応に当たる必要がある。

対応に当たっては、「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」(多頭飼育対策ガイドライン)を参照されたい。

【参考】人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0303a.html



2. 関係主体の役割

(1) 地方自治体(都道府県・政令指定都市・中核市)の動物愛護管理部局

都道府県知事は不適正な飼養を改善させ、動物虐待を未然に防止したり、周辺の生活環境の保全等に係る措置として勧告や命令等を行ったりすることができる。また、動物取扱業の指導・監督の権限を有しており、ペットショップやブリーダーといった営利を目的とする業を営む者(第一種動物取扱業者)や非営利で動物取扱業を営む者(第二種動物取扱業者)の業が適正に実施されるよう、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(令和3年環境省令第7号)等に基づく監督等を行っている。

また、虐待を受けるおそれがある事態及び動物虐待等事案が発生していると疑われる相談・苦情があった際には、情報をもとに聞き取りや立入検査等を実施し、まずは実態把握を行う。飼育改善指導が必要な場合や虐待を受けるおそれある事態が生じている場合には、命令又は勧告やこれらの施行に必要な情報を得るための報告徴収や立入検査といった措置をとる。必要に応じて、警察への連絡・通報による情報提供や告発を行い、動物虐待等事案の捜査につなげる。

都道府県知事は、虐待を受けるおそれがある事態の是正に係る措置のみでなく、動物の不適正な飼養に起因する騒音や悪臭、毛・羽毛の飛散、衛生動物の発生による生活環境の悪化に係る改善に係る措置(指導又は助言、勧告、命令)を行うことができる。

なお、中核市によっては、条例による事務処理特例制度等に基づき、上記の業務に係る都道府県知事の権限が委譲されている場合がある。

(2) その他の機関

動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の効果的な実施に当たっては、多様な関係機関・部局間の連携によって、それぞれが有する専門的な知識、技術、経験、関係者の情報や現場訪問の機会等を最大限活用し、動物の愛護及び管理

とこれに関連する各種の社会課題の同時解決を図る視点が必要である。こういった観点から、令和元年法改正では、国による地方公共団体への情報提供等の規定（法第 41 条の 4）が改正され、これまでの都道府県警察との連携に加え、畜産や公衆衛生、福祉を担当する部局等との連携の強化等についても情報提供等を行うこととされた。具体的には、産業動物の適正な取扱いの確保のためには畜産や公衆衛生部局との連携が、多頭飼育問題への効果的な対応には社会福祉部局等との連携が想定され、以下詳述する。動物愛護管理部局のみでの対応が難しい案件に備えるためにも、日頃から関係部局と連携・協力体制を構築することが望ましい。

① 地方自治体（その他部局）

ア 畜産部局及び公衆衛生部局

畜産部局としては、家畜伝染病予防法に基づき、都道府県に家畜防疫員が置かれている。家畜防疫員は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の伝染病疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置の実施を担う。

また、公衆衛生部局には、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号。以下、「食鳥処理法」という。）に基づき、家畜や家きんの処理時に検査等を行うと畜検査員と食鳥検査員が食肉衛生検査所等に配属されており、食肉処理施設の衛生管理、食肉処理時の動物及びとたいの状態（食用に供することが出来るか）の検査、食肉の安全の確保等を担っている。

産業動物については、法第 25 条の対象外となっていることから、動物愛護管理部局による立入検査や報告の徴収ができない。そのため、動物愛護管理部局は、農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認のための都道府県の家畜保健衛生所における農場の立入検査や、と畜場法、食鳥処理場法に基づく関係法令の遵守、衛生管理の向上を目的とした食肉衛生検査所等の立入検査等の機会に動物虐待が疑われる事案を把握することも考えられることから、動物愛護管理部局は日頃から他機関との連携関係を構築しておくことが必要である。

イ 社会福祉部局

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）等に基づき、介護保険、高齢者福祉、障害者福祉、生活福祉（生活保護）等に係る施策を担う。多頭飼育問題等の対応では、社会福祉部局の担当者が担当業務において動物の飼い主とつながりがある場合があり、飼い主とのつなぎ役等として関与することもある。

ウ 生活環境部局、住宅部局、防災部局等

生活環境部局は、各種の環境法令に基づき、環境保全や廃棄物対策（一般廃棄物収集）、気候変動対策等に係る業務を担っている。また、いわゆるごみ屋敷条例が制定されている地方自治体においては、不良な生活環境を解消するための対策の中で多

頭飼育問題への対応についても掌握するケースが多い。

多頭飼育問題を生じさせている行為者については、住宅部局や防災部局からの指導等が要される状況であることも多い。

住宅部局は、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃での賃貸又は転賃を行っている。

防災部局は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく防災計画の策定や防災対策の指導等の災害予防に係る業務や消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく火災予防上必要と認められる者への指導等を実施している。

② 市町村

市町村（特別区を含む。）は、地域に密着した住民サービスなどを総合的に担っている。都道府県知事は、市町村の長（指定都市の長を除く。）に対し、法第 25 条第 2 項から第 5 項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができることとなっている。ペットや地域の野良猫等を巡るトラブルは住民生活に密接に絡んでおり、周辺的生活環境の改善や、虐待を受けるおそれがある事態への対応に留まらず、動物愛護管理行政において、地域での習慣や人間関係、行為者の置かれている状況等について実態を把握している市町村の果たす役割は大きい。

③ 大学等の研究機関

動物虐待の該当性判断に当たっては、獣医療について知見のある専門家との連携が重要になる場合がある。全国に獣医学部または獣医学科を有する大学は 18 校あり、地方自治体及び警察は各地域の大学関係者（専門家・研究者）に相談ができるよう連携体制を構築しておくことが望ましい。

また、生死に関わらず、動物の不審な状況の原因を多面的に解明することを目的に日本法獣医学学会（<https://www.jvfm.net/>）が設立され、原則的に地方自治体及び警察からの要請に応じ相談等の対応が可能となっている。

④ 民間獣医師、獣医師会等

獣医師会は、獣医師の職能団体であり、獣医師の知識と技術向上、公衆衛生の向上、動物の愛護及び保護の向上等を目的として多岐にわたる事業を行っている。動物虐待に関する情報なども発信しており、獣医師による動物虐待の通報義務化に関する普及啓発等も行っている。

獣医師会や民間獣医師と連携し、動物虐待の疑いがある動物に対する獣医学的見解について助言を受けている地方自治体、捜査機関も存在する。

3. 相談・通報

ポイント

- ・一般からの相談・通報を受けた場合、可能な限り速やかに聞き取りや現地調査を行い、動物の状態や飼養状況等について把握する。その際、行為者と地域住民との関係性等についても把握することが望ましい。
- ・証拠の確保は重要であるが、違法に入手した証拠でない旨の確認は必要となる。
- ・獣医師による通報で得られた情報は確度が高いことから、優先的な対応を検討する。
- ・情報提供者及び行為者の個人情報を取り扱う場合、個人情報保護に係る関係法令に則り対応し、情報提供者の情報が漏洩しないよう厳に配慮すること。

(1) 一般による相談・通報

地域住民等から動物の不適正飼養や動物虐待等罪に関する相談等があった場合、虐待を受けるおそれがある事態等に関する通報を受けた際に確認すべき事項(図表9)を聞き取る。聞き取りにより得た情報は相談等受付票の例(図表10)等を活用し、記録することが望ましい。聞き取り結果により動物が衰弱する等のおそれがある場合については、法の目的にもある生命尊重の観点から、可能な限り速やかに聞き取りや現地確認を実施し、飼養状況等を確認することが望ましい。また、聞き取りや現地調査に当たっては、必要に応じて資料の提出を受けたり、調査の状況を写真や図面等で客観的に明らかにしたりしておくことよい。

なお、情報提供者の個人情報の取扱いについて決して漏洩することのないよう留意し、行為者の個人情報も含め、個人情報保護関係条例に則った対応を行うこと。

ある者が不適正な飼養をしているのではないかといった近隣住民からの苦情は、しばしば行為者を快く思わない近隣住民等による行政を介した嫌がらせの可能性もあることから、飼養状況のみならず、行為者と地域住民との関係性等を把握することが望ましい。

電話による聞き取り、現地確認等により動物虐待等事案に該当する可能性が高いと判断した場合は、管轄する警察署の生活安全部局に情報共有することが重要である。通報者や行為者の個人情報の共有が困難である場合は、通報者に対して警察にも通報するように勧め、必要な連携を行うなど、警察との情報共有を図ることが必要となる。なお、警察に通報がなされた場合には、動物の状態等から特に緊急対応が必要となる可能性が高い事案については、夜間・休日であっても可能な限り情報提供を受けられることができるよう体制を整えておくことが望ましい。

適切な方法による殺処分が行われていない事態や飼養保管が適切でないことに起因して産業動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が生じているのではないかとの相談があった場合は、畜産部局又は公衆衛生部局に情報提供し、速やかな確認を求める必要がある。

(2) 獣医師による通報

令和元年法改正により獣医師の通報は義務化され、獣医師は業務を行うに当たって、みだりに殺傷され、又は虐待を受けたと思われる動物を発見した場合は、遅滞なく都道府県知事、その他の関係機関(市区町村、警察)に通報しなければならないこととされている(法第41

条の2)。獣医師による通報が義務付けられた趣旨は、動物のみだりな殺傷や虐待は外部からの発見が難しい一面があることから、獣医療行為等の一環としてこれらが発見する可能性が高い獣医師に通報を求めるとされたものである。また、通報は「遅滞なく」行われるべきことが明記されており、令和元年の改正法の施行と同時に、環境省により通報先が明確化された。

ここで言う獣医師には民間獣医師だけでなく、行政獣医師も含まれる。なお、行政獣医師には、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項において、官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨規定されていることを踏まえて、捜査機関と十分に連携して適切に対応すること。

獣医師による通報は、虐待の有無や動物の状態、顧客等について詳細な内容を含む。特に、民間獣医師にとって通報とは、来院者（顧客）等の情報を提供することであり、その覚悟や情報の確度を踏まえ、適切な対応を行うべきであり、通報者に不利益が生じないように、通報者の個人情報、動物病院の情報が外部に漏洩することのないよう厳に配慮しなければならない。

【参考】 地方自治体動物虐待等通報窓口一覧

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/3_contact/reportcruelty/



図表9 虐待を受けるおそれがある事態等に関する通報を受けた際に確認すべき事項

通報者に係る情報	氏名、住所、連絡先等
行為者に係る情報	氏名、住所、連絡先、情報提供者との関係等
何が起きたのか	みだりな殺傷、虐待、遺棄等
いつ起きたのか	いつからなのか、どのくらいの頻度で起こっているか
どこで起きたのか	場所が分からない場合は目印となる建物や電柱、標識、信号機の管理番号、自動販売機の住所表示等
今どのような状況か	動物の状態や情報提供者の置かれている状況等
情報源	実際に目撃した、動物の傷・鳴き声・飼養状況等から推測した、インターネットやSNSを見た等
証拠はあるか	写真、動画、録音した音声等

通報を受ける際の留意点

- ・具体的に何が起きているのかできるだけ詳細に聞き取ること
- ・通報者が当該案件にどのように関わっているのかも聞き取ること
- ・可能な限り、写真や動画等で現場の状態を記録化することが望ましいが、その際には、不法行為を助長しないよう取扱いには慎重を期すこと
- ・通報者が氏名を名乗らない場合は「匿名」での通報として取扱うこと
- ・動物取扱業等の従業員からの通報は「公益通報」に該当する場合があるので、公益通報者保護法に従い、通報者が解雇等の不利益な取扱いから保護されるように配慮する必要があること

図表 10 相談等受付票の例

記入年月日	年 月 日	記入者	所属 氏名
-------	-------	-----	----------

1. 相談・通報の受付

相談等受付日	年 月 日 () 時 分 ~ 時	電話・来所・その他
行為の種別	<input type="checkbox"/> 愛護動物のみだりな殺傷 <input type="checkbox"/> 愛護動物の虐待 <input type="checkbox"/> 愛護動物の遺棄 <input type="checkbox"/> その他(虐待のおそれ)	
虐待の対象	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> その他 ()	頭数 ()

2. 相談・通報者

氏名	<input type="checkbox"/> 匿名希望	所属機関
住所		電話番号
今後の連絡	<input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 拒否	E-mail
属性	<input type="checkbox"/> 獣医師 <input type="checkbox"/> 市町村行政職員 <input type="checkbox"/> 動物愛護推進員 <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> 同居家族 <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 ()	

3. 行為者(飼養者等)

氏名	年齢	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
住所	(住所や施設名称などを記載)		
同居家族	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(続柄:)		
性格、意思疎通の状況	(家族、近隣住民、通報者等との関係性などを記載)		
その他			

4. 相談・通報内容

いつ	<input type="checkbox"/> 本日(受付日) <input type="checkbox"/> 数日前 <input type="checkbox"/> () 週間前 <input type="checkbox"/> () ヶ月前 <input type="checkbox"/> その他 ()
継続性	<input type="checkbox"/> 有 (↓有の場合下記に進む) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 数日おき <input type="checkbox"/> 週 () 回 <input type="checkbox"/> 時々 <input type="checkbox"/> 不明
どこ	
具体的な内容	(行為、動物の状態などを記載)
情報源	<input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 動物の傷等や鳴き声等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 動物の飼養状況を見て推測した <input type="checkbox"/> () から聞いた <input type="checkbox"/> インターネット(SNS等)を見た

【コラム3】情報共有の円滑化等に向けた取組

地方自治体の動物愛護管理部門では、警察等との情報共有の円滑化等に向けた連携体制の構築を目的とした様々な取組を行っており、その一部をご紹介します。

1. 年度当初の説明と協力のお願（大分県）

平成31年2月の大分県・大分市の共同設置・共同運営の「おおいた動物愛護センター」の稼働に伴い、県保健所で行っていた動物関連業務（動物愛護管理法の施行に関する業務）の一部が移管したこと及び令和元年6月に動物愛護管理法が改正されたことを受け、大分県警察に動物愛護管理行政に係る業務説明を行ったことをきっかけに、以降毎、年度当初に大分県警察本部警務部会計課及び生活安全部保安課に対し業務説明と協力の依頼を行っている。

動物虐待等の行為が人に対する犯罪にエスカレートする可能性があることを共有し、動物虐待等を疑う事案が発生した際は可能な限り合同で対応するという日々の積み重ねによって警察との関係性を深めている。人事異動で双方の担当者が変わることも多いため、毎年業務説明等を行うことで理解を得ること、それによって情報共有ができる連携体制を構築することが重要であるとともに、大分県警察本部と連携体制を構築することにより、迅速に各警察署に情報提供されることとなり、現場での連携も非常に効率的になっている。

2. 定期的な連絡会議（大阪府・京都府）

大阪府では、動物愛護管理行政全般について、情報交換を目的として、指定都市（大阪市、堺市）、中核市（高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市）及び大阪府警察と、必要に応じて会議を開催してきた。

また、令和元年度から動物虐待等に係る通報先一元化の取組として、大阪府動物虐待通報共通ダイヤル#7122（おおさかアニマルポリス）（以下、「共通ダイヤル」という。）を設置・運用しており、年1回程度、共通ダイヤルに係る連絡会議として、大阪府動物虐待通報共通ダイヤル連絡会議を開催し、共通ダイヤルで対応した事例などについて、情報交換等を行い、共通認識を深めている。具体的な議題としては、相談件数の共有や、個別の事例共有、動物虐待に関する法的見解などの情報交換等のほか、府警への情報提供方法に関する相談などが挙げられる。なお、会議構成員は上記会議と同様である。

京都府では、平成25年度から毎年1回、「京都府・京都市・京都府警動物愛護管理事業推進連絡会」（以下、「連絡会」という。）を開催している。連絡会の目的は、①動物虐待等の行為が人に対する犯罪に関連する可能性があることから、安心・安全なまちづくりのために動物虐待等を防止する取組を強化すること、②平成24年の動物愛護管理法改正によって、行政により引取りを拒否された犬猫の遺棄の増加が懸念されるため、公衆衛生の保全の観点からも遺棄事案を未然に防ぐ取組を推進することである。連絡会議の構成員は、京都府健康福祉部生活衛生課、京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企

京都府警本部生活安全部生活保安課である。毎年関係者が直接顔を合わせることで、普段から動物虐待等事案に関する相談や連携、情報共有がしやすく、事案ごとに情報交換会や協議、法獣医学的解剖についてスムーズに調整を行うことができている。

【コラム4】 インターネット上で動物虐待動画等を発見した場合の対応

近年、動画投稿サイトや、Twitter、Facebook等のソーシャルネットワーキングサービス(SNS)において、動物殺傷罪や動物虐待罪が疑われる行為を撮影した動画や写真、コメント等(以下、「動物虐待動画等」という。)が投稿され、大きな社会的問題に発展する例が見られる。

動物愛護管理法では、動物虐待動画等を撮影したり、投稿したりすること自体に罰則はないが、このような動画等を目にすることにより、大きなショックを受ける人がある可能性があり、動物愛護の良俗を保護するという観点からも望ましくない。

1. 不適切なコンテンツ(有害情報)として報告

動物虐待動画等が動画投稿サイトなどのインターネットサイトにおいて不特定多数の者に公開されている場合、当該動物虐待動画等がアップロードされているインターネットサイトの管理運営者に報告し、削除等の適切な措置を求めることが適当である。

そのため、上記に係る相談・通報を受けた際には、当該動物虐待動画等の配信が行われているプロバイダ(インターネットサイトの管理運営者)に報告し、配信の停止等の適切な措置を求めることが適当である旨について、相談者に案内することが望ましい。

過激な動物虐待動画等をアップロードする者の中には、インターネット上のコメント欄などにおいて批判や誹謗中傷などを含む投稿が集中する、いわゆる炎上を狙う愉快犯的な者も存在すると考えられるため、動物虐待動画等を不用意に拡散させないなど、冷静に対応する必要がある。

2. 動物虐待等事案についての通報

動物虐待動画等において、虐待を受けるおそれがある事態に該当すると考えられるもので行為者が特定できる場合は、行政として適切な対応が必要となる。また、動物虐待等動画に係るLIVE配信等が確認された場合、必要に応じて当該行為者の居住地の警察署に相談・通報をする。

通報する場合は、証拠保全の観点から、インターネットサイトのURLやユーザーIDを控え、コンテンツの内容の印刷、録画などをしておく、あるいは動画を端末ごと撮影するなどにより保存しておくことが望ましい。

<主なプロバイダによる動物虐待に関連したコンテンツの取扱いと報告方法>

主なプロバイダ	動物虐待に関連したコンテンツの取扱い	報告方法
Youtube	<p>動物虐待のコンテンツは投稿が禁止されている。</p> <p>動物虐待のコンテンツ：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人間が動物同士の戦いをけしかけたり、強制したりするコンテンツ。 ・ 狩猟や食材にするといった伝統的または一般的な目的ではなく、動物に悪意をもって苦痛を与えている人物を含むコンテンツ。 ・ 準備された危ない状況にわざと動物を置いて救助するコンテンツ。 <p>https://support.google.com/youtube/answer/2802008?hl=ja&ref_topic=9282436</p>	<p>https://support.google.com/youtube/answer/2802027</p>
TikTok	<p>動物虐待等のコンテンツは投稿等が禁止されている。</p> <p>以下を描写する動物のコンテンツ：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物の虐殺その他の非自然死 ・ 分解、切断、黒焦げまたは焼けた身体部分 ・ 動物虐待と流血画像 <p>https://www.tiktok.com/community-guidelines?lang=ja#35</p>	<p>https://support.tiktok.com/ja/safety/report-a-problem/report-a-video</p>
Facebook / Instagram	<p>○投稿が禁止されているコンテンツ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 画像で描写される動物の苦痛に対する、明らかに加虐的な発言 <p>○事前に警告画面が表示されるコンテンツ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造、狩猟、食事、食品加工、調理といった状況が明らかではない、人間が動物を殺している場面を映している動画 ・ 野生以外の状況における動物同士の戦いで、その動物の内臓が写っていたり、再生しない体の一部分が切断されたりしている画像 ・ 生きていた動物に対して人間が拷問や虐待を行っている画像 ・ 製造、狩猟、剥製の製作、治療、救助、食事、調理、食品加工といった状況が明らかではない、または皮がすでに剥がされているか体の外側が完全に切り除かれている状態の、動物の内臓や体の切断が見えるような傷や切り口を示す画像 <p>○見た人が不快に感じるおそれがあるとわかるラベルが表示されるコンテンツ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 儀式的屠殺の中で、動物の体の切断や内臓を写した画像や、動物が黒く焦げたり燃えたりする様子を写した画像 <p>https://transparency.fb.com/ja-jp/policies/community-standards/violent-graphic-content/</p>	<p>https://ja-jp.facebook.com/help/1753719584844061/?helpref=uf_share</p>
Twitter	<p>○投稿が禁止されるセンシティブなコンテンツ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 写実的な暴力描写の例として、重傷を負った、または切断された動物 ・ グロテスクなコンテンツの例として、動物虐待または殺傷する行為。(ただし、宗教上のいけにえ、食品の処理や加工、ハンティングを目的としたコンテンツは例外となる場合があることに留意) <p>https://help.twitter.com/ja/rules-and-policies/media-policy</p>	<p>https://help.twitter.com/ja/rules-and-policies/twitter-report-violation</p>

<参考>

インターネットサイトの管理運営者に向けて違法・有害情報への対応等について契約約款のひな形を定めた「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」(違法情報等対応連絡会((一社)テレコムサービス協会事務局))では、「動物を殺傷・虐待する画像等の情報を不特定多数の者に対して送信する行為」を禁止事項に位置づけた上で(第1条(17))、そうした禁止事項に該当する行為が行われた場合は、インターネットサイトの管理運営者により当該情報等の削除等の措置が講じられ得ることを規定している(第3条第1項)。

・違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項

[https://www.telesa.or.jp/ftp-](https://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/illegal_info/pdf/The_contract_article_model_Ver11.pdf)

[content/consortium/illegal_info/pdf/The_contract_article_model_Ver11.pdf](https://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/illegal_info/pdf/The_contract_article_model_Ver11.pdf)

・違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説

[https://www.telesa.or.jp/ftp-](https://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/illegal_info/pdf/Explanation_of_The_contract_article_model_Ver11-1.pdf)

[content/consortium/illegal_info/pdf/Explanation_of_The_contract_article_model_Ver11-1.pdf](https://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/illegal_info/pdf/Explanation_of_The_contract_article_model_Ver11-1.pdf)

【コラム5】公益通報者保護制度（通報者を守る制度について）

国民生活の安全・安心を損なう企業不祥事は、事業者内部からの通報をきっかけに明らかになることもあり、こうした企業不祥事による国民の生命、身体、財産その他の利益への被害拡大を防止するために通報する行為は、正当な行為として事業者による解雇等の不利益な取扱いから保護されるべきものである。

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）²は、保護の内容、通報先、保護される通報の要件などを定めるとともに、事業者や行政機関がとるべき措置を規定している。動物愛護管理法は公益通報者保護法の対象法令に該当することから、虐待を受けるおそれがある事態等に係る情報も公益通報の対象となる。

1. 公益通報先

①動物愛護管理部局への公益通報

公益通報者保護法第13条第1項及び第2項により、通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関には、事業者の労働者等（労働者、退職後1年以内の者及び役員）からの公益通報について、公益通報に適切に対応するために必要な体制を整備する義務等が課せられている。

労働者等から虐待を受けるおそれがある事態等に係る公益通報を受けた場合、「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」（以下「外部通報ガイドライン」という。）³や各地方自治体の公益通報者保護条例等を踏まえて対応する必要がある。

通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に通報された場合、必要な調査を行い通報された事実があるかどうかを確認し、その事実があったと認められる場合には法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならないことから（公益通報者保護法第13条第1項）、任意の現場確認や聞き取り、必要に応じて動物愛護管理法第25条第5項に基づく報告徴収、立入検査を行い、必要な際は命令又は勧告を行うなど、適切に対応する。

消費者庁 HP 公益通報者保護法と制度の概要

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/

² 公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）により改正（令和4年6月1日から施行）。本ガイドラインの記載は、改正法の内容を反映している。

³ 公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/pdf/overview_190628_0019.pdf 【P】

② 役務提供先等への公益通報

労働者等から役務提供先（勤務先（通報者と雇用関係にある事業者）、派遣先、取引先）等に対する公益通報のことで、「内部通報」ともいい、勤務先等の指定の通報窓口のほか、上司や人事部門に通報する例もみられる。

公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項により、事業者には、労働者等からの公益通報について、公益通報対応業務に従事する者（公益通報対応業務従事者）を定める義務や、その他公益通報に適切に対応するために必要な体制（内部公益通報対応体制）を整備する義務が課せられている（常時使用する労働者数が 300 以下の事業者については努力義務）。

事業者にとっては、公益通報に適切に対応し、リスクの早期把握及び自浄作用の向上を図ることが、企業価値及び社会的信用を向上させることにつながる。また、愛護動物虐待等罪には両罰規定（第 1 章 6.（3）両罰規定参照）が設けられていることから、通報対象事実について確認し、必要に応じて自ら是正措置を講じることは非常に重要である。

③ その他の者への公益通報

なお、労働者等から、通報対象事実の発生又は被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（報道機関、消費者団体、事業者団体等）に対して行われる通報も、一定の要件を満たせば、「公益通報」として保護の対象となる。

2. 公益通報の受付

① 動物愛護管理部局への公益通報

動物愛護管理部局が公益通報を受け付ける際には、以下の条件を満たしているかを確認する。

- ア 通報者が通報の対象となる事業者へ役務を提供している労働者等であること。
- イ 通報に不正の目的がないこと。
例えば、通報により、不正に利益を得る、財産上の損害や信用の失墜等損害を加える等の目的がないかを確認する。
- ウ 通報対象となる法令違反（虐待を受けるおそれがある事態又は動物虐待等事案等）が生じ、又はまさに生じようとしていること。
（具体的な聞き取り事項は「図表 9 虐待を受けるおそれがある事態等に関する通報を受けた際に確認すべき事項」参照）
- エ 次のいずれかに該当すること。
 - ・ウを信じるに足る相当の理由があること。
根拠となる資料（通報対象となる法令違反等が確認できる写真、動画、関係者による信用性の高い供述、日報等の記録等）があれば、提供を受ける。

- ・ウであると思料し、かつ、次の事項を記載した書面が提出されたこと。
 - ・通報者の氏名、住所等
 - ・通報対象事実の内容
 - ・ウであると思料する理由
 - ・通報対象事実について、法令に基づく措置等がとられるべきと思料する理由

公益通報の受付時には通報者に関する以下の情報を聞き取る。動物愛護管理部局に対し公益通報があった場合、地方自治体においては、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るとともに、通報対応の実効性を確保するため、匿名による通報についても、可能な限り、実名による通報と同様の対応を取るよう努めること⁴。

①氏名

②勤務先・部署名・役職名

③連絡先（勤務先以外の住所・メールアドレス等）

また、外部通報ガイドラインでは、公益通報者保護法上の「公益通報」に該当しない通報（例えば、労働者等以外の者からの通報、通報対象事実以外の法令違反に関する通報等）についても対応することとされていることにも留意する必要がある⁵。

②役務提供先等への公益通報

役務提供先である事業者への公益通報については、その受付や調査・是正措置の実施等について、公益通報者保護法に基づく「指針」⁶で定められており、事業者は指針に沿って対応する必要がある。また、事業者には、公益通報対応業務に従事する者（公益通報対応業務従事者）を定める義務も課されているところ、公益通報対応業務従事者には守秘義務が課せられており、これ違反した場合、刑事罰（30万円以下の罰金）の対象となる。

⁴ 外部通報ガイドライン2. (9)

⁵ 外部通報ガイドライン2. (6)～(8)

⁶ 公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(令和3年内閣府告示第118号)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_210820_0001.pdf

また、その解説（「公益通報者保護法に基づく指針(令和3年内閣府告示第118号)の解説」）は、

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_211013_0001.pdf

4. 虐待を受けるおそれがある事態への対応

ポイント

- ・近年では、行政による虐待を受けるおそれがある事態等への対応自体が不十分であるとして、大きな社会的問題になることがあることから、迅速かつ適切な対応が求められる。
- ・法第 25 条第 4 項は、行政による適正飼養の指導・助言等も含む動物虐待事案の予防的措置を定めたもの。不適正な飼養に起因する虐待を受けるおそれがある事態を是正するための対応も含まれ、動物虐待等事案を防止するために行政が果たすべき最も重要な役割が規定されている。
- ・「命令」、「勧告」の内容を検討するためだけでなく、これらが必要な事態が生じているか確認する目的で報告徴収や立入検査を行うことも可能である。
- ・「命令」の発出に当たっては、必ずしも「勧告」というステップを必要としないが、「命令」を行おうとする際には、原則として、弁明の機会の付与等の手続を経る必要がある。特に、公益上、緊急を要する場合には、例外的に弁明の機会の付与を省略できるが、その判断は慎重にする必要がある。
- ・「命令」、「勧告」を行おうとする際には、次のステップに進むことも想定し、内容をよく検討する。特に「命令」の発出に当たっては、「告発」も視野に入れ、警察に事前相談することが望ましい。

(1) 行政指導と行政処分の意義

法第 44 条に係る対応は、動物虐待事案発生後の刑罰による事後規制であるのに対して、法第 25 条が規定されている法第 3 章第 4 節は「周辺の生活環境の保全等に係る措置」と題され、行政による適正飼養の指導・助言等や、虐待のおそれがある事態への対応といった予防的措置を定めたものである。

虐待を受けるおそれがある事態の段階の不適切な飼養状況等を改善することにより、犯罪に発展する前に未然に防止することは非常に重要である。動物虐待の中には、動物の適切な健康管理を行わないなどのネグレクト等も含まれる。また、動物だけではなく、人、地域の問題である多頭飼育問題に係る事案においては、単純に飼い主たる行為者を検挙するだけでは根本的な問題解決にはつながらず、再発の可能性も踏まえて地域で対応を続けていくことが必要となる。こういった不適正な飼養からつながる動物虐待や悪臭・騒音等の生活環境の悪化など地域における問題を未然に防いだり、総合的に解決したりするために、地方自治体の果たす役割は大きい。

上述のとおり、法第 25 条第 4 項に基づく対応は、基本的には、不適正飼養に起因する虐待、主にネグレクトに対する予防的措置のための対応と考えられるが、例えば「しつけ」と称して動物に手をあげた場合などは、その内容によって、通常一般の適正飼養に係る助言・指導の中で行政が対応することも考えられる。

一方で、積極的虐待や明らかなネグレクトを現認した場合は、その状況により愛護動物殺傷罪（法第 44 条第 1 項）、愛護動物虐待罪（法第 44 条第 2 項）による対応が必要となるため、警察への相談や通報、告発等を行うこととなる。

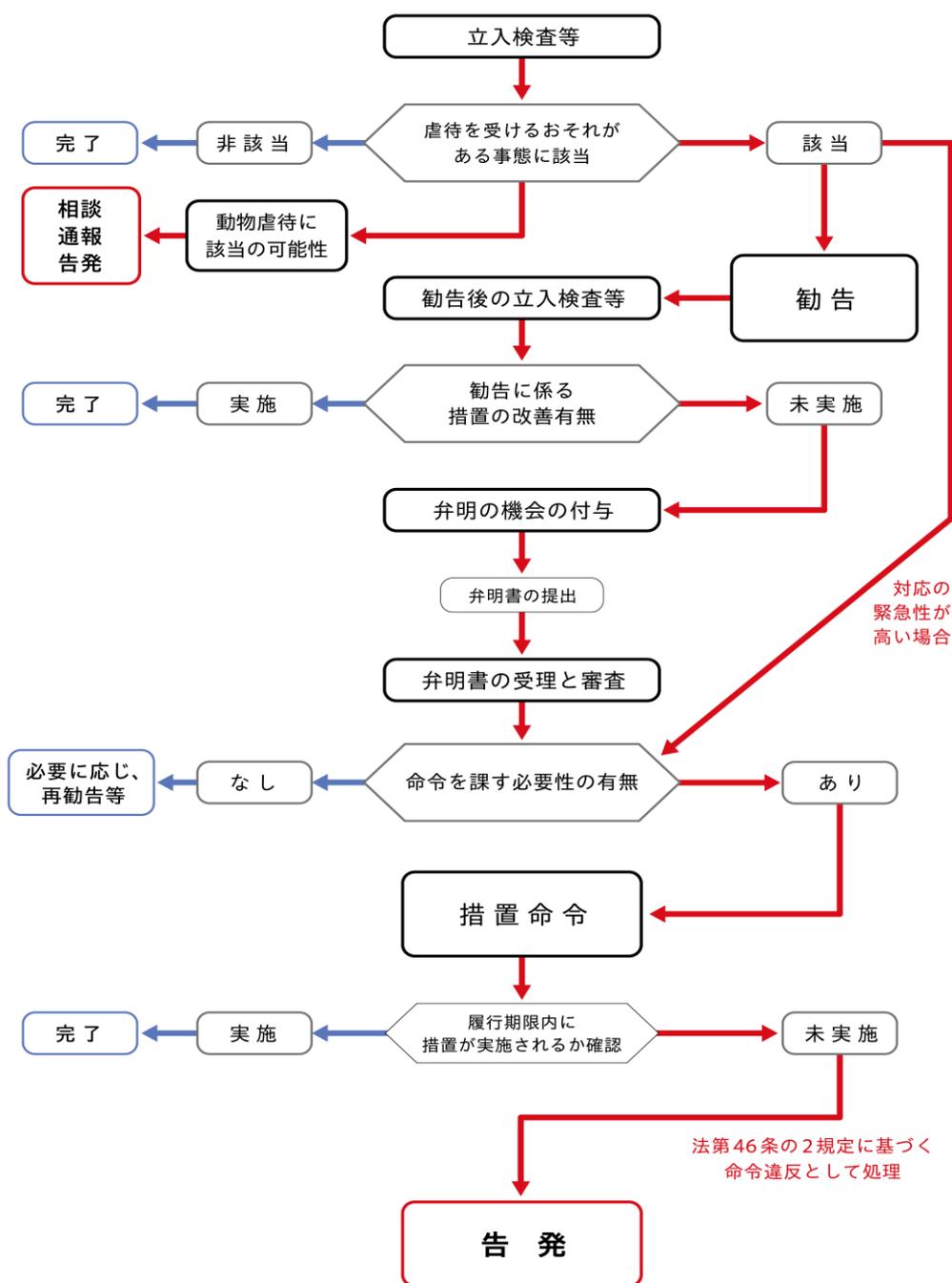
また、命令違反や立入検査の忌避等に対しては罰則が設けられていることから、告発等のその後の対応も想定した上で、行政指導等を行うことが望ましい。

行政手続の瑕疵等を理由とした訴訟等の紛争の発生を避けるよう、執行に当たっては行

政手続法（平成5年法律第88号）等を踏まえた十分な対応が必要となるが、動物愛護管理担当職員として動物の愛護及び管理に係る責務や動物虐待を未然に防止することの社会的重要性に自覚を持って対応されたい。

なお、愛護動物の「殺傷」、「遺棄」と疑われる事案が発見された場合は、警察に相談・通報し、適切に情報提供を行う、必要に応じて動物を引取り、譲渡につなげるなど連携・協力して対応することとなる。

図表 11 虐待を受けるおそれがある事態における対応フロー



(2) 報告徴収と立入検査

事実認定を行う上では、法に基づく立入検査、報告徴収又は関係行政機関への照会等を積極的に活用し、事実関係を把握することが重要である。

法第25条第5項の規定に基づく報告徴収及び立入検査は、虐待を受けるおそれがある事態が生じていないか等を行為者から確認する重要な手段である。都道府県知事は、虐待を受けるおそれがある事態に対し、命令・勧告の施行に必要な限度において報告徴収及び立入検査をすることができることになっているが、「必要な限度」とは、命令・勧告の内容について検討するための情報収集や命令・勧告後の確認のみならず、そもそも命令・勧告が必要な事態が生じているか自体を確認する目的も含まれ得る。

報告徴収についての形式は定められておらず、個別事案ごとに口頭・書面等適切な方法を検討の上、確実な記録化に努めること。

立入検査の権限は犯罪捜査のためとは認められておらず、相手方が拒否した場合にその意に反して抵抗を排除してまで実施することは認められていないが、刑罰による間接強制により適正かつ円滑な立入検査の実施を確保するとする法の趣旨に照らして厳正に対処する必要がある。すなわち、法第47条の3に規定されるとおり、法第25条第5項に基づく報告をしない場合や虚偽の報告であった場合、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対する罰則規定があることから、立入検査を行う際には、相手方に対し、立入検査の拒否、妨害又は忌避に対しては刑罰が科され得ることを明示して行うことも実効性を高めるために必要である。

なお、検査を積極的に拒否する場合でなくとも、実質的に立入検査ができない状態を積極的に生じさせるなど、立入検査の拒否又は忌避に該当すると判断される場合には、検査拒否又は忌避と扱って差し支えなく、法第47条の3に基づく罰則の対象になり得るものであることから、この場合も、告発を含めた対応を捜査機関と協議の上で進めること。

また、検査の実効性を高めるためには、事前の連絡を行わずに抜き打ちでの検査を実施することが有効な場合もあり、法はこれを否定していないことにも留意すること。

立入検査の実施に当たっては、客観的事実及び行為者の認識を確認し、その旨を記録に残すことが重要であり、飼養施設等の状況だけではなく、動物の状態についてもよく確認する必要がある。また、長毛種等は一見しただけでは動物の状態が把握できないことから、必要に応じて目視だけでなく触診も行い確認すること。現場に立ち入る際には、マスクや手袋、ゴーグル等を装着し、職員・動物の双方が人獣共通感染症に罹患しないよう配慮することが重要である。さらに、立入検査の記録や職員の安全確保のために、複数の職員で対応することが望ましい。

必要に応じて事前に警察に情報を共有し、必要な支援を依頼することも選択肢の一つとして検討する。

立入検査と警察の捜査を同時に行う場合には、あらかじめ双方の役割分担や持参する持ち物等を定め、現場で混乱を生じさせぬようにすること。立入検査対象施設に複数の個体が飼養又は保管されている場合、個体識別、個体数の把握が必要となることから、ナンバリングした首輪等を準備し、個体識別等に努めることが重要である。案件記録票(図表12)

の例、動物の状態チェックシートの例（図表13、14）、等を活用し、記録することが望ましい。動物の状態チェックシートの例については、必ずしも全ての項目を確認することを必要としておらず、状況によって記載項目を選択するなど適宜ご活用いただきたい。

【コラム6】ボディコンディションスコア

動物の栄養状態を評価する尺度にボディコンディションスコア（BCS）がある。ボディコンディションスコアは、見た目と触れた状態から、体型（特に脂肪の付き具合）を評価するもので、個体の健康状態を把握する指標となる。5段階若しくは9段階で評価し、9段階評価では、BCS 4、5が適正な体型と見なされる。



※BCS4～5が適正な体型といわれています

（出所 ロイヤルカナンジャパン合同会社 HP「ワンちゃんネコちゃんの病気と食事」
https://www.royalcanin.co.jp/new/health_nutrition/health/obesity/）

図表12 案件記録票の例

記入年月日	年 月 日	記入者	所属 氏名
-------	-------	-----	----------

1. 現場確認等の実施

現場確認日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
現場確認者		所属	
確認方法	<input type="checkbox"/> 任意の現場確認 <input type="checkbox"/> 任意の聞き取り <input type="checkbox"/> 法第25条に基づく立入検査 <input type="checkbox"/> 法第25条に基づく報告徴収 <input type="checkbox"/> その他 ()		
行為者の 対応状況			

2. 行為者（飼養者等）

氏名		年齢		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
住所					
同居家族	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（続柄：)				
性格、意思疎通 の状況	(家族、近隣住民、通報者等との関係性などを記載)				

3. 動物の状態等

動物の種類等	犬 オス (頭) ・ メス (頭) ・ うち幼齢 (頭)					
	猫 オス (頭) ・ メス (頭) ・ うち幼齢 (頭)					
	その他 (種類：) オス (頭) ・ メス (頭) ・ うち幼齢 (頭)					
飼養方法	室内飼養 ・ 屋外飼養 ()					
気温・湿度	室内	℃	%	屋外	℃	%
前回指導	なし ・ あり ()					
職員の指導内容	指導への拒絶 なし ・ あり ()					
職員の現場の確認・ 状況把握の拒否	なし ・ あり ()					
改善の見込み	なし ・ あり ・ 不明 (理由：)					
鳴き声の発生	なし ・ あり 測定した場合：現地 db、敷地境界 db 頻度 ()、継続時間 ()					

飼料の残さ・排せつ物等の不適切な処理・放置からの臭気	なし ・ あり（程度： ） ・ 不明 （ ） 継続期間（ ）
ねずみ・害虫	なし ・ あり（ ）
栄養不良の個体	なし ・ あり（ 頭） ・ 不明
給餌・給水の頻度	なし ・ 1日ごと ・ 2日ごと ・ 3日ごと ・ 4日以上の間隔 ・ 不明 （ ）
繁殖制限措置	なし ・ あり ・ 不明 （ ）
頭数削減措置	なし ・ あり ・ 不明 （前回指導時との比較等）
繁殖による頭数増加	なし ・ あり ・ 不明 （前回指導時との比較等）
爪が異常に伸びている個体	なし ・ あり（ 頭） ・ 不明
体表が著しく汚れている個体	なし ・ あり（ 頭） ・ 不明
疾病個体	なし ・ あり（ 頭） ・ 不明
負傷個体	なし ・ あり（ 頭） ・ 不明
衰弱個体	なし ・ あり（ 頭） ・ 不明
妊娠個体	なし ・ あり（ 頭） ・ 不明
障害のある個体	なし ・ あり（ 頭） ・ 不明
排せつ物の堆積	なし ・ あり ・ 不明 （ ）
愛護動物の死体・骨	なし ・ あり ・ 不明 （ ）
近隣からの苦情	なし ・ あり （詳細）
その他	

4. 飼養状況（生態・習性・生理にあった飼養となっているか）

給餌・給水	<input type="checkbox"/> 新鮮な餌・水が与えられている （水は常に飲める状態であること。ただし、獣医療上制限されているときを除く。） <input type="checkbox"/> 清潔な給餌・給水容器を用いている （ ）
飼養環境	<input type="checkbox"/> 周辺に危険物のない清潔な環境 <input type="checkbox"/> 厳しい天候などから身を隠せる場所及び休息場所がある <input type="checkbox"/> 快適な温湿度である <input type="checkbox"/> 換気・日照時間に問題はない（窓の有無など） <input type="checkbox"/> 自然な行動が十分にとれるスペースである （ ）
獣医療の提供	<input type="checkbox"/> 疾病・負傷に対する適切な獣医療等の提供 （ ）
その他	<input type="checkbox"/> 心理的抑圧や恐怖から守られている

5. 周辺の生活環境の状況

鳴き声・その他の音の発生	なし ・ あり 測定した場合：現地 db、敷地境界 db 頻度 ()、継続時間 ()
飼料の残さ・排せつ物等の不適切な処理・放置からの臭気	なし ・ あり ()
動物の毛・羽毛	なし ・ あり ()
ねずみ・害虫	なし ・ あり ()
近隣からの苦情	なし ・ あり (詳細)
その他	

6. 対応状況及び今後の対応予定

--

7. 備考

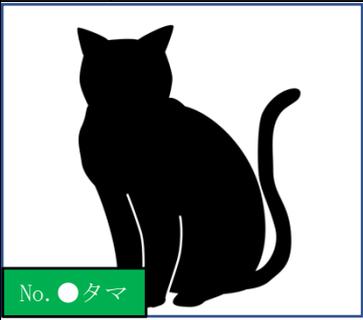
--

図表 13-① 動物の状態チェックシートの例（生体・猫版）

記入年月日	年 月 日	記入者	所属 氏名	
-------	-------	-----	----------	--

※写真を撮影した場合は、No. と紐づけて保存する。

（撮影の際に No. と名前を紙に書いて動物と一緒に写しておく）

No.	●	動物種	犬 ・ 猫 ・ その他 ()						
	品 種								
	性 別		年 齢 (推定)						
	身体的特徴 毛色								
	BCS	1	2	3	4	5	6	7	8
目	眼脂	右目				左目			
	閉眼	右目				左目			
	失明	右目				左目			
	眼疾患	右目 ()				左目 ()			
	その他								
耳	耳ダニ	右耳				左耳			
	耳垢	右耳				左耳			
	耳介欠損	右耳				左耳			
	耳孔閉塞	右耳				左耳			
	搔痒感	右耳				左耳			
	皮膚炎	右耳				左耳			
	その他								
鼻	分泌物 (透明)	なし	あり ()						
	分泌物 (化膿性)	なし	あり ()						
	鼻出血	なし	あり ()						
	くしゃみ	なし	あり ()						
	その他								
口腔等	歯の欠損	なし	あり ()						
	舌・歯肉の蒼白	なし	あり ()						
	出血	なし	あり ()						
	流涎	なし	あり ()						
	異常呼吸・喘鳴	なし	あり ()						
	その他								
四肢	伸展異常	左前肢	左後肢	右前肢	右後肢				
	行動に支障のない形態異常	左前肢	左後肢	右前肢	右後肢				

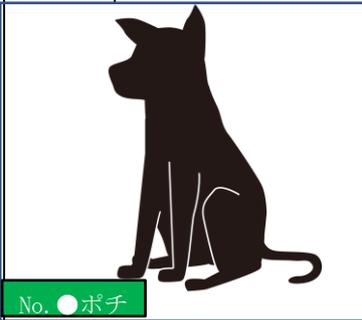
四肢	挙上	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	跛行	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	外傷・出血	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	欠損	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	歩行困難	なし あり ()
	その他	
爪	伸張	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	過伸張により運動に制限	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	剥離	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	破損	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	その他	
被毛	フケ	なし あり ()
	汚れ	なし あり ()
	脱毛	なし あり ()
	毛玉	なし あり ()
	その他	
肛門	排せつ物付着	なし あり ()
	排せつ困難	なし あり ()
	腫瘍	なし あり ()
	下痢	なし あり ()
	下血	なし あり ()
	その他	
全身	皮膚病変	なし あり ()
	脱水	なし あり ()
	脱色	なし あり ()
	搔痒感	なし あり ()
	腫瘍	なし あり ()
	外傷	なし あり ()
	その他	
行動	威嚇攻撃行動	なし あり ()
	常同行動	なし あり ()
	沈鬱	なし あり ()
	自傷行動	なし あり ()
	その他	
備考	・マイクロチップ情報等	

図表 13-② 動物の状態チェックシートの例（生体・犬版）

記入年月日	年 月 日	記入者	所属	
			氏名	

※写真を撮影した場合は、No. と紐づけて保存する。

（撮影の際に No. と名前を紙に書いて動物と一緒に写しておく）

No.	●	動物種	犬 ・ 猫 ・ その他 ()							
	品 種									
	性 別		年齢 (推定)							
	身体的特徴 毛色									
	BCS	1	2	3	4	5	6	7	8	9
目	眼脂	右目	左目							
	閉眼	右目	左目							
	失明	右目	左目							
	眼疾患	右目 ()		左目 ()						
	その他									
耳	耳ダニ	右耳	左耳							
	耳垢	右耳	左耳							
	耳介欠損	右耳	左耳							
	耳孔閉塞	右耳	左耳							
	搔痒感	右耳	左耳							
	皮膚炎	右耳	左耳							
	その他									
鼻	分泌物 (透明)	なし	あり ()							
	分泌物 (化膿性)	なし	あり ()							
	鼻出血	なし	あり ()							
	くしゃみ	なし	あり ()							
	その他									
口腔等	歯の欠損	なし	あり ()							
	舌・歯肉の蒼白	なし	あり ()							
	出血	なし	あり ()							
	流涎	なし	あり ()							
	異常呼吸・喘鳴	なし	あり ()							
	その他									
四肢	伸展異常	左前肢	左後肢	右前肢	右後肢					
	行動に支障のない形態異常	左前肢	左後肢	右前肢	右後肢					
四肢	挙上	左前肢	左後肢	右前肢	右後肢					

	跛行	左前肢	左後肢	右前肢	右後肢	
	外傷・出血	左前肢	左後肢	右前肢	右後肢	
	欠損	左前肢	左後肢	右前肢	右後肢	
	歩行困難	なし	あり ()			
	その他					
爪	伸張	左前肢	左後肢	右前肢	右後肢	
	過伸張により運動に制限	左前肢	左後肢	右前肢	右後肢	
	剥離	左前肢	左後肢	右前肢	右後肢	
	破損	左前肢	左後肢	右前肢	右後肢	
	その他					
被毛	フケ	なし	あり ()			
	汚れ	なし	あり ()			
	脱毛	なし	あり ()			
	毛玉	なし	あり ()			
	その他					
肛門	排せつ物付着	なし	あり ()			
	排せつ困難	なし	あり ()			
	腫瘍	なし	あり ()			
	下痢	なし	あり ()			
	下血	なし	あり ()			
	その他					
全身	皮膚病変	なし	あり ()			
	脱水	なし	あり ()			
	脱色	なし	あり ()			
	搔痒感	なし	あり ()			
	腫瘍	なし	あり ()			
	外傷	なし あり	〔 〕			
	その他					
行動	威嚇攻撃行動	なし	あり ()			
	常同行動	なし	あり ()			
	沈鬱	なし	あり ()			
	自傷行動	なし	あり ()			
	その他					
備考	・マイクロチップ情報等					

図表 14-① 動物の状態チェックシートの例（死体・猫版）

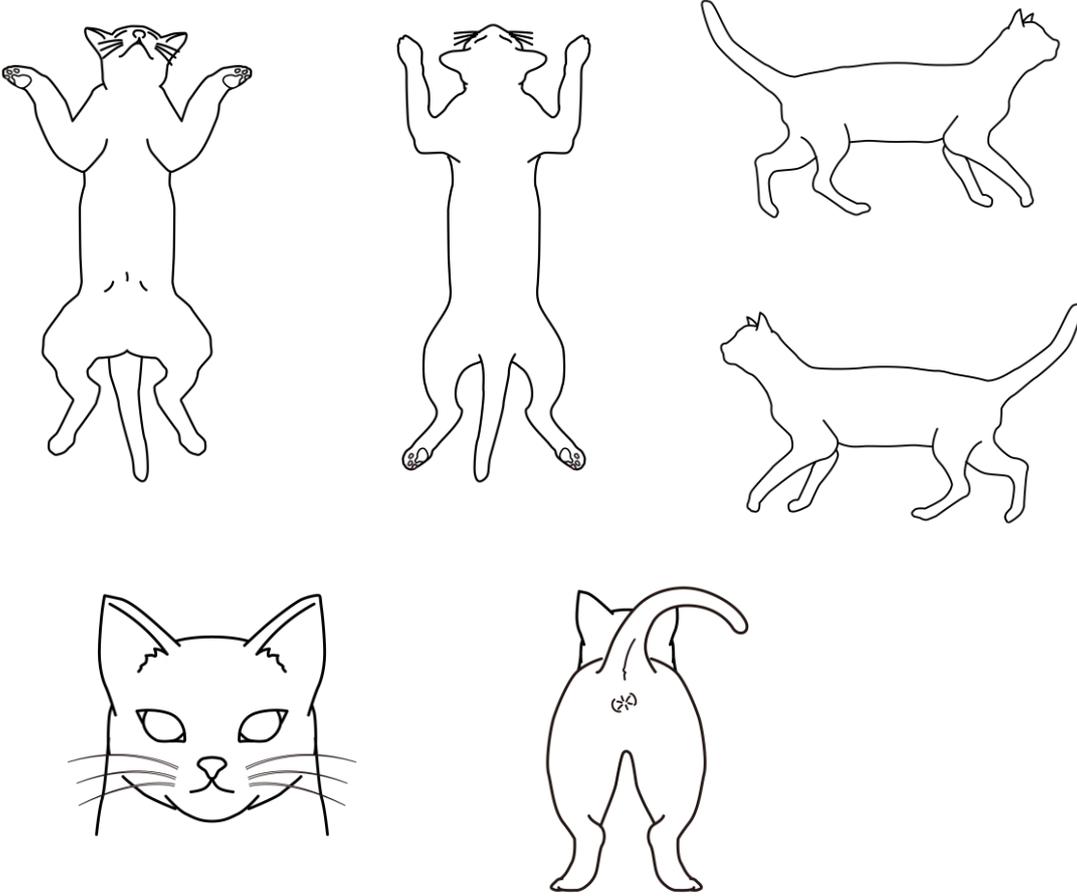
記入年月日	年 月 日	記入者	所属	
			氏名	

※1 写真を撮影した場合は、No. と紐づけて保存する。

（撮影の際に No. と名前を紙に書いて動物と一緒に写しておく）

※2 所有者不明の猫の場合、耳の形状を確認して記載する。

No.	●	動物種	犬 ・ 猫 ・ その他 ()						
 ※1 No. ● タマ	品 種								
	性 別		年 齡 (推 定)						
	身体的特徴 毛 色	※2							
	BCS	1	2	3	4	5	6	7	8
発見場所	・ 飼養施設内、屋外、公園内、学校敷地内、河川敷等 （段ボール・ビニール袋内、冷凍庫・冷蔵庫内等といった収納されている状況も含む。）								
死体周囲の状況	・ 血痕、嘔吐物、便、被毛、毒餌、凶器等の有無								
死体の状態	死体直腸温	℃	測定日時	月	日	:			
	死体硬直	・ 関節ごとの硬直の発現強度や緩解消失等の状態							
	血液等の付着	・ どこに、何が、どの程度の量付着しているか。							
	虫の付着	・ ウジ、アリ、甲虫の付着の有無、大きさ、数							
	目	・ 角膜の混濁の程度等							
	耳	・ 外耳道内の異物の有無等							
	口腔	・ 口腔内の異物の有無等							

	爪	<ul style="list-style-type: none"> ・破折、伸張の状態等
	肛門	<ul style="list-style-type: none"> ・拡張の有無、糞便の付着等
外表	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷の状態（位置、数、大きさ、形状等） 	
		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロチップ情報等 	

図表 14-② 動物の状態チェックシートの例（死体・犬版）

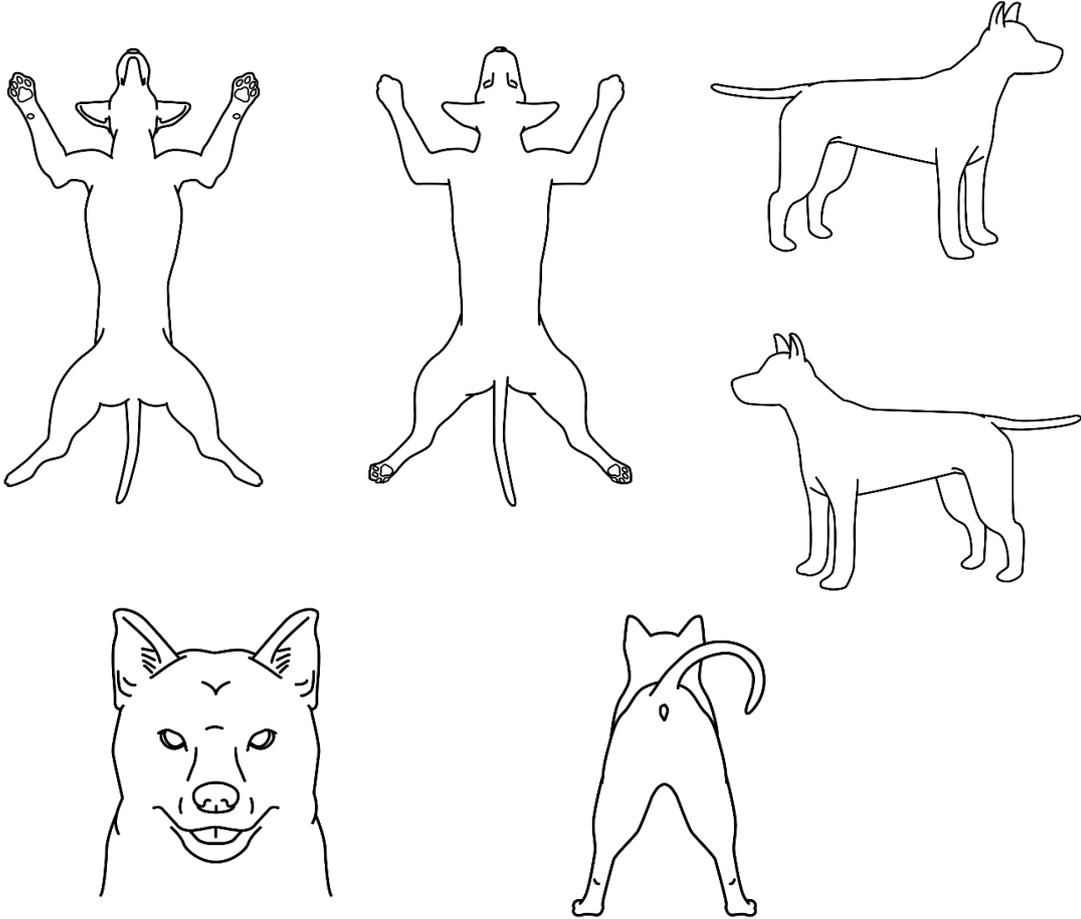
記入年月日	年 月 日	記入者	所属	
			氏名	

※1 写真を撮影した場合は、No. と紐づけて保存する。

（撮影の際に No. と名前を紙に書いて動物と一緒に写しておく）

※2 所有者不明の猫の場合、耳の形状を確認して記載する。

No.	●	動物種	犬 ・ 猫 ・ その他 ()						
 No. ●ポチ	品 種								
	性 別		年 齡 (推 定)						
	身体的特徴 毛 色	※2							
	BCS	1	2	3	4	5	6	7	8
発見場所	・ 飼養施設内、屋外、公園内、学校敷地内、河川敷等 （段ボール・ビニール袋内、冷凍庫・冷蔵庫内等といった収納されている状況も含む。）								
死体周囲の状況	・ 血痕、嘔吐物、便、被毛、毒餌、凶器等の有無								
死体の状態	死体直腸温	℃	測定日時	月	日	:			
	死体硬直	・ 関節ごとの硬直の発現強度や緩解消失等の状態							
	血液等の付着	・ どこに、何が、どの程度の量付着しているか。							
	虫の付着	・ ウジ、アリ、甲虫の付着の有無、大きさ、数							
	目	・ 角膜の混濁の程度等							
	耳	・ 外耳道内の異物の有無等							
	口腔	・ 口腔内の異物の有無等							

	爪	<ul style="list-style-type: none"> ・破折、伸張の状態等
	肛門	<ul style="list-style-type: none"> ・拡張の有無、糞便の付着等
外表	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷の状態（位置、数、大きさ、形状等） 	
		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロチップ情報等 	

(3) 勧告（行政指導）と命令（行政処分）

虐待を受けるおそれがある事態が認められるとき、都道府県知事は期限を定めて、当該事態を生じさせている者に対し、命令又は勧告をすることができる。

虐待を受けるおそれがある事態は、周辺的生活環境の悪化とともに発覚することが多いことから、周辺的生活環境への支障の是正のための勧告（法第 25 条 2 項）と同時に発出することも考えられる。勧告後は立入検査等を実施し、勧告内容が確実に履行されているか確認する。履行が確認できない場合等は、再度の勧告又は命令の発出を検討する。

勧告や命令を出す必要がある場合は、期限を定めて実施すべき必要な措置事項を具体的かつ明確にした勧告書（文書ひな形 1）又は措置命令書（文書ひな形 3）を発出する。

勧告によっても虐待のおそれが改善されない場合、行為者に行政手続法に基づく弁明の機会を付与し、弁明書の内容等から命令を課す必要性の有無を判断することとなる。また、法第 25 条第 4 項では、生活環境に係る支障の対応と異なり、指導又は助言といった勧告の前の段階としての対応は法に定めがなく、また、勧告というステップを踏まず、即時の命令が可能な規定となっている。即時の命令が可能となっている趣旨は、動物の生命に危険が生じる可能性があることを勘案してのことである。

命令を行おうとする際は、極力具体的に内容を示す必要がある。例えば、動物の鳴き声が過度に継続して発生している事態においては、鳴き声が継続している時間や鳴き声の大きさなどを数値化し、具体的な削減目標を示すことが考えられる。また、飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生している場合については、事業場によるものであれば、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）における指定地域に該当していなくとも臭気によって生活環境を損なう場合は指導対象となっている。なお、悪臭防止法では規制基準の基本的な考えとして臭気強度表示法を採用しており、悪臭物質濃度により規制している地方自治体において、個々の物質が規制濃度以下であっても、物質が複合している場合は臭気強度が高くなることから臭気指数を用いて規制も可能である。悪臭に係る対応については生活環境部局に相談することが考えられる。

また、虐待を受けるおそれがある事態に係る勧告又は命令は、施行規則 12 条の 2 各号所定の事態に該当することが要件となっているため、仮に飼養する動物の頭数を削減するよう命じる場合、動物を削減したとしても、直ちに所定の事態が改善されるわけではなく、手段としての合理性を欠くと判断される可能性がある。そのため、「ふん尿を適切に処分すること」や「はえ、蚊、のみが生じないように、動物の衛生環境を整備すること」のような事態を是正するための直接的な手段を通常想定される「必要な措置」として命じた上で、それでは事態の解消が図れない場合に、頭数の削減を命じることは考え得る。従って、「必要な措置」について勧告や処分をした場合には、その処分の内容や被処分者の対応を適切に記録化し、取消訴訟において証拠として提出できるようにしておく必要がある。

不利益処分を伴う命令につながる勧告や、命令を行うに当たって、数値を示して頭数の削減を指示することは、数値の合理性を説明することが困難なことも多いことから、具体的にどのような内容の勧告や命令を行うかの検討に際しては法務担当部署及び顧問弁護士等にも相談するなどし、慎重を期す必要がある。

数値等を命令で示さない、又は示せない場合は、命令違反で告発する際に、何をもって違反と判断するかという点で説明が難しく、告発が適わない場合がある。そのため、告発も視野に入れるべき案件では、虐待を受けるおそれがある事態に関する動物の種類、数、状態、改善すべき事項の具体的な内容等を踏まえて、とるべき措置の内容ができるだけ具体的な内容となっているか、措置をとるまでの期間として合理的な内容が設定されているかなども含め、命令の適法性についても十分に留意しつつ、どのような命令とすれば警察が違反事実を認めることが可能かといったことも含めて、例えば、早期の段階から警察に相談することが望ましい。

行政処分を行うためには、違反行為の事実を行政庁として客観的に認定すれば足りるものであって、違反行為の認定に直接必要とされない行為者の主観的意思などの詳細な事実関係が不明であることを理由に行政処分を留保すべきでないことに留意が必要である。

(4) 弁明の機会の付与

法第25条第4項に基づく命令を行うに際しては、不利益処分を受ける者が、行政庁に対して意見を述べるための手続として弁明の機会を付与（原則として書面審理）（文書ひな形2）する必要がある。なお、動物取扱事業者を対象に登録の取消し等を行う場合は、聴聞（口頭審理）が必要となる。動物取扱業者による不適正飼養等に係る対応については、運用指針を参照されたい

① 弁明の機会の付与通知

弁明の機会を付与する際は、書面による通知を行い、行為者からの弁明も、通常、書面により行わせる。この際、証拠書類の提出も可能である。弁明の機会の付与の期間（弁明の提出期限等）は、相当な期間をおくこととされており、通常2週間程度を目安とするが、期間の設定は命令の緊急性やその内容に応じて個別に判断すること。

なお、公益上、緊急を要する場合に、行政手続法第13条第2項第1号に基づき、弁明の機会の付与を省略することができるが、違反の内容が悪質であり、真に急を要する場合に限って当該条項による対応を行うことが望ましく、例えば、病気やケガに対して必要な処置が行われていない、寒さ・暑さにより動物の健康に支障が生じている、適切な給餌・給水が行われていないといったことにより動物の生命に危険が生じている場合などが想定される。いずれにしても、できる限り意見聴取の機会を確保するよう努めることが原則となる。

当該通知を手交する場合は、受領書にサイン（自署）させること。郵送の場合は、内容証明及び配達証明付きの郵便とすること。

② 弁明書の提出

弁明書は、法令に基づく様式の定めはないので、書類の形式上の審査は不要である。よって、弁明書が行政庁の窓口へ到達した時点で提出したこととなる。なお、弁明書が提出されない場合には、提出期限が到来した時点で弁明がなかったものとして取り扱うことができる。

③ 事実の確認、審査

行政庁は、弁明の機会の付与を通知した時点で、行為者に対して措置命令を講じようとする方針を決定し、その旨を明らかにしていることになる。弁明書の確認、審査においては、行政庁の当該決定に誤りがないことや、違反行為に係る正当な理由（例えば、勧告後に行為者本人や飼養施設が被災し、勧告に係る措置を実施できなかったなど）がないことを確認するため、行政庁が判断するに至った根拠や経緯について間違いがなかったか等の観点から審査を行う。事実関係の確認は慎重に行わなくてはならない。

5. 刑事告発等

ポイント

- ・ 告発は、告発状（書面）で行うこと。円滑に告発が受理されるためには警察と事前に相談・協議することが望ましい。
- ・ 命令違反に係る告発に当たっては、命令の正当性（動物愛護管理法に基づき適正に行政処分が行われた事実）及び履行期限内に命令事項が履行されなかった事実について明確にする必要がある。

動物愛護管理担当職員等は、愛護動物虐待等罪（法第44条）、虐待を受けるおそれがある事態に係る措置命令・改善命令違反（法第46条の2）、報告徴収、立入検査の拒否等（法第47条の3（第47条の2））及び両罰規定（法第48条）に基づく罰則を適用する必要があると認める場合は、相談や通報、情報提供、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づく告発等により捜査につなげることとなる。情報提供に当たっては、情報提供シート（文書ひな形5）等により適切に対応されたい。下記では、主に刑事告発の手続等について解説する。

（1）告発の手続

告発は、書面又は口頭で検察官や司法警察員に行うこととされており、口頭による場合には、検察官又は司法警察員は調書を作成しなければならないこととされているが、告発の意思や内容を明確にするためにも書面で行うことが望ましい。

告発する場合は告発状（文書ひな形4）に犯罪構成要件に該当する事実を具体的に記載するほか、警察等の円滑な捜査に資するよう具体性のある告発状を作成し、可能な限り証拠資料を提出することが重要になる。

告発は、動物愛護管理部局が自らの責任と裁量に基づき、①犯罪の重大性、②犯罪があると思料することの相当性、③今後の行政運営に与える影響、等の諸点を総合的に検討して判断するものであるが、円滑に告発が受理されるためには警察と相談・事前協議することが望ましい。告発状に添付する関係書類は、違反の事実を証明するものである必要があることから、違反の事実を証明するための方法等についても、あらかじめ警察と調整しておくこと告発の受理が円滑になる。

法第44条ないし法第47条の3に規定する罰則については、個人としての従業員が業務に関し違反行為を行った場合には、その行為者を罰するほか、併せて事業主にも罰金を科す

規定（両罰規定）が設けられている。したがって、事業主において、従業員の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたとはいえない場合には、行為者のほか、事業主についても、同規定に基づいて併せて告発を行うことで事業主の責任を適切に問うことが重要である。

（２）刑事告発の際の留意点

告発の受理を円滑にするため、行為者の氏名又は名称、違反行為を確認した日時、違反行為の内容、周辺住民からの苦情、過去の行政指導の状況などについて疎明資料をもってできる限り明らかにし、告発を行う前に告発対象となる違反行為の内容等について、捜査機関と十分に協議し、連携して行うこと。

命令違反に係る告発に当たっては、命令の正当性（動物愛護管理法に基づき、適正に行政処分が行われた事実）及び履行期限内に命令事項が履行されなかった事実について明確にすること。

違反が継続している場合は、警察が捜査を開始した時点で違反状況を現認することが可能であるため、命令の正当性を明確にすることが最重要である一方、違反が継続していない場合は、捜査開始時に違反状況を現認することができないことから、客観的証拠により過去に違反事実が存在したことを特定する必要がある。

6. 動物虐待等事案の対応

ポイント

- ・ 捜査に当たっては、これまでの行政指導の経緯やその内容等が非常に重要な情報となることから、必要に応じ適切に情報提供を行う。
- ・ 警察が押収した動物の一時保管を依頼された場合は、必要に応じ動物愛護管理センター等が協力するなど、実務的な面での協力体制の構築を図ることが重要。
- ・ 所有権が放棄された犬猫については、可能な限り動物愛護センター等での引取りを検討するほか、動物愛護ボランティア等と連携することにより、譲渡につなげる。
- ・ 犬猫の引取りといった法に基づく業務だけではなく、動物愛護管理行政を担当する部局として動物愛護の精神に則り、「命あるもの」である動物に対する柔軟な対応が望まれる。

（１）警察との連携（情報共有・捜査への同行等）

勧告・命令等の行政指導、行政処分の積み重ねにより、不適正飼養や虐待を受けるおそれがある事態を是正し、動物虐待事案に発展する前の段階で防止することが非常に重要であるが、必ずしも未然に防止できる事案ばかりとは限らない。動物虐待事案に発展した、又はしている事案に直面した場合、捜査機関に相談や通報、告発を行うことになり、これらが、捜査の端緒となる。

捜査は、人の身体や財産などに対する強制を伴わない限り（任意捜査）、裁判官の発する令状は不要だが、捜査を進める上で、被疑者の身柄を拘束したり、人の住居に立ち入ったり、所有物を差し押さえたりする（強制捜査）ためには、現行犯逮捕などの場合を除き、逮捕状、

勾留状、捜索差押許可状などの令状が必要となる。捜査に当たっては、これまでの行政指導、立入検査等の実績やその内容が非常に重要であることから、適切に証拠資料を提出すること。また、捜査に当たって、同行を求められた場合、可能な限り協力すること。

なお、違反行為が客観的に明らかであるにも関わらず、公訴が提起されていることや捜査機関による愛護動物虐待等罪への対応が継続中であることなどを理由に行政処分を留保する必要はない。行政処分は将来にわたる行政目的の確保を主な目的とするものであって、過去の行為を評価する刑事処分とはその目的が異なるものであるから、これを理由に行政処分を留保することは不適當である。

むしろ、違反行為に対して公訴が提起されているにも関わらず、動物の健康及び安全の保持について指導、監督を行うべき行政庁が何ら処分を行わないとすることは、法の趣旨に反し、動物愛護管理行政に対する国民の不信を招きかねないものであることから、行政庁として違反行為の事実を把握することに最大限努め、これを把握した場合には、いたずらに刑事処分を待つことなく、速やかに行政処分を行うこと。

警察による捜査が開始される、又は捜査が行われている事案において、勧告、命令を行う必要がある場合は、その内容や発出のタイミングによって警察の捜査に支障をきたす可能性もあることから、警察と十分に情報共有し、調整することが望ましい。

(2) 動物の引取り・譲渡

警察が行う捜査の過程で被疑者から押収した動物の一時保管を依頼された場合は、必要に応じ動物愛護管理センター等が協力するなど、実務的な面での協力体制の構築を図ることが重要である。

また、動物が虐待されていたとしても、その動物が行為者により飼養されている場合、動物の所有権は行為者にあることから、必要に応じ行為者が所有権を放棄するよう積極的に働きかけること。

所有権が放棄された犬猫については、可能な限り動物愛護管理センター等での引取りを検討するほか、動物愛護ボランティア等と連携することにより、譲渡につなげること。

譲渡に適さない犬猫については、殺処分がためられることを理由に引取り拒否を行わないことのないよう御留意いただきたい。とりわけ、動物取扱業者からの引取りは「拒否できること」であり、「拒否しなければならない」ものでないことを踏まえ、状況に応じ適切に引き取ること。動物虐待等事案として捜査が行われており、動物取扱業者に所有権放棄の意思があれば、引取り事由があるとみなされる。

また、動物虐待等事案のなかには、犬猫以外の動物（ウサギ、ハムスターといった哺乳類、インコ、フクロウといった鳥類、カメ、ヘビ、ワニといった爬虫類）の飼養例が見られる。これらの動物についても保管等の対応をしている地方自治体も存在するが、行政による対応が難しい場合であっても、引き取ることができる可能性のある動物取扱業者（展示業等）を紹介するなど、動物愛護管理行政を所管する部局として可能な限り対応すること。また、引取り対象が特定動物である場合、引取りに際し動物愛護管理法に則った適切な取扱いについて助言等を行うこと。

7. ひな形

文書ひな形1（勧告）

第 号
令和 年 月 日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

虐待を受けるおそれがある事態に係る勧告について

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第25条第4項に規定される虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認められたことについて、同条同項により、それぞれ所定期日までに是正するよう勧告します。

また、この勧告に対して貴殿がとられる措置を、令和〇年〇〇月〇〇日までに、都道府県・政令指定都市の長宛て書面により提出してください。

なお、所定期日までに、勧告内容の措置が講じられない、又は講じられたことが確認できない場合は、法第25条第4項の規定に基づき、措置命令を発する場合があります。

記

飼養施設等の所在地	
勧告の年月日	令和〇年〇〇月〇〇日
履行期限	令和〇年〇〇月〇〇日
勧告の内容	例) (複数列記可) ・臭気を改善するため、動物のふん尿を適切に処分すること。 ・はえ、蚊、のみが生じないように、動物の衛生環境を整備すること。 ・不妊去勢手術、雌雄分離飼育等の適切な繁殖制限措置を講じること。
勧告の理由 〔該当条項 含む(注)〕	例) 法第25条第4項の規定に基づく動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認められるため。 ・施行規則第12条の2第2号、第3号、第6号
備考	

(注) 法第25条第4項に規定する環境省令で定める事態のいずれが生じているかを明記すること。

文書ひな形2（弁明の機会の付与）

第 号
令和 年 月 日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

貴殿が行った動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第25条第4項に規定される虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認められたことに対し、同法同条項の規定に基づき、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号により勧告した措置をとるよう命令を科すことを予定しています。

ついては、行政手続法第13条第1項第2号の規定により弁明の機会を与えますので、下記1及び2について意見陳述の必要があるときは、令和〇年〇〇月〇〇日までに、下記3の提出先宛てに弁明を記載した書面を提出して下さい。

なお、この時、証拠書類等を提出することができます。また、期限までに弁明を記載した書面の提出がなかった場合は、意見なしとして取り扱います。

記

1 予定される処分内容及び根拠となる法令の条項

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇で貴殿が動物を飼養している施設において、法第25条第4項に規定される虐待を受けるおそれがある事態が生じていると認められるため、令和〇年〇〇月〇〇日までに、下記の措置を講じることを命じる。（複数列記可）

- ・臭気を改善するため、動物のふん尿を適切に処分すること。
- ・はえ、蚊、のみが生じないように、動物の衛生環境を整備すること。
- ・不妊去勢手術、雌雄分離飼育等の適切な繁殖制限措置を講じること。

根拠法令等：動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第12条の2第2号、第3号及び第6号

2 処分の原因となる事実

〇〇〇〇は、令和〇年〇〇月〇〇日に行った法第25条第5項の規定に基づく立入検査において、当該虐待を受けるおそれがある事態を確認し、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号により、令和〇年〇〇月〇〇日までに改善するよう勧告したものの、令和〇年〇〇月〇〇日までに改善されず、また、これに係る正当な理由も認められなかったもの。

3 弁明書の提出先及び提出期限

提出先 〇〇県 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課

（郵便番号） 〇〇〇-〇〇〇〇

（住所） 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇

（電話） 0123-45-6789

提出期限 令和〇年〇〇月〇〇日

差出人 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇 〇〇県知事（〇〇〇〇部 〇〇〇〇課取扱）

宛先人 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇 〇〇 〇〇 様

文書ひな形3（措置命令）

第 号
令和 年 月 日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

貴殿が、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇において動物を飼養している施設においては、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第25条第4講に規定される虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるので、動物の健康及び安全を保持できていない。（複数列記可）

- ・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第12条の2第2号、第3号及び第6号

以上の理由により、同法第25条第4項の規定に基づき、下記のとおり令和〇年〇〇月〇〇日までに実施することを命令する。

なお、本命令に従わない場合は、同法第46条の2の規定により処罰されることがある。

この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に〔都道府県・政令都市の長〕に対して審査請求をすることができる。

記

1. 命令事項 令和〇年〇月〇日までに下記の措置を講じること。

- ・臭気を改善するため、動物のふん尿を適切に処分すること。
- ・はえ、蚊、のみが生じないように、動物の衛生環境を整備すること。
- ・不妊去勢手術、雌雄分離飼育等の適切な繁殖制限措置を講じること。

2. 命令の理由

- ・動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
- ・動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
- ・繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

差出人 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇 〇〇県知事（〇〇〇〇部 〇〇〇〇課取扱）

宛先人 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇 〇〇 〇〇 様

文書ひな形 4-① (告発【愛護動物虐待等罪】)

告 発 状

告発人住所、氏名 告発人は個別判断
(知事・局長・部長等)

被告発人住所、氏名
(被告発法人、代表者名)

第1 告発の要旨
・違反の概要

第2 罪名及び適用法令
動物の愛護及び管理に関する法律第44条第○項(愛護動物○○罪)

第3 告発事実
被告発人○○は、○○ころ、○○において、○○したものである。

第4 告発に至った経緯

- 1 事案発覚の端緒
- 2 違反内容の確認状況
- 3 違反内容に関連する行政指導、勧告、措置命令等の状況
- 4 命令の無視の状況

第5 告発人意見

- 1 告発の理由
- 2 処罰を求める意見

第6 事実関係を証明する資料

- 1 違反内容に関連する行政指導、勧告、措置命令等の状況に関する資料(立入検査報告書の写し、勧告、措置命令等の写し、虐待を受けるおそれがある事態に係る記録写真)
- 2 動物虐待(殺傷・遺棄)に係る記録写真
- 3 本件飼養施設等の現況写真
- 4 ○○獣医師の診断書
- 5 その他関係資料(動物取扱業の登録書の写し、犬の鑑札の写し・マイクロチップ登録情報等)

令和○年○○月○○日

告発人
○○県知事(○○県 ○○○○部長)

○○○警察署長
司法警察員
警視 ○○ ○○ 殿

[]内は、動物取扱業及び虐待を受けるおそれがある事態に係る行政対応を行っていた場合に限る。

文書ひな形4-②（告発【命令違反】）

告 発 状

告発人住所、氏名 告発人は個別判断
(知事・局長・部長等)

被告発人住所、氏名
(被告発法人、代表者名)

第1 告発の要旨

- ・虐待を受けるおそれがある事態に係る措置命令違反の概要

第2 適用法令

- ・動物の愛護及び管理に関する法律第25条第4項、第46条の2
- ・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 第12条の2第○号

第3 告発事実

被告発人○○は、○○に基づく○○の規定に基づく命令を受けたにも関わらず、同命令の履行期限を経過した○○にいたるも、○○しなかったものである。

第4 告発に至った経緯

- 1 事案発覚の端緒
- 2 違反内容の確認状況
- 3 違反内容に対する行政指導、勧告、措置命令等の状況
- 4 命令の無視の状況

第5 告発人意見

- 1 告発の理由
- 2 処罰を求める意見

第6 事実関係を証明する資料

- 1 違反内容に関連する行政指導、勧告、措置命令等の状況に関する資料（立入検査報告書の写し、勧告、措置命令等の写し、虐待を受けるおそれがある事態に係る記録写真等）
- 2 本件飼養施設等の現況写真
- 3 ○○獣医師の診断書
- 4 その他関係資料（動物取扱業の登録書の写し、犬の鑑札の写し・マイクロチップ登録情報等）

令和○年○○月○○日

告発人
○○県知事（○○県 ○○○○部長）

○○○警察署長
司法警察員
警視 ○○ ○○ 殿

文書ひな形 5-① (警察への情報提供)

第 号
令和 年 月 日

〇〇〇警察署長
司法警察員
警視 〇〇 〇〇 殿

都道府県・政令指定都市の長

動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第〇項違反容疑について

当管内で、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 44 条第〇項違反容疑事例を探知しましたので、別紙により情報を提供します。

文書ひな形5-② (警察への情報提供【殺傷(第1項)・虐待(第2項)】)

愛護動物(殺傷・虐待)事件について

発生年月日	年 月 日 時	発生場所	
探知年月日	年 月 日 時	受付者	
通報者氏名		通報者住所	
発見者氏名		発見者住所	
通報・発見者の情報提供への同意		有 ・ 無	
動物の種類、品種及び数			
動物の性別、毛色、特徴等			
動物の状態・飼養状況			
現地確認年月日	年 月 日 時	確認者	
発見者の発見に至る状況			
発見場所の状況			
発見場所周辺住民等の情報等			
事件に対する処置			
動物の処置			
添付資料	なし・あり ()		

文書ひな形5-③ (警察への情報提供【遺棄(第3項)】)

愛護動物遺棄事件について

発生年月日	年 月 日 時	発生場所	
探知年月日	年 月 日 時	受付者	
通報者氏名		通報者住所	
発見者氏名		発見者住所	
通報・発見者の情報提供への同意		有 ・ 無	
動物の種類、品種及び数			
動物の性別、毛色、特徴等			
動物遺棄の状況 (収容容器・書面等の状況)			
現地確認年月日	年 月 日 時	確認者	
発見者の発見に至る状況			
発見場所の状況			
発見場所周辺住民等の情報等			
事件に対する処置			
動物の処置			
添付資料*	なし・あり ()		

参考 動物虐待に対する獣医学的評価

動物虐待とは、動物に不必要な苦痛を与えることであり、その期間に関わらず、不作為及び積極的な行為を含む。動物に対しての苦痛には身体的苦痛及び精神的苦痛があるが、いずれもが動物の身体に影響を及ぼし、身体所見や行動学的所見として現れる。

動物虐待に対する獣医学的評価とは、動物の状態を的確に評価し、獣医学的に検証した上で、動物に対して「虐待」の可能性の有無を検知することである。

動物の状態が望まれるものとして適切であるか、不適切であるか、また、その程度についての評価では、客観的な根拠に基づく手法が必要であり、特に、獣医師による所見は動物虐待の科学的根拠の裏付けとなる。動物虐待を診断する上で、国際的にも統一された診断基準があるわけではないことが、動物虐待の評価を難しくしているが、動物虐待の兆候や動物が適正な状態であるかどうかの判断については、獣医学的な技術による検証が可能である。動物虐待に対する**獣医学的評価とは、動物の状態を評価し、動物虐待の兆候を検知すること**であり、動物虐待であることを法的に判断することではない。動物の状態を評価する手法は、一般的な臨床検査を含み、必要に応じて、血液検査、尿検査、ふん便検査、各種画像診断（レントゲン撮影、CT 画像検査、MRI 画像検査）、超音波検査、内視鏡検査等を行う。

動物の状態の評価での身体的所見については、カルテ等の記録用紙を用い、行動学的所見は動画で記録することが望ましい。

動物虐待の疑いがあるか否かは、動物の呈する所見に「苦痛」を伴っているか、その「苦痛」の原因に妥当な理由があるかどうかを検討することが重要であるが、獣医師として必要なことは、動物の「苦痛」を見逃さないことである。動物の苦痛とは、様々な不快な状態や生活の質を妨害する不快な精神状態であり、痛み、不安、悩み、傷害、無感情（刺激がない）等を含む。苦痛の原因としては、水や食事が無い、監禁、空間的制限、社会との遮断、刺激がない、傷害、病気等が挙げられる。痛み、傷害、疾患に伴う苦痛は兆候として明らかな場合も多いが、無刺激や拘束等動物にとっての多様な苦痛を検知するためには、動物が生きていく上で最低限必要なニーズや、動物が苦痛なく生きていくのに必要なニーズを理解することも重要である。収容環境や飼養管理については動物種によって特異的なニーズもある。必要なニーズが提供されていないならば、動物には苦痛を伴う状況が発生する。動物に必要なニーズが満たされているかや動物の状態を客観的に評価するためには、次の3つの項目からのアプローチがある。動物福祉に関わる評価を獣医学的観点からのアプローチを本項においては記載しており、動物福祉に関する詳細については別紙参考資料を御参照ください。

1. 栄養学的所見（適切な水や食事が提供されているかどうか）

➡視診/触診（動物の身体所見を全て観察）

○ボディーコンディションスコア（BCS）

9段階評価によって栄養状態を評価することが望ましい。たとえBCSが4、5、6と適正であっても、動物虐待の疑いは否定できない場合は、ほかの所見とともに総合

的に判断する。また、BCS 6以上の肥満は、栄養障害でもあるため、動物虐待の可能性は否定できない。BCS 3以下は、衰弱（衰弱については、<http://www.nihs.go.jp/center/yougo/a.pdf>を御参照ください）の恐れがあるため、速やかに詳細な検査を実施することが望ましい。



（写真、ケージの外からでも肋骨や腰骨が浮き出ているのが明瞭であり、BCSは3程度と判断される）田中亜紀氏撮影

○全身の被毛の状態

被毛粗剛、落屑、脂漏、脱毛、変色等

○脱水の程度

皮膚の状態、眼球の陥没の程度、肉球の乾燥の程度、皮膚、結膜や歯肉の湿潤の程度等

○可視粘膜の色、状態

歯肉や結膜の色で貧血の有無や粘膜の異常所見を確認

○肛門周囲の状態

排泄物の付着、下痢便の付着、炎症、皮膚炎等を確認

○行動学的な異常の発現状況

怯えや不安行動、攻撃性、常同行動（同じ場所を旋回する、同じ行動を繰り返す等）、舐性行動、振戦、失禁、脱ぷん、四肢の挙上等、行動異常の発現は、基礎疾患や根本原因が多様である

➡血液検査、ふん便検査、尿検査、画像診断（視診触診で、異常所見や動物虐待の疑いを検知した場合は、必要に応じて詳細な検査を実施する）

基礎疾患の有無、消化管内容、異物摂取、外傷の有無、骨折の有無等

2. 飼養環境（動物が置かれている状況の全てを観察）

➡現場検証により、動物の飼養環境を検証（種特異的なニーズが提供されているかを調査する）

➡現場検証ができない場合は、可能な限りの情報を収集

➡動物種の身体的・行動学的ニーズを満たす収容環境であるか

- 収容環境の広さ、安全性
- 衛生管理の状況
- 種特異的な行動を示すことが可能か

3. 獣医療（動物の健全性を保つために必要な獣医療が適宜提供されているか：獣医療が遅れたことにより、苦痛の程度が強くなる、苦痛が延長する、苦痛が非可逆的になる等）

個々の疾患及び事例によって、症状や所見は異なるが、視診及び触診において、異常所見を検知することがまずは重要である。異常所見が認められた場合は、その程度や重篤度を評価し、動物に対する苦痛を評価する。医療機関以外の現場においても、最低でも、視診触診を行い、必要に応じて、その後の臨床検査を実施するような措置や対応を講じる。

➡視診/触診

- 全身状態（BCS、脱水、可視粘膜の状態など）
BCSは9段階評価が推奨される。栄養状態、脱水、貧血、腹部膨満、
- 皮膚/被毛の状態
汚れの程度、毛玉の程度、被毛粗剛、落屑、脂漏、皮膚炎、脱毛、変色、
- 外傷、腫瘍、炎症等の有無、臓器の逸脱（肛門脱、膣脱等）
未処置の外傷、未処置の腫瘍等
- 骨格筋系
骨折、脱臼など
- 四肢
四肢の挙上、趾間炎、肉球の炎症
- 肛門周囲の状態、下痢等
肛門周囲に排泄物の付着、炎症、下痢便の付着や兆候、
- 行動学的な異常の発現状況
怯えや不安行動、攻撃性、常同行動、舐性行動、振戦、失禁、脱ふん、四肢の挙上等

➡必要に応じて、その他の臨床検査

(表、痛みを伴う犬と猫に見られる所見)

犬 / 猫 (共通)	猫	犬
呼吸数上昇	喉をならす、グルーミング	くんくん鳴く
血圧上昇	うなる、隠れる	攻撃的、怖がる
心拍数上昇	目を細める	視線が固定
可視粘膜蒼白 (血管収縮)	体位が変わらない	
筋肉の痙攣 (胸部痛)	胸部に頭部を向けて丸くなる	
ストレス性白血球像	人と関わらなくなる	
鳴き方が変わる		
痛いところを守る		
痛いところを舐める、噛む、触る		
排尿行動の変化		
グルーミング行動の変化		

令和元年 6 月に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、獣医師には動物虐待の通報義務が課されることとなった。よって、動物虐待の 1 次スクリーニングは、全ての獣医師の責任であり、動物虐待の「疑い」を察知し、それ以降の検査については、専門機関を受診する。一般の獣医療においても、1 次診療で不明な場合は、2 次診療施設への受診が一般的であるのと同様に、「動物虐待」の診断についても、セカンドオピニオンや専門機関へ受診する。

【動物の状態の 1 次スクリーニング】

- 視診
- 触診
- 飼養環境の評価

動物の状態を評価し、動物虐待の可能性の 1 次スクリーニングを行う。

↓

視診、触診、環境評価で、動物虐待の「疑い」の可能性を検知する

↓

それ以降の詳細な調査/検査は、専門機関を受診する

※視診についての評価項目例は、下記の「ネグレクト/多頭飼育」のチェックリストを参照

動物に対する虐待行為の可能性を検知することが、獣医学的評価の重要な役割である。虐

待行為の立証には獣医学的根拠が必須であるが、一方では、診断基準が一貫していないため、判断材料が不明瞭な場面も多い。動物虐待の有無を確定することが困難であっても、動物虐待の疑いを見過ごすことなく察知し、不詳で放置する、あるいは動物虐待の疑いを見過ごすことは、被害を受けた動物のみならず、人への被害やさらなる凶悪犯罪への移行を見過ごすことにもつながる。動物虐待の判断では、専門的な知見を要することもあることから、近年、日本でも日本法獣医学学会が発足し、各種専門的知見の提供や動物虐待対応へのコンサルテーションも行っているため、判断に窮した場合は、専門機関への受診が推奨される。

【動物虐待のスクリーニング評価】

1. 生体の場合

(1) 動物が置かれた状況に虐待が疑われる要因が有るか？

① 目撃証言/関係者による証言（通報者）

- ・ 家族/パートナー/知り合い → 稟告を十分に検証する
- ・ 通行人 → 稟告/通報内容を十分に検証する
- ・ 獣医師（動物病院） → カルテ/稟告を十分に検証する

② 現場

《屋内》

- ・ 個人宅 → 状況分析 → 凶器 → 他の動物/家族の被害者は？
- ・ 施設 → 状況分析 → 凶器 → 他の動物は？

《屋外》

- ・ 民家敷地内 → 庭 → 誰がアクセスできる？ 人/野生動物？
- ・ 公園、道路等公共の場所 → 交通量は？ 誰がアクセスできる？

③ 環境要因（家庭内の DV、多頭飼育状態、近所の苦情、近隣トラブル等）

(2) 動物の呈する症状に虐待による行為が疑われるか？

下記の項目が1つでもあれば、虐待の「可能性」を視野に入れる。不詳の場合は、虐待の種類に関わらず、セカンドオピニオンや専門機関を受診する。

① 動物の苦痛の兆候を見逃さない

動物にとっての苦痛とは、生活の質を妨害する不快な状態（痛み、不安、悩み、傷害、無感情（刺激がない）で、それらが重篤あるいは長期にわたること）である。水や食事がなく、監禁、空間的な制限、社会性の遮断、刺激がない、傷害、疾病が動物にとっての苦痛に含まれる。

【基本のチェックポイント】

- ・ 飼養環境において、ドアを引っ掻く、ドア付近の床を掘る、壁をひっかくなどのその場から逃げようとする行動、あるいは種特異的なニーズ（家具を壊す等の破壊行動を含む運動エネルギーを発散するような形跡等）を満たそうとした形跡はあるか➡逃げようとしていなかったからといって、虐待が否定できる訳ではない（下記参照）。
- ・ 苦痛を取り除いた後の動物の行動により苦痛の程度を把握（現場から動物を引き出し、別の適正な飼養環境に移動した際に、動物に行動の変化があったどうか等）
- ・ 衰弱の状態、横臥し、外部刺激への反応が鈍くなり、逃避/回避行動として状況を変えようとする行動ができないこともある
- ・ 学習性無力感➡慢性的な虐待➡逃げられるのに逃げようとしなくなる➡逃げようとする痕跡がないことは、必ずしも苦痛がない訳ではない

② 虐待を疑う身体的/行動学的な所見

- ・ 説明のつかない外傷
- ・ 稟告と外傷が不一致（病歴と外傷が合わない。外傷の程度は通常稟告により考えられるよりも重篤）
- ・ 稟告が矛盾する（言うことが変わってくる、人によって言うことが違うなど）
- ・ 同じ家庭（飼い主）で似たような外傷（死亡例）を違う動物でも見たことがある
- ・ 外傷についての説明がない（説明できない）
- ・ 交通事故やその他の事故の可能性がない
- ・ 家庭内暴力が疑われる、あるいは実際にある

➡非偶発的外傷

- ・ 動物や子供を使った性的な満足
- ・ 猥褻、動物性愛（動物に対する性的愛好）
- ・ 動物の生殖器系に対する身体的な危害

➡性虐待

- ・ 食事、水、休息場所が十分ではない
- ・ 不適切な拘束（長期に渡る）/つなぎっぱなし（短すぎる、重い鎖、首輪の埋没）
- ・ 不衛生、安全が確保されていない、不健康な生活環境（日光が完全に遮断されているなど）
- ・ 動物の被毛や爪の管理が出来ていない
- ・ 健康問題に対する医療がタイムリーに提供されていない
- ・ 必要な予防処置をしない/最低限必要なケアをしないために健康被害が生じている

➡ネグレクト

- ・ 神経症状
- ・ 消化器症状
- ・ その他非特異的な異常所見（下痢、嘔吐、食欲減退、不活発、貧血、沈うつ、発熱、虚弱、四肢麻痺、痙攣発作等は中毒所見でも認められるが、非特異的であるため、鑑別診断が必要である）

➡中毒

- ・ 恐怖、不安行動、怯え
- ・ 特定の物や人に対する攻撃性
- ・ 異常排泄行動
- ・ 転位行動（状況にふさわしい正常な行動が阻害され、葛藤・欲求不満状態のときに示すことが多く、かく、舐める、身震いなどの身繕い行動や、あくび、摂食、睡眠等）、常同行動（同じ場所をぐるぐる回る、歩く等同じ行動を衝動的に繰り返す、同じ場所を繰り返し舐める等）

➡ネグレクト、非偶発的外傷、精神的虐待

③ 虐待が疑われる動物の所見及び検査

虐待が疑われる動物に対する検査については、通常的身體検査、画像診断、尿検査、血液検査、行動学的検査が有用である。自然発生による疾患が診断されても、動物虐待は否定できず、また、栄養状態が尋常であっても、ネグレクトは否定できない。

中毒が疑われる場合は、通常検査に加えて、吐瀉物等の毒性検査も有用だが、毒性検査で毒物が検出されなくても、中毒を否定することはできない。

動物虐待の所見及び検査は非特異的な場合（所見や検査結果を見ても特定して鑑別できないこと）が多く、総合的な判断が必要である。判断が困難な場合は、専門機関への受診が推奨される。

（一般的な検査における具体的な症状と虐待を疑う際の視点）

虐待が疑われる動物の所見および検査

	所見	検査
頭部外傷	非対称性打撲や骨折、点状出血 鼓膜裂傷、てんかん発作、神経症状	X線、CT、MRI 内耳検査
擦過傷 内出血	内出血や切傷の治癒痕（反復的な虐待の指標） 皮膚や被毛にデブリが埋伏⇒引きずったり投げ飛ばし たりを示唆 過去の外傷も含め骨折や肋骨骨折	X線で部位、大きさ、形を確認し、武器を関連 付ける
趾外傷	爪がぼろぼろ パッドが擦りむける パッドや被毛、ボロボロの爪の間にデブリが詰まる ⇒ひきずったり、投げ飛ばしたりを示唆	趾を紙で拭い物証確保：死体ならば爪を除去 DNA
火傷	傷の臭いを嗅ぐ：燃焼促進剤、油、化学薬品 熱湯	治療前後に創傷部位をスワブし化学薬品の 分析をする 火傷のパターンを写真撮影
飢餓	異食症の兆候 胃潰瘍 便潜血 タール便	骨髓脂肪検査 ルーチン検査 胃内容物や便検査
首輪の埋没	外傷の肉眼初見 感染や壊死による腐敗臭	剃毛前後の写真撮影 創傷の深さと幅を測定 首輪を保存
闘犬	顔面、頸部、前肢の特徴的な穿刺創 飢餓や殴打の痕 重い鎖を首輪に使った跡	ステロイド剤、鎮痛薬、ホルモン、利尿剤の使用を 検査
結紮創	皮膚、血管、組織に挫滅創 周辺組織に炎症/感染	特徴的な内出血の分布 物証
ナイフによる 刺傷	刃の長さの種類 創傷部位の片側あるいは両方が先細	外傷を測定 創傷の深さを測定 DNA スワブ、人と動物
性虐待	肛門拡張、膣炎、尿道炎、肛門裂傷、血尿、子宮破裂、 直腸炎 外生殖器、肛門、尿道口等の異物	X線、内診 ウッド灯

④ 動物虐待が疑われる動物の管理

- ・収容時点からの記録が証拠になる（収容時の写真、動画、カルテ等）。

収容時の動物の所見は全て記載し、時系列で治癒過程や、改善経過を詳細に記録する。治癒や改善に要した期間により、苦痛の重篤度を評価することが可能である。

(例) 飢餓動物であれば、給餌給水時の様子を記録（写真、動画）

- ・収容中の経過が証拠になる（治癒過程、症状の経過等）。

定期的に検査を実施する。

(例) 飢餓動物であれば、体重の増加を記録

(例) 外傷を伴う動物であれば、治癒過程を記録

- ・飼い主/所有者から引き離れた時の動物の行動（飼い主から離れて安心した様子、嬉しそうな様子等）を記録（動画等）

⑤ 動物虐待のリスクファクター

- ・ 排泄の問題（泌尿器疾患等）
- ・ 攻撃性
- ・ 幼齢の雄犬
- ・ 多頭飼育
- ・ 夜間救急に来院することが多い
- ・ 複数の動物病院にかかる
- ・ 予防処置をしていないことによる感染症
- ・ 動物から悪臭がする/動物から香水等の匂いがする

(2) 環境評価（チェックリスト） ➡TACC スコア

(3) ネグレクト/多頭視察の評価方法（チェックリスト）

飼養環境の評価と動物の視診/触診により総合評価を行う。チェックリストを参照。

ネグレクト / 多頭視察の評価方法 (チェックリスト)

ID		
品 種		
性 別		
年 令		
BCS (9段階)		

目	眼脂	
	閉眼	
	角膜潰瘍・炎症・混濁	
	結膜炎	
	眼瞼炎	
	瞬膜の突出、炎症	
	眼球突出	
	白内障	
耳	失明	
	耳ダニ	
	耳垢	
	耳介欠損	
	耳孔閉塞	
鼻	掻痒	
	炎症 (皮膚炎)	
	分泌物 (透明)	
	分泌物 (化膿性)	
口腔内	鼻出血	
	くしゃみ	
	歯石	
	歯肉の化膿	
	歯肉の腫脹	
	歯の動揺	
	歯の欠損	
	歯の形成不全	
	顎の形成不全	
	出血	
流涎		
四肢	舌・歯肉の蒼白	
	伸展異常	
	行動に支障のない形態異常	
	拳上	
	跛行	
	歩行困難	
	欠損	
	趾間炎	
外傷・出血		

爪	伸長	
	過伸長により運動に制限	
	剥離	
	破損	
	母指球に食い込む	
	母指球を貫通、出血	
母指球	異常な乾燥	
	潰瘍	
	出血	
	蒼白	
被毛	血色異常	
	フケ	
	汚れ	
	脱毛	
	軽度の毛玉	
肛門	毛玉	
	排泄物付着	
	排泄困難	
	腫瘍	
	下痢	
	下血	
	陰囊炎	
肛門周囲の炎症		
全身	肛門腺炎、破裂、炎症	
	皮膚病変	
	脱水	
	脱色	
	掻痒感	
行動	外傷	
	腫瘍	
	威嚇攻撃行動	
	常同行動	
備考	沈鬱	
	自傷行動	

(4) 虐待の評価まとめ

動物虐待が疑われた場合、明らかに「虐待」と「不適正飼養」の判断が困難な状況もある。その場合には、まず、動物の状態を観察した際に、「痛み/苦痛」があるかどうかを判断する。

動物に「痛み/苦痛」が認められた場合、

- ① その痛み/苦痛は不必要
- ② 痛みは苦痛の兆候が明らか（瀕死、重症、凶器が側にある、排泄物の堆積等）
- ③ 長期/反復性/単発
- ④ 改善の余地なし
- ⑤ 1次スクリーニング➡専門機関

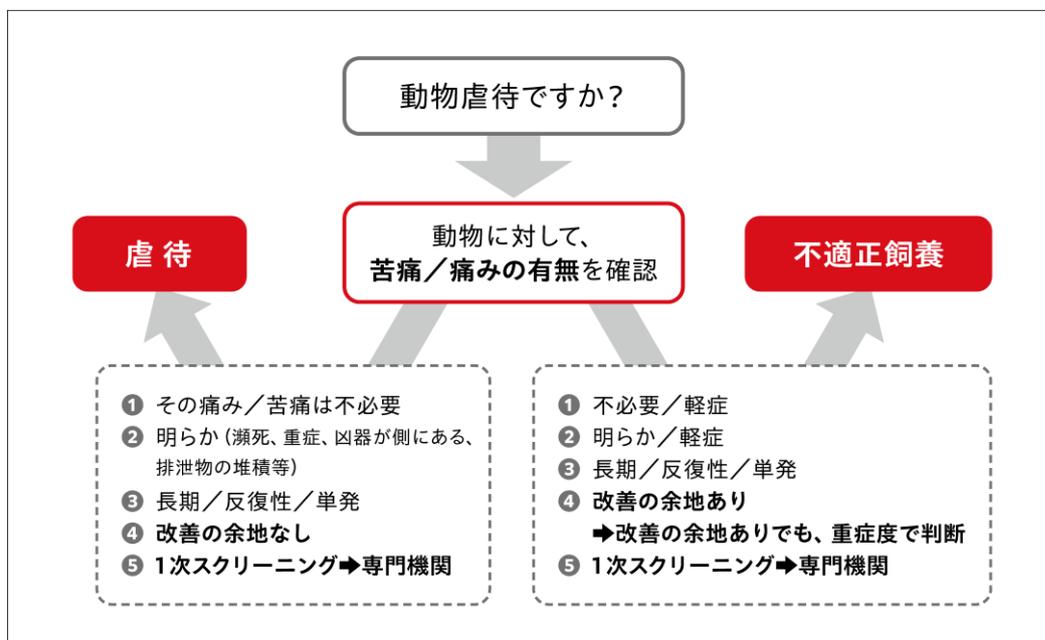
虐待の疑いあり

動物に「痛み/苦痛」が認められた場合、

- ① 不必要/軽症
- ② 痛みや苦痛は明らか/軽症
- ③ 長期/反復性/単発
- ④ 改善の余地あり
➡改善の余地ありでも、重症度で判断
- ⑤ 1次スクリーニング➡専門機関

不適正飼養の可能性あり

虐待評価のまとめ



2. 不審死体の場合

(1) 動物虐待を疑う兆候

死体の外表検査及び触診により、骨折、外傷、打撲、出血、嘔吐、下痢等の異常所見を検証する。動物が死んだ状態で発見されることは、妥当な理由が現場において明確でない限り、動物虐待の可能性はいかなる場合でも否定できない。よって、些細な「疑い」であっても、解剖検査等のさらなる調査を実施/依頼することが推奨される。触診、視診、死体

発見現場の状況の情報収集を一次スクリーニングとして実施することが重要である。

- ・ 粗雑な検査では不十分である。
- ・ 外表検査は、慎重に実施し、どのような所見も記録する（切開創や切断面など創傷などの外傷、打撲、骨折や脱臼、出血痕、体表に付着する異物、異臭など）。
- ・ 蛆や甲虫は、死後推定時間に重要な証拠となることもあるため、採取あるいは記録する。
- ・ 腐敗等の死体の状態、埋葬や浸漬の痕跡等を記録する（死体の発見時の状態を詳細に記録する）。
- ・ 外表検査で得られた特徴的な色、痕、大きさ、形状、損傷部位を記録する（切開創、切断面などは特に詳細に記録する）。
- ・ 所有者不明の猫の場合、サクラ耳（避妊・去勢処置済）か否かを確認する。
- ・ 皮膚疾患や被毛の状態を記録する。
- ・ **動物の場合は外表から損傷が確認できないことが多いため、外表所見に異常が確認できない場合でも、虐待は否定できない（専門機関において、解剖検査を実施する）。**
- ・ 骨折、脱臼、表皮剥脱、異常可動性を触診により確認する
- ・ 開口部からの出血を確認する

（2）不審死体の虐待が疑われた場合の検査

解剖検査やその他の検査については、専門機関への受診を推奨する。死後検査により、事故死、非偶発的外傷、中毒、内因死を検証する。毒性検査において、毒物が検出されなくても、中毒は否定できない。解剖検査結果等からの総合的な判断が必要である。

- ① 解剖検査
- ② 画像検査（X線、CT、MRI等）
- ③ 毒性検査（胃内容物、血液、尿、便等）
- ④ DNA検査（野生動物の食害等の判定、個体識別、種同定等）
- ⑤ 溺死の場合は藻類検査（溺死あるいは窒息死等）

（3）死体の保管及び輸送

- ① 死後硬直を記録
- ② 直腸温を記録
- ③ 中毒が疑われる場合は、怪しいフード等
- ④ 証拠を記録後に輸送まで冷蔵/冷凍保存
- ⑤ 1週間以内に輸送する場合は、冷蔵保存、輸送が1週間以上経過する場合は、冷凍保存する。輸送する際は、白い布等にくるみ（可能ならば）、ビニール袋を最低でも3重に包み、段ボールや発泡スチロールの箱等に梱包する。血液や体液が漏れ出ないように注意する。輸送/保管方法の詳細については、専門機関に問い合わせることが望ましい。

巻末資料

1. 参考資料

(1) 通達等

- ①動物の保護及び管理に関する法律の施行について（通達）（抄）（昭和 49 年 2 月 12 日総管第 60 号総理府総務副長官）
- ②動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（動物の愛護及び管理に関する法律）の施行について（抄）（平成 12 年 11 月 10 日総管第 505 号内閣総理大臣官房管理室長）
- ③動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）（抄）（平成 18 年 3 月 10 日環自総発第 060310001 号環境省自然環境局長）
- ④飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について（平成 22 年 2 月 5 日環自総発第 100205002 号）
- ⑤動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行について（抄）（平成 25 年 5 月 10 日環自総発第 1305101 号環境省自然環境局長）
- ⑥動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 3 項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について（平成 26 年 12 月 12 日環自総発第 1412121 号環境省自然環境局総務課長）
- ⑦動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 3 項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について」について（平成 26 年 12 月 18 日事務連絡）
- ⑧動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行について（抄）（令和 2 年 5 月 28 日環自総発第 2005281 号環境省自然環境局長）
- ⑨農場における産業動物の適切な方法による殺処分の実施について（令和 3 年 1 月 21 日環自総発 2101214 号環境省自然環境局総務課長・2 生畜第 1763 号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長）

(2) 疑義照会

- ①狩猟法に関する疑義について（照会）（昭和 25 年 12 月 11 日獣第 835 号愛知県知事から林野長官あて）
- ②「狩猟法に関する疑義について（照会）」に対する回答通知（昭和 25 年 12 月 25 日 25 林野第 16999 号林野庁長官から愛知県知事あて）
- ③ノネコについて（照会）（昭和 39 年 5 月 28 日姫路簡易裁判所裁判官から農林省あて）
- ④「ノネコについて（照会）」に対する回答通知（昭和 39 年 8 月 31 日 39 林野造第 716 号林野庁長官から姫路簡易裁判所裁判官あて）
- ⑤動物の保護及び管理に関する法律第 13 条の疑義取り扱いについて（照会）（昭和 49 年 10 月 1 日青環第 798 号青森県環境保健部長から内閣総理大臣官房管理室長あて）
- ⑥動物の保護及び管理に関する法律第 13 条の取り扱いについて（回答）（昭和 49 年 10

月 18 日法務省刑刑第 179 号法務省刑事局刑事課長から内閣総理大臣官房管理室長あて)

- ⑦動物の保護及び管理に関する法律第 13 条の取り扱いについて (回答) (昭和 49 年 10 月 23 日警察庁丁防発第 187 号警察庁保安部防犯少年課長から内閣総理大臣官房管理室長あて)
- ⑧動物の保護及び管理に関する法律第 13 条の取り扱いについて (回答) (昭和 49 年 11 月 11 日総管第 523 号内閣総理大臣官房室長から青森県環境保健部長あて)
- ⑨動物の保護及び管理に関する法律の解釈について (照会) (昭和 57 年 1 月 7 日警察庁丁防発第 5 号警察庁保安部防犯課長から総理府内閣総理大臣官房管理室長あて)
- ⑩動物の保護及び管理に関する法律の解釈について (回答) (昭和 57 年 2 月 9 日総管第 42 号内閣総理大臣官房管理室長から警察庁保安部防犯課長あて)
- ⑪動物の保護及び管理に関する法律第 13 条第 1 項に規定する「虐待」の解釈について (照会) (平成元年 2 月 18 日警察庁丁防企発第 15 号警察庁保安部防犯企画課長から内閣総理大臣官房管理室長あて)
- ⑫動物の保護及び管理に関する法律第 13 条第 1 項に規定する「保護動物」の解釈について (回答) (平成元年 4 月 13 日総管第 147 号内閣総理大臣官房管理室長から警察庁保安部防犯企画課長あて)
- ⑬動物の保護及び管理に関する法律第 13 条に規定する「保護動物」の解釈について (照会) (平成元年 7 月 3 日札衛動セ第 127 号 札幌市衛生局長から内閣総理大臣官房管理室長あて)
- ⑭動物の保護及び管理に関する法律 13 条に規定する「保護動物」の解釈について (回答) (平成元年 10 月 24 日総官第 473 号内閣総理大臣官房管理室長から札幌市衛生局長あて)

(3) 中央環境審議会動物愛護部会

- ①動物の虐待防止に関する意見 (昭和 50 年 4 月 4 日動物保護審議会会長から内閣総理大臣あて)

(4) 報告書 (URL のみ掲載)

- ①平成 19 年度 動物の遺棄・虐待事例等調査業務報告書
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h1903.html
- ②平成 21 年度 動物の遺棄・虐待事例等調査報告書
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2203.html
- ③平成 25 年度 動物の遺棄・虐待事例等調査報告書
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2603.html
- ④平成 30 年度 動物の遺棄・虐待事例等調査報告書
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3103b.html

1. 参考資料
(1) 通達等

① 動物の保護及び管理に関する法律の施行について（通達）（抄）

昭和 49 年 2 月 12 日
総 管 第 6 0 号

総理府総務副長官から
各都道府県知事あて

「動物の保護及び管理に関する法律」は、第 71 回国会において成立し、昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号として、別添のとおり公布され、昭和 49 年 4 月 1 日から施行されることになっています。

この法律の立法の趣旨及び本法施行上留意すべき事項は、下記の通りでありますから、実施のための準備について遺漏のないよう御配意願います。

なお、貴管下各市区町村長、各関係団体及び住民一般にも本法制定の趣旨及び内容を周知徹底させるようよろしくお取り計らい願います。

記

1 立法の趣旨

従来、我が国においては、動物の保護及び管理に関する統一的な立法措置がないことなどもあって、往々にして動物に対する適切な配慮を欠くため、動物に不必要な苦痛を与えたり、また、一方では動物の保管に適正を欠くため、動物による人身等への危害が発生したりする事例が少なくなかった。

本法は、これらの実情及び諸外国におけるこの種の法令の整備状況にかんがみ制定されたものであり、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の保護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止しようとするものである。

2 法施行上留意すべき事項

(1) (第 2 条関係)

この法律は、広く生命尊重の観点から、どのような動物でも、正当な理由がないのにこれらを殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするだけでなく、その習性を考慮して適正に取り扱うべきことをその基本原則としたものであること。

(10) (第 13 条関係)

ア 第 1 項は、動物のうちでも特に人々の間で親しまれているものを保護するとともに、捨て犬の野犬化等による人身等への危害を防止するためこれらを虐待し又は遺棄した者に罰則を課することとしたものであること。ただし、刑法（明治 40 年法律第 45 号）の定めるところにより、正当な業務による行為等は、罰則の対象とならないものであること。

イ 第 2 項は、第 1 項の適用を受ける「保護動物」の範囲を定めたものであり、通常家畜とされるべき、第 1 号列記の動物については人の占有の有無にかかわらず「保護動物」とし、その他の動物については人が占有している哺乳類又は鳥類を「保護動物」としたこと。

② 動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律 (動物の愛護及び管理に関する法律)の施行について(抄)

平成12年11月10日
総管第505号

内閣総理大臣官房管理室長から
各都道府県知事
・各政令市長あて

動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成11年法律第221号。以下「改正法」という。)は、第146回臨時国会において成立し、平成11年12月22日に公布されました。本法は、動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成12年6月30日政令第367号)により、平成12年12月1日から施行されることになっています。

この改正法の施行に向けて、動物の保護及び管理に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成12年6月30日政令第368号)、動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に係る基準(平成12年6月30日総理府令第73号)、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成12年9月29日政令第437号。以下「施行令」という。)及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成12年10月17日総理府令第117号。以下「施行規則」という。)が制定され、いずれも改正法の施行の日から施行されることになっています。

この改正法の制定の趣旨及び改正の内容等は、下記のとおりでありますので、これらについて御了知の上、改正法の適切な施行に努められますようお願いいたします。

なお、機関委任事務の廃止に伴い、動物の保護及び管理に関する法律に基づき都道府県知事又は政令で定める市の長が処理することとされている事務はすべて都道府県知事又は当該政令で定める市の長が処理する自治事務となったことから、これまで動物の保護及び管理に関する法律の施行のために出された機関委任事務に係る通達は、すべて地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に定める技術的助言として取扱うこととします。

記

第1 改正法制定の趣旨

都市化の進展や核家族化、さらには近年の社会の少子高齢化への流れを背景として、ペット動物の飼養に対する志向が広がるとともに、飼い主の生活におけるペット動物の重要性が高まってきている。その一方で、ペット動物等の虐待事件が社会的に注目されたり、飼い主の不適正な飼養により飼い主以外の者との意識の相違が助長され、ペット動物を巡るトラブルが近隣の迷惑問題として顕在化している。このような状況を踏まえて、ペット動物の飼養をより適正なものにすることによって、今後のペット動物の飼養の重要性に対応した人とペット動物とのより良い関係づくりを進めること及びそのことを通じて生命尊重や友愛等の情操面の豊かさを実現していくことが、社会全体から求められてきている。

このような社会的な要請に応えるため、以下に記している規定が盛り込まれた改正法の制定が議員立法により行われたものである。

第2 改正の内容等

1 法の名称、目的等の改正

(1) 法の名称及び目的(第1条関係)

法律の名称中及び第1条（目的）中の「保護」が「愛護」に改められているが、この趣旨は、改正前の「保護」は虐待の防止や適正な取り扱い、飼養等をその内容としており、「愛護」はそれらを言い表し得るのみならず、さらに改正法の目指すところである人と動物とのより良い関係づくりを通じた生命尊重、友愛等の情操の涵養ということによりふさわしいと考えられることによるものである。

（2）基本原則（第2条関係）

冒頭に「動物が命あるものであることにかんがみ、」を加えて、命ある動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、動物の習性を考慮して適正に取り扱うことを求めるとともに、その際における「人と動物の共生に配慮しつつ、」を加えることにより、それらのことがすべての人と動物とのより良い関係づくりに資することを明確にして、近年の生活におけるペット動物の飼養の重要性の高まりに社会全体で適切に対応していこうとするものである。なお、ここでいう人と動物の共生には、人間社会の中において動物をそれぞれの役割に応じて適正に利用していくことも含まれるものである。

9 虐待及び遺棄の罰則の強化（第27条関係）

みだりな殺傷、殺傷以外のみだりな虐待及び遺棄にそれぞれ項立てがなされ、その量刑が大幅に強化されるとともに、「愛護動物」に新たに人が占有している爬虫類が追加されたが、これは、改正前の罰則では動物の虐待や遺棄に対する有効な抑止力になっていないとの批判に対応するとともに、近年爬虫類のペット動物としての飼養が増加しその遺棄等が社会問題化していることによるものである。

③ 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知） （抄）

平成18年3月10日
環白総発第060310001号

環境省自然環境局長から
各指定都市の長
各中核市の長あて

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号。以下「改正法」という。）は、第162回国会において成立し、平成17年6月22日に公布されたところである。改正法は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成17年政令第389号）により、平成18年6月1日から施行されることとされている。

改正法の施行に向けて、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第390号。以下「改正令」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の全部を改正する省令（平成18年環境省令第1号。以下「改正規則」という。）が制定され、いずれも改正法の施行の日から施行される。

改正法等の制定の趣旨及び改正の内容等は、下記のとおりであるので御了知の上、改正法の適切な施行に格段の御配慮をお願いする。

第1 改正法制定の趣旨

平成11年に動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の一部改正が行われてから約5年が経過したことから、この間の法の施行状況等を踏

まえ、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、議員立法により第2に記載された内容が盛り込まれた改正法が制定されたものである。

第2 改正の内容等

8 罰則の強化（第44条関係）

動物の虐待及び・遺棄に関する罰則について、30万円以下の罰金が50万円以下に引き上げられた。これは、依然として悪質な動物の虐待及び遺棄に関する事件が後を絶たないことや、動物の保護に関する他法令に規定されている罰則との均衡等が考慮されたものである。

④ 飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について

平成22年2月5日
環自総発第100205002号

環境省自然環境局総務課長から
各都道府県・指定都市・中核市
動物愛護主管部（局）長あて

動物愛護管理行政の推進については、平素より格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、虐待の定義の明確化については、担当者会議等において貴州市より御意見をいただいているところです。虐待に該当するかどうかについては、行為の目的、手段、苦痛の程度等を総合し、社会通念により判断してきているところですが、より具体的にしていくためには判決事例を収集、把握していくことが重要であると考えています。そのため、平成19年度に判決事例を「動物の遺棄・虐待事例等調査業務報告書」として取りまとめました。

今般、この報告書をもとに、飼育改善指導が必要であり虐待に該当する可能性、あるいはそのままの状態では放置されれば虐待に該当する可能性があると考えられる事例を別紙のようにまとめましたので、業務の参考にしていただくようお願いいたします。なお、より詳細な説明を環境省ホームページにも掲載していますので、御参照ください（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h1903.html）。

虐待の判決事例については、今後も継続して収集していくこととしており、これを踏まえ、別紙の事例につきましても逐次見直していきたいと考えております。

また、以下の点にも御留意ください。

○本通知は、可能な範囲で具体的な事例を示したものであり、個々の案件に係る判断は、動物及び動物の所有者又は占有者の置かれている状況等を考慮して個別に行われるべきものと考えます。

○別紙の事例については、後日、増刷し、各自治体あて発送予定の「動物の遺棄・虐待事例等調査業務報告書」（平成19年度）とともに警察にも情報提供していただき、引き続き連携して対応していただきますようお願いいたします。

(別紙)

I 動物の虐待の考え方

積極的（意図的）虐待	ネグレクト
やってはいけない行為を行う・行わせる	やらなければならない行為をやらない
・殴る・蹴る・熱湯をかける・動物を闘わせる等、身体に外傷が生じる又は生じる恐れのある行為・暴力を加える ・心理的抑圧、恐怖を与える ・酷使など	・健康管理をしないで放置 ・病気を放置 ・世話をしないで放置 など

※動物自身の心身の状態・置かれている環境の状態によって判断される

II 飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について

1. 一般家庭

- ・餌が十分でなく栄養不良で骨が浮き上がって見えるほど痩せている（病気の場合は獣医師の治療を受けているか。高齢の場合はそれなりの世話が出来ているか。）。
- ・餌を数日入れ替えず、餌が腐っていたり、固まっていたりして、食べることができる状態ではない。
- ・器が汚く、水入れには藻がついている。あるいは、水入れがなく、いつでも新鮮な水を飲むことができない（獣医療上制限されているときを除く。）
- ・長毛種の犬猫が手入れをされず、生活に支障が出るほど毛玉に覆われている。
- ・爪が異常に伸びたまま放置されている。
- ・（繋ぎっぱなしで散歩にも連れて行かず、）犬の糞が犬の周りに何日分もたまり糞尿の悪臭がする。
- ・外飼いで鎖につながれるなど行動が制限され、かつ寒暑風雨雪等の厳しい天候から身を守る場所が確保できない様な状況で飼育されている。
- ・狭いケージに閉じ込めっぱなしである。
- ・飼育環境が不衛生。常時、糞尿、抜けた毛、食餌、缶詰の空やゴミがまわりにちらかっており、アンモニア臭などの悪臭がする。
- ・病気や怪我をしているにもかかわらず、獣医師の治療を受けさせていない。
- ・リードが短すぎて、身体を横たえることができない。
- ・首輪がきつすぎてノドが締めつけられている。
- ・しつけ、訓練と称するなどし、動物に対し殴る、蹴る等の暴力を与えたり、故意に動物に怪我をさせたりする。
- ・事故等ではなく、人為的に与えられたと思われる傷が絶えない。

2. 動物取扱業者等

- ・ケージが狭く、動物の排泄物と食餌が混在した状態で放置されている。動物が排泄物の上に寝ている。
- ・常時水を置いていない。あるいは、水入れはあるが中に藻が付いていたりして不潔である。
- ・幼齢にもかかわらず、食餌を適切な回数与えず（例えば朝晩の2回のみ等）、また、それで問題ないと説明している。

- ・糞尿が堆積していたり、食餌の残渣が散らかっていたりして、清掃が行き届かず、建物内、ケージから悪臭がする。
- ・動物の体が著しく汚れている。
- ・病気や怪我をしているにもかかわらず、獣医師の治療を受けさせていない。
- ・飼育環境が飼育している動物に適していない（温度・湿度の調整も含む）。例えば、西日が当たるなど建物内の温度が上昇した場合、あるいは、その逆で、冬季に低温となった場合に対応しない。
- ・多頭飼育で、飼育環境が不衛生。常時、糞尿、抜けた毛、食餌、缶詰の空やゴミがまわりにちらかっており、悪臭がする。
- ・ケージ内で動物を過密に飼育している。
- ・店内の大音量の音楽、または過度の照明にさらされることにより動物が休息できない。
- ・しつけ、訓練と称するなどし、動物に対し殴る、蹴る等の暴力を与えたり、故意に動物に怪我をさせたりする。
- ・体調不良、不健康な動物をふれあいや散歩体験等に使用する。
- ・出産後、十分な期間（離乳し母体が回復するまでの間）を経ずに、また繁殖させる。

⑤ 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する 法律の施行について

平成 25 年 5 月 10 日
環自総発第 1305101 号

環境省自然環境局長から
各都道府県知事
指定都市の長
各中核市の長
あて

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）は、第 180 回国会において成立し、平成 24 年 9 月 5 日に公布されたところである。改正法は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 24 年政令第 296 号）により、平成 25 年 9 月 1 日から施行されることとされている。

改正法の施行に向けて、動物の雪愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年環境省令第 8 号）等が制定され、改正法の施行の日から施行される。

改正法等の制定の趣旨及び改正の内容等は、下記のとおりであるので御了知の上、改正法等の適切な施行に特段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正法制定の趣旨

平成 17 年に動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）の一部改正が行われてから約 5 年が経過したことから、この間の法の施行状況等を踏まえ、また、中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会において、平成 23 年 12 月にとりまとめられた「動物愛護管理のあり方検討報告書」を参考にし、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、議員立法によ

り、以下の規定が盛り込まれた改正法が制定されたものである。

第2 改正の内容等

1 法の目的（第1条関係）

法の目的が、人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境への影響の防止だけでなく、動物の健康及び安全の保持を図ることの双方であることを明示し、「人と動物の共生する社会の実現」が法の目指すものであることを示したものである。

2 基本原則（第2条関係）

「5つの自由」（飢え・渇きからの自由、不快からの自由、苦痛からの自由、恐怖・抑圧からの自由、自由な行動をとる自由）が、全ての動物の取扱いにおいて基本的な理念であることを踏まえ、動物のみだりな殺傷や虐待の防止のみならず、適切な給餌・給水、健康管理等の環境確保を図るべきことを明記したものである。

9 周辺の生活環境の保全等に係る措置（第25条関係）

(1) 周辺の生活環境が損なわれている事態に関する第25条第1項における例示の付記は、これまで施行規則に記載されていたものを入念的に規定したものであり、改正法施行前と周辺環境が損なわれている事態の範囲が変更されるものではない。

(2) 第25条第3項は、周辺の住民が少ない場所での多数の動物の飼養等周辺の生活環境への影響は小さいものの、動物の飼養環境が悪化している場合において、第25条第1項による勧告・命令を行うことが困難であることから、このような場合においても、勧告・命令を行うことを可能とするため設けられたものである。なお、動物の飼養者が、衛生動物の多数の発生等の施行規則に掲げる事態を生じさせていたとしても、都道府県の職員による指導に従い事態の改善が見込める場合については勧告・命令の対象とはならない。また、虐待のおそれがある、可及的速やかに措置を講じなければならない場合においては、勧告せず即座に命令を行うことができる。

「多数の動物の飼養又は保管」とは、現行とその対象が変わるものではないが、例えば犬又は猫の飼養にあつては、概ね10頭以上の飼養又は保管については、多数の動物の飼養又は保管に当たる。なお、集合住宅内での飼養などの飼養環境により、より少ない頭数であっても、多数とみなされる場合がある。

13 獣医師による通報（第41条の2関係）

動物の虐待については、当該動物の飼養場所の他、診療の際に発見される可能性が高いこと等から、獣医師に対し、みだりに殺傷又は虐待を受けた動物を発見した際の通報に係る努力義務規定を設けたもの。「その他の関係機関」とは警察、市町村等が該当する。

14 罰則（第44条から第50条まで）

動物の殺傷に関する罰則について、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に、虐待及び遺棄に関する罰則について、50万円以下の罰金が100万円以下に引き上げられる等罰則が強化された。これは、依然として悪質な動物の虐待及び遺棄に関する事件が後を絶たないこと等が考慮されたものである。

また、動物虐待罪について、その定義が不明確であったことから、みだりに、酷使又は愛護動物の健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束すること、自己が所有する愛護動物について疾病又は負傷した際に適切な保護を行わないこと、自己の管理する施設であつて排せつ物が堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設内で飼養又は保管することを、具体的な虐待の事例として追加している。なお、我が園で一般的な畜産業における家畜の取扱いは、みだりに酷使すること及びみだりに排泄物の堆積した施設において飼養することによる虐待には該当しない。

**⑥ 動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 3 項に基づく
愛護動物の遺棄の考え方について**

平成 26 年 12 月 12 日
環自総発第 1412121 号

環境省自然環境局総務課長から
各都道府県・指定都市・中核市動物愛護主管部（局）長あて

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 44 条第 3 項に規定する愛護動物の「遺棄」について、別紙のとおり考え方を整理したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知します。

愛護動物の「遺棄」と疑われる事案が発見された場合は、都道府県警察と連携・協力して、適切な対応に配慮をお願いします。

なお、本件については、警察庁から各都道府県警察等に対し、周知しています。

（別紙）

**動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 3 項に基づく
愛護動物の遺棄の考え方**

【基本的な考え方】

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 44 条第 3 項に規定される「遺棄」とは、同条第 4 項各号に掲げる愛護動物を移転又は置き去りにして場所的に離隔することにより、当該愛護動物の生命・身体を危険にさらす行為のことと考えられる。個々の案件について愛護動物の「遺棄」に該当するか否かを判断する際には、離隔された場所の状況、動物の状態、目的等の諸要素を総合的に勘案する必要がある。

【具体的な判断要素】

第 1. 離隔された場所の状況

1. 飼養されている愛護動物は、一般的には生存のために人間の保護を必要としていることから、移転又は置き去りにされて場所的に離隔された時点では健康な状態にある愛護動物であっても、離隔された場所の状況に関わらず、その後、飢え、疲労、交通事故等により生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

2. 人間の保護を受けずに生存できる愛護動物（野良犬、野良猫、飼養されている野生生物種等）であっても、離隔された場所の状況によっては、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

これに該当する場所の状況の例としては、

- ・ 生存に必要な餌や水を得ることが難しい場合
- ・ 厳しい気象（寒暖、風雨等）にさらされるおそれがある場合
- ・ 事故（交通事故、転落事故等）に遭うおそれがある場合
- ・ 野生生物に捕食されるおそれがある場合

等が考えられる。

なお、仮に第三者による保護が期待される場所に離隔された場合であっても、

必ずしも 第三者に保護されるとは限らないことから、隔離された場所が上記の例のような状況の場合、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

第2. 動物の状態

生命・身体に対する危険を回避できない又は回避する能力が低いと考えられる状態の愛護動物（自由に行動できない状態にある愛護動物、老齢や幼齢の愛護動物、障害や疾病がある愛護動物等）が移転又は置き去りにされて場所的に隔離された場合は、隔離された場所の状況に関わらず、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

第3. 目的

法令に基づいた業務又は正当な業務として、以下のような目的で愛護動物を生息適地に放つ行為は、遺棄に該当しないものと考えられる。

例：法第 36 条第 2 項の規定に基づいて収容した負傷動物等を治療後に放つこと

治療した傷病鳥獣を野生復帰のために放つこと

養殖したキジ・ヤマドリ等を放鳥すること

保護増殖のために希少野生生物を放つこと

⑦ 「動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 3 項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について」について

平成 26 年 12 月 18 日

事務連絡

環境省自然環境局総務課・動物愛護管理室長から
都道府県・各指定都市・中核市
動物愛護主管課（室）長 あて

「動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 3 項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について」（平成 26 年 12 月 12 日付け環自総発第 1412121 号）別紙の「動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 3 項に基づく愛護動物の遺棄の考え方（以下「遺棄の考え方」という。）

【具体的な判断要旨】第 3. 目的の「法第 36 条第 2 項の規定に基づいて収容した負傷動物等を治療後に放つこと」については、下記のとおり考えているので、補足させていただきます。

記

原則としては、「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」（平成 18 年環境省告示第 26 号）に従い、負傷した愛護動物を収容した場合は、まず、所有者を探し、所有者が見つからない場合は譲渡先を探し、譲渡先が見つからない場合はやむを得ず殺処分することとなる。

ただし、例えば、公園等に生息する鳩は、所有者がいないと推測されるものの、一定の管理を行う者がおり、その地域に生息することが理解されているが、当該鳩が負傷して収容された場合に、返還に相当する行為として、自治体の判断で治療後に元の場所等の生息適地に戻す行為を想定して遺棄の考え方示したものである。

⑧ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行について（抄）

令和 2 年 5 月 28 日
環自総発第 2005281 号

環境省自然環境局長から
各都道府県知事・
各中核市各指定都市の長 へ

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号。以下「改正法」という。）は、第 198 回国会において成立し、令和元年 6 月 19 日に公布された。改正法は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第 151 号）により、令和 2 年 6 月 1 日から施行される。また、第一種動物取扱業の基準遵守義務に係る規定等にあつては「公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日」（改正法附則第 1 条第 1 号）から、犬猫等販売業者に対するマイクロチップの装着等の義務化に係る規定にあつては「公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日」（改正法附則第 1 条第 2 号）から施行される。

改正法の施行に向けては、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 152 号。以下「経過措置等政令」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年環境省令第 6 号。以下「改正省令」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整備に関する告示（令和 2 年 2 月環境省告示第 21 号）が制定され、一部の規定を除き、改正法の施行の日から施行される。

令和 2 年 6 月 1 日から施行される改正法等の制定の趣旨及びその内容等は、下記のとおりであるので、御了知の上、改正法等の適切な施行に格段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正法等の制定の趣旨

平成 24 年に動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）の一部改正が行われ、その附則において、施行後 5 年を目途として施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされた。また、同附則において、幼齢の犬猫の販売時の日齢に関する規制や犬猫へのマイクロチップの装着の義務付けについては、必要な検討を加えることとされた。今般、これらの状況等を踏まえ、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、議員立法により所要の改正が行われた。改正内容のうち、令和 2 年 6 月 1 日から施行される内容等については、以下のとおりである。

第 2 改正の内容等

8 都道府県知事による不適正な飼養に係る指導等の拡充（第 25 条関係）

法第 25 条第 1 項において、周辺的生活環境が損なわれている事態が生じているときに、当該事態を生じさせている者に対し、従来の規定による勧告・命令に加えて、必要な指導・助言を行うことができることとされた。また、同条第 5 項において、必要な報告徴

収又は立入検査をすることができることとされた。これらにより、動物の飼養等に起因した生活環境保全上の支障が発生した場合に、事態の早期段階における行政指導である指導若しくは助言又は実態把握のための報告 徴収若しくは立入検査が可能となり、より効果的に事態の把握と改善を図ることができることとされた。また、従来は、多数の動物の飼養又は保管が行われていることが措置の前提となっていたが、多数に限らず一頭のみ飼養又は保管であっても、例えば、吠え癖のある犬による頻繁な吠え声の発生や放置などの周辺の生活環境が損なわれている事態や、ネグレクト等の同条第4項に定める虐待を受けるおそれがある事態が生じている場合には、措置の対象となり得ることとなった。さらに、同条第1項の指導又は助言に関する規定において、周辺の生活環境が損なわれている事態が生じたことの起因となる活動に給餌・給水が追加された。この規定により、例えば、公園等において、特段の計画性を持たず、結果として生じる周辺環境への影響に対する配慮や地域の理解を欠いた状態で動物への餌やり行為を行う者に対し、当該行為を起因として周辺の生活環境が損なわれている事態が生じている時に、必要に応じて、都道府県知事が指導又は助言を行うことができることとされた。

加えて、施行規則第12条において、周辺の生活環境が損なわれている事態の対象に、周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態が追加された。これは、従来の規定では、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により周辺住民の間で共通の認識となっていると認められることが前提であったが、複数の苦情の申出等がなくとも、特定の個人に健康被害が生じている事態も想定されることから規定された。法第25条に定める周辺の生活環境の保全等に係る措置に関し、都道府県知事は、必要に応じて、同条第7項の規定に基づく市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対する協力を求める等の連携を図りたい。

16 獣医師による通報の義務化（第41条の2関係）

獣医師が、獣医療行為の一環として、動物のみだりな殺傷及び虐待を発見した場合の都道府県知事その他の関係機関への通報について、都道府県知事その他の関係機関がよりきめ細やかに情報を把握し虐待等の事案に的確に対応できるようにするため、改正法により、従来の努力義務が義務化されるとともに、通報の即時性の程度を明確にするために、「遅滞なく」と明記された。獣医師による義務の履行に的確に対応するためにも、都道府県知事その他の関係機関の通報窓口の獣医師への周知の徹底が必要である。

なお、虐待等の判断に当たっては、飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について（平成22年2月5日付け環自総発第100205002号環境省自然環境局総務課長通知）、動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について（平成26年12月12日付け環自総発第1412121号環境省自然環境局総務課長通知）を参照されたい。

17 関係機関の連携強化（第41条の4関係）

国が地方公共団体に対して行う情報提供、技術的助言その他の必要な施策を講ずる努力義務の事項に、①畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務を担当する地方公共団体の部局、民間団体との連携の強化に関する事項と②地域における犬、猫等の動物の適切な管理等に関する事項が追加された。動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の効果的な実施に当たっては、多様な関係機関・部局間の連携によって、それぞれの有する専門的な知識、技術、経験、関係者の情報や現場訪問の機会等を最大限活用し、動物の愛護及び管理とこれに関連する各種の社会課題の同時解決を図る視点が必要である。こういった観点から、これまでの都道府県警察との連携に加え、今般、①の規定は、産業動物の適正な取扱いの確保には畜産や公衆衛生を担当する部局との連携、

多頭飼育問題への効果的な対応には社会福祉部局との連携、所有者不明の犬猫の取扱いや引き取った犬猫の譲渡の推進には民間団体との連携の強化が重要であることから設けられた。併せて、②の規定は、例えば、地域猫活動等の地域における動物の適切な管理に関する事例の共有等が必要であるため設けられた。

19 動物虐待罪等の厳罰化等（第 44 条から第 50 条まで関係）

近年、動物の虐待等（殺傷・遺棄を含む。以下同じ。）に係る違反容疑の摘発件数は増加しており、依然として悪質な動物の虐待等に関する事件が後を絶たないこと等から、動物の殺傷に関する罰則について、懲役刑の上限が 2 年から 5 年に、罰金刑の上限が 200 万円から 500 万円に引き上げられるとともに、虐待及び遺棄に関する罰則について、100 万円以下の罰金刑に 1 年以下の懲役刑が加えられ、罰則が大幅に強化された。また、虐待に当たる行為全てを網羅的に例示することは困難であるが、動物虐待罪の適用の可否の判断に資するよう、法第 44 条第 2 項において、具体的な虐待行為の例示がより広範に明記された。具体的に追加された事項は、みだりに行われた行為であることを前提とした上で、愛護動物に対し、①身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加えること、②そのおそれのある行為をさせること及び③飼養密度が著しく適性を欠いた状態で愛護動物を飼養し又は保管することにより衰弱させること、である。①は、実際に外傷が確認できない場合であっても、そのおそれがある行為を行うこと、②は、自らが外傷を負わずとも、愛護動物に外傷を負わせる可能性が生じる何らかの行為を強いること、③は、近年問題となっている一部の犬猫の繁殖業者（ブリーダー）による過密飼育や多頭飼育等による劣悪な状態での飼養等が想定される。

虐待等の摘発は、地方公共団体の動物愛護管理部局や警察への通報等を契機とするものが多く、今後は、法第 41 条の 2 の獣医師による通報が義務化されたことに伴い、獣医学的な見地からの情報も増加することが期待される。こうした事案において、実際の捜査に当たる警察当局が虐待等の判断を的確に行うためには、国や地方公共団体に対する制度解釈に関する疑義照会や獣医師に対する獣医学的観点からの検案依頼等について、円滑な連携を行えるような体制を構築することが重要である。具体的には、次の（1）に示す役割を担いつつ、（2）に示す都道府県警察との連携・協力体制の確保に努めるようお願いする。

（1）都道府県等の役割

法第 25 条第 4 項に定める虐待を受けるおそれがある事態の是正措置として、同項の勧告・命令及び同条第 5 項の報告徴収・立入検査の適切な運用を図る。また、虐待等の事案に係る通報窓口を明確化する。

（2）連携体制

都道府県等に通報のあった動物の虐待等の事案については、事案の内容に応じて、都道府県警察に対して必要な情報提供を行う。また、動物の殺傷及び虐待の該当性の判断に当たっては、みだりに行われた行為であるかどうかの評価が必要になることから、必要に応じて、国に対する法制的観点からの技術的助言及び獣医師等に対する検案や科学的助言を求めるものとする。

さらに、都道府県等において都道府県警察等から動物の虐待等の事案に関し情報提供を受けた場合は、（1）の都道府県等の役割を適切に果たすこと、都道府県等が立入検査を行う際に現地でのトラブルが想定される場合は、必要に応じ都道府県警察に警戒活動等の協力を求めること、都道府県警察が行う捜査の過程で被疑者から押収した動物の一時保管を依頼された場合は、必要に応じ動物愛護管理センター等が協力することなど、実務的な面での協力体制の構築を図るものとする。

⑨ 農場における産業動物の適切な方法による殺処分の実施について

令和3年1月21日
環自総発第2101214号
2 生畜第1763号

環境省自然環境局総務課長（公印省略）
（農林水産省）生産局畜産部畜産振興課長から
都道府県・指定都市・中核市
動物愛護管理主管部（局）長
各地方農政局生産部長
北海道農政事務所生産経営産業部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
あて

日頃より動物愛護管理行政の推進につきまして、御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号、以下、「動物愛護管理法」という。）第40条に規定する動物を殺す場合の方法については、「動物の殺処分に関する指針」（平成7年7月4日総理府告示第40号。以下「指針」という。）において、動物を殺処分しなければならぬ場合にあつては、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によることが規定されているところです。

今般、ある畜産事業者において、首吊りにより時間をかけて豚を窒息死させる行為や、適切な治療や殺処分を行わずに放置することにより鶏に餓死や衰弱死を招く行為が行われているとの情報を環境省において確認しました。

動物愛護管理法では、動物のみだりな殺傷や暴行等を禁止しています。これらは一般的に、不必要に強度の苦痛を与えるなどの残酷な取扱いをすることをいい、その具体的判断は、行為の目的、手段、態様等とその行為による動物の苦痛等を総合して、社会通念としての一般人の健全な常識により判別すべきものと解しています。

また、上述のとおり、指針では殺処分を行う際には適切な殺処分方法によることと規定されており、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」（令和2年3月16日農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）においても、治療を行っても回復の見込みがない場合や、著しい生育不良や虚弱で正常な発育に回復する見込みのない場合など、家畜の殺処分を農場内で実施しなければならない場合には、直ちに死亡させるか、直ちに意識喪失状態に至るようにするなど、出来る限り苦痛の少ない方法により殺処分を行うこととしております。

個々の行為が虐待にあたるかを一律に判断することは困難であるものの、動物虐待は、人が社会の中で関わるあらゆる動物の取扱いにおいて、法的にも道義的にもあってはならないことです。

このため、令和元年度の法改正により、昨年6月から動物のみだりな殺傷や虐待に関する罰則が大幅に強化されたことや、動物愛護管理部局と畜産部局等との連携強化が明示されたことも踏まえ、関係部局が連携して、日頃より、産業動物の適切な取扱いの確保及び虐待等の防止に係る事業者への指導助言や情報共有の徹底を図るとともに、適切な方法による殺処分が行われていない事態や飼養保管が適切でないことに起因して産業動物が衰弱する

等の虐待を受けるおそれがある事態が認められたときは、速やかな改善を求め、改善の意志がない場合は、警察への告発を含めて厳正に対処するよう御対応願います。

各地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局におかれては貴局管内の都道府県畜産部局に上記の旨を周知するとともに、畜産関係者へ周知するよう依頼願います。

(参考)

「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年7月4日総理府告示第40号)
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/shobun.pdf

「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」(令和2年3月16日農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知)
https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-42.pdf

「疾病の管理を目的とした殺処分」(OIEの陸生動物衛生規約)
https://www.oie.int/index.php?id=169&L=0&htmlfile=chapitre_aw_killing.htm

(2) 疑義照会

① 狩猟法に関する疑義について(照会)

昭和25年12月11日
獣 第 835号

愛知県知事から
林野庁長官あて

今般公布施行となつた標記狩猟法中下記の件に関し疑義の点がありこれが見解如何によつては行政上に及ぼす影響が顧慮されるから文書をもつて御回示煩わしたく照会致します。

記

狩猟法施行規則(昭和25年9月30日農林省令第108号)第1条の狩猟鳥獣の種類中「ノイヌ」とあるのは如何なるものを指すものか。

「ノイヌ」なるものは畜犬の前身ともいふべき野性犬をいうものか、それとも従来畜犬であつて所有者の明かでない浮浪犬等の所謂野良犬と称するものをも「ノイヌ」と解するものか。御承知のように犬については昭和25年8月26日法律第247号で公布になつた狂犬病予防法において規定した登録と狂犬病予防注射による証票のない犬があるときは都道府県知事は狂犬病予防員をしてこれを捕獲抑留することになつていて、この場合所有者に引きとるべき旨を通知し又は市町村長はその旨を公布し、5日間の抑留期間後所有者のないものに対してはこれを処分することになつているが、狩猟法によれば「ノイヌ」は直ちに銃殺しうるものと解され前記の所謂野良犬と称するものも同一義であつて狩猟しうるものとする場合は狂犬病予防法の運用に支障を来たし且つこの趣旨と相容れないものと解せられる節あるによる。

② 「狩猟法に関する疑義について（照会）」に対する回答通知

昭和 25 年 12 月 25 日
25 林野第 16999 号

林野庁長官から
愛知県知事あて

本月 11 日付獣第 835 号を以て御照会に係る首題の件下記の通り回答する。

記

狩猟法施行規則第 1 条にいうノイヌとは、山野に常棲するイヌをいうのであつて、市街地又は村落に棲息する無主の犬、所謂野良犬は、この範ちゆうに入らず、従つて狩猟鳥獣ではない。

狩猟法第 12 条は、学术研究又は有害鳥獣駆除のため、その他特別の事由があれば、農林大臣又は都道府県知事の許可を受けて、狩猟鳥獣以外の鳥獣でも捕獲できる趣旨であるが、そもそも狩猟法は野生の鳥獣の保護又は捕獲についての法律であり、野良犬については適用の余地がない。

従つて狂犬病予防のための野良犬の駆除は、あくまでも狂犬病予防法の手続に従つてなされるべきであると思料する。

③ ノネコについて（照会）

昭和 39 年 5 月 28 日

姫路簡易裁判所裁判官から
農林省あて

御繁務中甚だ恐縮ながら当庁裁判上必要につき下記事項につき至急御回答賜り度く照会に及びます。

記

1 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則第 1 条に狩猟鳥獣として規定する「ノネコ」の定義

2 右に云う「ノネコ」と「家ネコ」の相違点「山ネコ」との相違又飼主を離れたものはすべて「ノネコ」と云えるか。

動物学上「ノネコ」と云う種類の動物が有るか、又は特定の地方に於ける俗称か（例えば「むじな」と「たぬき」の如き）。

3 ノネコ、ノイヌ、ノウサギを保護する必要があるのか。

④ 「ノネコについて（照会）」に対する回答通知

昭和 39 年 8 月 31 日
39 林野造第 716 号

林野庁長官から
姫路簡易裁判所裁判官あて

5 月 28 日付けで照会のあつたこのことについて下記のとおり回答する。

記

- 1 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（以下「規則」という。）
第 1 条にいう「ノネコ」とは、常時山野にて、野生の鳥獣等を捕食し、生息している「ネコ」をいう。
- 2 (1) 「ノネコ」と「家ネコ」とは動物学上は同一の「ネコ」で「ノネコ」と称する別種類のものがあるのではない。畜養動物である「家ネコ」が野生化して 1 のようなものとなったのが「ノネコ」である。
(2) 「ヤマネコ」は、「ノネコ」とは全くちがった種類のもので、広くアジア諸国に分布している生来の野生動物である。
その毛色は、固定しており、体は灰褐色で額に 2 ないし 4 本の栗黒褐色の平行の縦帯があり、それに接し白帯がある。
また体側から腹に褐色のはん点があり、尾に暗褐色の環状はんがある。
(3) 飼い主の支配をはなれた「ネコ」で 1 に述べた要件をみたすものは「ノネコ」に該当するが、飼い主のもとをはなれ市街地または村落をはいかいしているような「ネコ」は規則第 1 条にいう「ノネコ」ではない。
(4) 「ノネコ」の名称は、特定地方の俗称ではなく、規則改正（昭和 24 年 10 月）の際あらたに付した名称である。
- 3 ノネコ、ノイヌ、ノウサギは特に保護していない。
そのため狩猟獣類に指定し、狩猟者に捕獲をすることを認めているのである。

⑤ 動物の保護及び管理に関する法律第 13 条の疑義取り扱いについて（照会）

昭和 49 年 10 月 1 日
青環第 798 号

青森県環境保健部長から
内閣総理大臣官房管理室長あて

このことについて、次のとおり疑義を生じたので至急御教示くださるようお願いいたします。

記

本県で、古くからの慣習として闘犬会（主として土佐犬）及び馬力大会等が行われていますが、この行為は動物の保護及び管理に関する法律第 13 条の規定に該当するかどうか。

⑥ 動物の保護及び管理に関する法律第 13 条の取り扱いについて（回答）

昭和 49 年 10 月 18 日
法務省刑刑第 179 号

法務省刑事局刑事課長から
内閣総理大臣官房管理室長あて

昭和 49 年 10 月 9 日付総第 489 号をもって紹介のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

伝統行事として社会的に認容されている闘牛、闘犬等を実施する行為は、当該行事を行うために必要な限度を超えて動物に苦痛を与えるような手段、方法を用いた場合を除き、動物の保護及び管理に関する法律第 13 条第 1 項に該当しないものと解する。

⑦ 動物の保護及び管理に関する法律第 13 条の取り扱いについて（回答）

昭和 49 年 10 月 23 日
警察庁丁防発第 187 号

警察庁保安部防犯少年課長から
内閣総理大臣官房管理室長あて

10 月 9 日総管第 489 号で照会の件については、下記のとおりお知らせします。

記

本件照会の闘犬・闘牛等は、他に特別の事情のない限り、動物の保護及び管理に関する法律第 13 条の規定に該当しないと解する。

（理由）

警察庁では、伝統行事として行われるものであっても、残虐であれば同法第 13 条に該当すると解している。

闘犬、闘牛について残虐かどうかは、当該闘犬・闘牛が動物を死に至らせ又は以後の生存に重大な影響を及ぼすような傷を負わせる性質を有するかどうかを基準として判断している。

本件については、当庁が青森県警察を通じて調査したところ、上述の性質を有するものではないと思料するので、同法第 13 条には該当しないと解する。

また、馬力大会については、馬に荷を引かせて競争させる行為自体は、一般的には虐待にあたらぬが、殴打するなどによって馬を死に至らせ、又は著しい傷を負わせた場合には、虐待にあたるものと解する。

本件については、当庁が調査したところでは、上述のような虐待行為を伴うものではないと思料するので、一般的には、同法第 13 条には該当しないと解する。

⑧ 動物の保護及び管理に関する法律第 13 条の疑義取り扱いについて（回答）

昭和 49 年 11 月 11 日
総 管 第 5 2 3 号

内閣総理大臣官房管理室長から
青森県環境保健部長あて

昭和 49 年 10 月 1 日付け青環第 798 号で照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

伝統行事として社会的に認容されている闘犬、馬力大会等を実施する行為は、当該行事を行うために必要な限度を超えて動物に苦痛を与えるような手段、方法を用いた場合を除き、動物の保護及び管理に関する法律第 13 条の規定に該当しないものと解する。

⑨ 動物の保護及び管理に関する法律の解釈について（照会）

昭和 57 年 1 月 7 日
警 察 庁 丁 防 発 第 5 号

警察庁保安部防犯課長から
総理府内閣総理大臣官房管理室長あて

広島平和記念公園内のはとは、別紙のとおり広島市及び同公園を訪れる観光客により餌が与えられるなどしているが、この場合において、当該はとは動物の保護及び管理に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号に規定するいえばとに該当すると解して宜しいか見解を頂きたく照会致します。

（理由）

別紙の状況から、当該はとは、人間による飼養関係が認められるからである。

（別紙）

広島平和記念公園内のはとは、昭和 30 年ごろから住みついで、現在 2,000～3,000 羽いるが、

- 1 広島市では、昭和 31 年 6 月ごろ、同公園内にははと小屋を建設し、現在 200 羽位のはとが入っている。
- 2 広島市はまた、同公園内のはとの餌代として年間 16 万円（消耗品費）を計上してはとに餌を与えている。更に、毎日観光客が、同公園内の売店で売っている餌（1 袋 200 グラム入り）を買入れてはとに与えている。
1 日の売上げは、平均 260 袋である。

⑩ 動物の保護及び管理に関する法律の解釈について（回答）

昭和 57 年 2 月 9 日
総 管 第 4 2 号

内閣総理大臣官房管理室長から
警察庁保安部防犯課長あて

昭和 57 年 1 月 7 日付け警察庁丁防発第 5 号「動物の保護及び管理に関する法律の解釈について」で照会のあった件については、広島平和記念公園内のはとが和名ドバト学名（*Columbalivia var. domesticus*）であるならば、貴見のとおりと解する。

⑪ 動物の保護及び管理に関する法律第 13 条第 1 項に規定する
「虐待」の解釈について（照会）

平成元年 2 月 18 日
警察庁丁防企発第 15 号

警察庁保安部防犯企画課長から
内閣総理大臣官房管理室長あて

みだしのことについては、下記の事項についてご検討のうえ、書面による御回答をお願いします。

記

〔照会事項〕

- 1 動物の保護及び管理に関する法律第（以下「動管法」という。）第 13 条第 1 項に規定する虐待についての一般的見解。
- 2 動物の所有者又は占有者が次のような行為をした場合、動管法第 13 条第 1 項に規定する虐待に該当すると解してよいか。
 - （1）動物にエサや水を与えなかったことにより、それが起因して当該動物を死に至らしめた場合
 - （2）動物が疾病にかかり、いずれ病死するかも知れないことを承知で何ら治療行為等を施さなかったことにより、それが起因して当該動物を死に至らしめた場合。

⑫ 動物の保護及び管理に関する法律第 13 条第 1 項に規定する
「虐待」の解釈について（回答）

平成元年 4 月 13 日
総 管 第 1 4 7 号

内閣総理大臣官房管理室長から
警察庁保安部防犯企画課長あて

警察庁丁防企発第 15 号をもって照会があった標記について、下記のとおり回答する。

記

〔照会事項 1 について〕

動物の保護及び管理に関する法律第 13 条第 1 項に規定する虐待とは、同条第 2 項各号に掲げる保護動物に対して、一般的に、不必要に強度の苦痛を与えるなどの残酷な取扱をすることをいい、虐待に当たるか否かの具体的判断は、当該行為の目的、手段、態様等及び当該行為による苦痛の程度等を総合して、社会通念としての一般人の健全な常識により判断すべきものであると解する。

〔照会事項 2 について〕

上記照会事項 1 についての見解に沿って判断すべきものであり、動物にエサや水を与えない(1)のようなケースについては、動物の態様、エサや水を与えなかった理由等の点について、また、何ら治療行為等を施さないという(2)のような不作為のケースについては、一般に疾病にかかった動物について飼い主に治療勤務があるとの社会通念が成立しているかどうか、治療等を施さない正当な理由があるかどうか等の点について、十分検討を加えた上で、虐待に当たるか否か判断すべきものと思料する。

**⑬ 動物の保護及び管理に関する法律第 13 条に規定する
「保護動物」の解釈について（照会）**

平成元年 7 月 3 日
札衛動セ第 127 号

札幌市衛生局長から
内閣総理大臣官房管理室長あて

平素より動物保護管理行政に対し、ご指導、ご協力を賜りお礼申し上げます。

近年、ねこに関する諸問題が多く、対策に苦慮しているところですが、上記「保護動物」の解釈について疑義が生じております。

つきましては、下記事項について、ご多用のところ誠に恐縮ですが、ご教示願いたく照会いたします。

記

- 1 野良ねこ（及び野良犬）は、「動物の保護及び管理に関する法律」（以下「動管法」という。）第 13 条第 2 項の保護動物に当たるか。
- 2 野良ねこの捕獲は、動管法上禁止されているか。

⑭ 動物の保護及び管理に関する法律 13 条に規定する
「保護動物」の解釈について（回答）

平成元年 10 月 24 日
総 官 第 473 号

内閣総理大臣官房管理室長から
札幌市衛生局長あて

平成元年 7 月 3 日付け札衛動セ第 127 号をもって照会があった標記について、下記のとおり回答する。

記

1 について

いわゆる野良犬及び野良ねこは、「動物の保護及び管理に関する法律」（以下、「動管法」という。）第 13 条第 2 項第 1 号に規定する保護動物であると解する。

2 について

動管法においては捕獲に関する規定はないが、捕獲行為の目的、手段、態様等によっては、当該行為が第 13 条第 1 項に規定する「虐待」に当たると判断される場合がある。

(3) 中央環境審議会動物愛護部会

① 動物の虐待防止に関する意見

昭和 50 年 4 月 4 日

動物保護審議会会長から
内閣総理大臣あて

沖縄県における海洋博開催期間中に沖縄県の業者が誘致を計画しているメキシコ闘牛（以下「闘牛」という。）の公開は、我が国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に悪影響を及ぼすばかりでなく、動物の保護及び管理に関する法律（以下「法律」という。）に違反するので、動物保護審議会は、その計画及び興業の中止措置を速やかに執られるよう要請する。

なお、業者は、最近、牛を殺傷することなく、メキシコ闘牛の形式で公衆に観覧せしめると申し立てているやに聞き及ぶが、本審議会は、そのような形式でも法律の精神に反するので、これが開催には同意しがたい。

中止要請理由

- 1 闘牛は、基本的に法律第 2 条の基本原則に反するのみならず第 13 条第 1 項に定める虐待に該当する。
- 2 闘牛の目的は、好奇的な娯楽として行われ、動物を苦しめ、傷つけ、殺すことを正当化する理由がない。
- 3 闘牛場において牛を追い回し、刀槍をもって刺し、最後に殺す行為は、法律第 10 条の主旨に反する。

2. 引用文献

- ・動物愛護管理法令研究会「改訂版 動物愛護管理業務必携」 (2016 大成出版社)
 - ・動物愛護管理法令研究会「改正 動物愛護管理法 Q&A」 (2006 大成出版社)
- ・伊藤榮樹、小野慶二、莊子邦雄編 「注釈特別刑法第五卷経済法編Ⅱ」 (1988 立花書房)
- ・三上正隆著「愛護動物虐待等罪の概説」警察學論集 (令和2年12月10日発行第73巻第12号。)
- ・動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針
～守るべき基準のポイント～
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a.html
- ・人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン
～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0303a.html
- ・有斐閣法律用語辞典 第5版 法令用語研究会 (2020 有斐閣)

3. 主な関連条文

家畜伝染病予防法（抜粋）

（昭和二十六年法律第百六十六号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、家畜の伝染性疾病（寄生虫病を含む。以下同じ。）の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的とする。

第六章 雑則

（家畜防疫官及び家畜防疫員）

第五十三条

3 この法律に規定する事務に従事させるため、都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から、家畜防疫員を任命する。ただし、特に必要があるときは、当該都道府県の職員で家畜の伝染性疾病预防に関し学識経験のある獣医師以外の者を任命することができる。

4 都道府県知事は、獣医師を当該都道府県の職員として採用することにより、この法律に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならない。

行政手続法（抜粋）

（平成五年法律第八十八号）

第三章 不利益処分

第一節 通則

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

刑事訴訟法（抜粋）

（昭和二十三年法律第百三十一号）

第二編 第一審

第一章 捜査

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

② 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

刑法（抜粋）

（明治四十年法律第四十五号）

第二編 罪

第四十章 毀棄及び隠匿の罪

（器物損壊等）

第二百六十一条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

（親告罪）

第二百六十四条 第二百五十九条、第二百六十一条及び前条の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

公益通報者保護法（抜粋）

（平成十六年法律第百二十二号）

（目的）

第一条 この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図

り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先（次のいずれかに掲げる事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者（以下「労務提供先等」という。）、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分にあたらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号において同じ。）に通報することをいう。
- 一 当該労働者を自ら使用する事業者（次号に掲げる事業者を除く。）
 - 二 当該労働者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四条において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において、当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。第五条第二項において同じ。）の役務の提供を受ける事業者
 - 三 前二号に掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該労働者が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者
- 2 この法律において「公益通報者」とは、公益通報をした労働者をいう。
- 3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。
- 一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実
 - 二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）
- 4 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
- 一 内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二条第二項に規定する機関、デジタル庁、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められた職員
 - 二 地方公共団体の機関（議会を除く。）

(解雇の無効)

- 第三条 公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として前条第一項第一号に掲げる事業者が行った解雇は、無効とする。
- 一 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると料する場合 当該労務提供先等に対する公益通報
 - 二 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合 当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対する公益通報
 - 三 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する公益通報
 - イ 前二号に定める公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - ロ 第一号に定める公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - ハ 労務提供先から前二号に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合
 - ニ 書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。第九条において同じ。）により第一号に定める公益通報をした日から二十日を経過しても、当該通報対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合
 - ホ 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

(行政機関がとるべき措置)

第十条 公益通報者から第三条第二号に定める公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

2 前項の公益通報が第二条第三項第一号に掲げる犯罪行為の事実を内容とする場合における当該犯罪の捜査及び公訴については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の定めるところによる。

(教示)

第十一条 前条第一項の公益通報が誤って当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関に対してされたときは、当該行政機関は、当該公益通報者に対し、当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（抜粋）

(平成二年法律第七十号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずるとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。

第六章 雑則

(食鳥検査等を実施する職員)

第三十九条 食鳥検査の事務、第二十条及び前条第一項に規定する都道府県の職員の職務並びに食鳥処理に関する指導の職務は、食品衛生監視員、と畜検査員その他厚生労働省令で定める職員であって政令で定める資格を有するもののうちからあらかじめ都道府県知事が指定する者が行う。

2 都道府県知事は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十四条第一項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、前項の都道府県知事が指定する者に同項に規定する事務又は職務を行わせなければならない。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

(平成十四年法律第八十八号)

第一章 総則

(定義等)

第二条

7 この法律において「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

と畜場法（抜粋）

(昭和二十八年法律第一百四号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。

(と畜検査員)

第十九条 第十四条に規定する検査の事務に従事させ、並びに第十六条及び第十七条第一項に規定する当該職員の職務並びに食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保に関する指導の職務を行わせるため、都道府県知事は、当該都道府県の職員のうちからと畜検査員を命ずるものとする。

2 都道府県知事は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十四条第一項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、と畜検査員に前項に規定する事務又は職務を行わせなければならない。

3 と畜検査員の資格について必要な事項は、政令で定める。

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

(昭和四十八年法律第五号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵かん養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

第二節 第一種動物取扱業者

(第一種動物取扱業の登録)

第十条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項及び第二十一条の四において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。第二十二条の五を除き、以下同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節、第三十七条の二第二項第一号及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節から第五節まで（第二十五条第七項を除く。）において同じ。）の登録を受けなければならない。

第四節 周辺的生活環境の保全等に係る措置

第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐

待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

- 5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- 7 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

第五節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

（特定動物の飼養及び保管の禁止）

第二十五条の二 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（その動物が交雑することにより生じた動物を含む。以下「特定動物」という。）は、飼養又は保管をしてはならない。ただし、次条第一項の許可（第二十八条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの）を受けてその許可に係る飼養又は保管をする場合、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

第四章 都道府県等の措置等

（負傷動物等の発見者の通報措置）

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

- 2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を收容しなければならない。

第五章 雑則

（獣医師による通報）

第四十一条の二 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

（地方公共団体への情報提供等）

第四十一条の四 国は、動物の愛護及び管理に関する施策の適切かつ円滑な実施に資するよう、動物愛護管理担当職員の設置、動物愛護管理担当職員に対する動物の愛護及び管理に関する研修の実施、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する地方公共団体の部局と畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務を担当する地方公共団体の部局、都道府県警察及び民間団体との連携の強化、動物愛護推進員の委嘱及び資質の向上に資する研修の実施、地域における犬、猫等の動物の適切な管理等に関し、地方公共団体に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

- 2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえぼと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第四十六条の二 第二十五条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
三 第二十四条第一項（第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、
第二十四条の二第三項若しくは第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の
報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十七条の二 第二十五条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は
同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人
又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、
その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十五条 五十万円以下の罰金刑

二 第四十四条又は第四十六条から前条まで 各本条の罰金刑

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（抜粋）

（平成十八年環境省令第一号）

（虐待を受けるおそれがある事態）

第十二条の二 法第二十五条第四項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当す
る事態であつて、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都
道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該
事態の改善が見込まれない事態とする。

一 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生している
こと。

二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又
は放置により臭気が継続して発生していること。

三 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生して
いること。

四 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認
められること。

五 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われてい
ない個体が見られること。

六 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行わ
れていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

執筆に当たり御協力いただいた有識者

(五十音順、敬称略)

氏名	所属	役職
浅野 明子	第一東京弁護士会（高木國雄法律事務所）	弁護士
磯部 哲	慶應義塾大学法科大学院	教授
佐伯 潤	公益社団法人 日本獣医師会/帝京科学大学	理事/准教授
田中 亜紀	日本獣医生命科学大学獣医学部	講師
遠山 潤	新潟県動物愛護センター	センター長
町屋 奈	公益社団法人 日本動物福祉協会	獣医師
三上 正隆	愛知学院大学 法学部	教授